

昭和二十八年三月

地方財政の状況報告

自治庁

# 地方財政の状況報告 目次

序	一
第一 昭和二十六年地方財政の決算状況	三
その一 昭和二十六年地方財政の決算	三
一、昭和二十六年地方財政の概観	三
二、昭和二十六年決算の概況	四
(一) 都道府県の団体別決算状況	六
(二) 市町村の団体別決算状況	七
(1) 五大市	七
(2) 市	八
(3) 町	九
(4) 特別区	九
三、地方団体の決算の動き	一九
(一) 概況	一九

(二)	都道府県の決算の動き	二五
(三)	五大市の決算の動き	二五
(四)	市の決算の動き	二六
(五)	町村の決算の動き	二八
(六)	特別区の決算の動き	二九
	四、赤字決算の概況	二九
	その二 決算の分析	三一
	一、地方財政と国庫財政との関連	三一
(一)	地方財政規模と国庫財政規模	三一
(二)	国庫財政と地方財政との関係	三三
	二、地方歳入の分析	三五
(一)	歳入構成の状況	三五
(二)	歳入規模の膨脹	三八
(三)	歳入規模の膨脹の内容	三九
(四)	一般財源の増加状況	四一

	(五)	自主財源の増加状況	四五
	(六)	地方税の増加状況	四七
	(1)	国税と地方税との関係	四七
	(2)	地方税収入の増加状況と偏在の状況	四八
	(3)	税目別の徴収状況	五一
	(4)	一般財源中に占める地方税収入の割合	五五
	(5)	法定外普通税実施状況及び標準税率超過課税状況	五八
	三、	地方歳出の分析	六一
	(一)	歳出構成の状況	六一
	(二)	歳出規模の膨脹	六三
	(三)	歳出規模の膨脹の内容	六四
	(四)	地方歳出経費の消費的経費と投資的経費	六五
	(1)	人件費について	六八
	(2)	公共事業費について	六九
	(3)	単独事業費について	七〇

(五)	一般財源の増加額の使途	七二
	四、地方財政の住民一人当り額	七二
	第二、昭和二十七年地方財政の状況	七四
	一、昭和二十七年地方財政の概観	七四
	二、昭和二十七年地方財政計画の概要	七五
	三、昭和二十七年地方歳入	八〇
(一)	地方財政計画における地方歳入見込	八〇
(二)	地方税収入	八一
(三)	地方財政平衡交付金	九一
(四)	地方債	九五
	四、昭和二十七年地方歳出	一〇一
(一)	地方財政計画における地方歳出見込	一〇一
(二)	給与関係費	一〇二
(三)	政府の施策に伴う増加経費	一一〇
(四)	自治体警察の経費	一一二

(五)	公共事業費	一七
(六)	単独事業費	一九
(1)	文教施設費	二〇
(2)	災害復旧事業費	二一
	五、収益事業	二二
	六、公営企業	二七
	第三、昭和二十八年度地方財政の見込	二九
	一、昭和二十八年度地方財政計画	二九
	二、新規財政需要額	三六
(一)	給与改訂による増加経費	三六
(二)	国庫負担補助金の増額に因る地方負担の増加額	四一
(三)	単独事業費の増加額	四三
	三、収入増加額	四四
(一)	地方税収入の増加	四四
(二)	使用料手数料の増加見込	四五

(四)(三)

雑収の増収	一四七
地方債の増加	一四七



## 序

この状況報告は国会に対する地方財政報告書の第三回目のものである。地方自治は終戦後七年、地方自治法の実施によつて高度の民主主義的要素が採り入れられ、地方自治の画期的振興の時代を迎えたものといえよう。然しながら、この地方自治の裏付けである財政については、昭和二十五年度のシャープ勧告に基く税財政制度改革にも拘わらず、なお歳入中に占める自主財源の割合は昭和二十五年度において五一%、昭和二十六年年度において五五%にしか過ぎない。又昭和二十六年度末において地方団体の形式上の赤字総額(繰上充用額)は六三億円に達し前年度の赤字総額の一・二五倍に達している。又支払繰延、事業繰越等を考えると実質上の赤字総額は一〇一億円に達する見込である。このことはなお地方財源の絶対額が地方団体の財政需要に対して過少であつたことがその原因の大なるものであることを示しているのである。

次に昭和二十六年度の地方財政の決算の特色の第一は地方税が前年度より四四%八三五億円も増加しているばかりでなく、地方財政計画より都道府県分で九四億円、市町村分で一四億円、合計二〇八億円も上廻つてゐることである。この結果、都道府県の決算においてその財政窮迫が緩和されたことである。

第二の特色は、この地方税の増収が主として異常な法人収益によるものであつて、都道府県においては法人事業税、市町村においては市民税法人税割が著しく延びた結果、地方団体間の財政力の不均衡が一層

激化したことである。

第三の特色は給与引上等消費的経費の増加が著しい結果、赤字団体数が増加したことである。この傾向は市町村において特に著しい。又大都市財政は行詰りの傾向を示し、昭和二十六年年度決算においては特別融資によつて形式的には改善されているが、その本質においては財政窮乏は激化の一途を辿つてゐる。大都市の歳出中に占める投資的経費の割合が著しく低いことはこのことを示しているものといえる。

第四の特色は単独事業費の増加していることである。すなわち、地方財政計画の実施計画額四二三億円に對して、実施額は六三五億円に達し、二一二億円の超過となつてゐる。これは戦時中過去十数年に亘つて自治体の各種施設が建設を抑制された結果、戦後修理改築等の財政需要が膨脹したこと並びに戦後の新しい施策に基く財政需要であつて、地方自治の伸張に伴う具体的内容の充実を示すものと思われる。又この大部分は義務教育に關する文教施設及び災害復旧等にかかわるものである。

昭和二十七年年度の地方財政は前年度の赤字総額六三億円を抱えて更に景氣の下降による税収の減少、税法改正に伴う減収等が考えられ、他面給与の引上、公共事業費等事業量の拡張に伴う地方負担の増加によつて、補正による財源追加措置、或いは地方団体において人員の抑制、経費の節約等各般の努力が払われたいにも拘わらず、地方財政はなお一層、悪化の傾向を示し、財源不足が地方自治の伸張を阻んでいる現状である。

## 第一 昭和二十六年地方財政の決算状況

### その一 昭和二十六年地方財政の決算

#### 一、昭和二十六年地方財政の概観

昭和二十五年に改革された新地方税財政制度は地方財政に根本的な変革を与え、地方財政の自主性の強化をもたらした反面、その税財政の運営に少なからざる混乱もあたえたが、昭和二十六年においては、ようやくその円滑なる運営を期待することができたのである。

又地方税制度においては、昭和二十六年に更に（イ）事業税に申告制度を採用し、（ロ）市町村民税に新たに法人税割を創設する等の改正が加えられ、地方税収入の増加がはかられたのである。

他面、昭和二十五年六月に朝鮮動乱が勃発したことは、わが国の経済界に異常な影響を与え、物価の上昇並びに生産活動の増大を齎らした。すなわち、企業の収益は昭和二十六年上期を中心として好転し、二十六年の年間を通じて前年に比較し著しく高利潤を得たのであつた。この経済の一般的状況を反映して二十六年の地方税収入は全体として前年度より飛躍的の増収をみたのであり、就中法人事業税及び市町村民税の法人税割に顕著に現われたのである。

政府予算の編成においても、地方財政に対して、公共事業国庫負担金及びその他の補助負担金等の国庫支出金の増額、又地方財政平衡交付金の増額並びに地方債発行額の増額等の措置がとられたのである。

しかしながら、地方財政における財政需要は、公共事業費その他の国庫支出金の増加に伴う地方負担の増加、新規行政経費の増加、物価高騰に伴う行政経費の増加特に給与引上げに伴う人件費の増加、その他ルース颱風災害の復旧経費、義務教育施設の増改築経費、或いは警察消防施設の充実等これらの支出経費の増加も著しい実情にあつたのである。

このような状況の下にあつた昭和二十六年地方財政について、地方財政委員会が算定した地方財政収支見込みは最終的には歳入五、八〇九億三千万円、歳出五、九五九億三千万円、差引歳入不足一五〇億円であつた。(註、政府補正予算成立の際の地方財政計画による。)

しかしながら、地方団体の財政窮乏の実情は、政府の財政措置を不可欠とし、政府もその必要を認めると至つて年度末八〇億円の臨時財政措置を講ずるに至つたのである。そして差引未措置分七〇億円については、地方団体の努力によつたとされたのである。これがため、地方団体は、経費の節減は勿論、事業の打切り、事業の翌年度繰越し或いは支払の翌年度繰延べ等の措置を余儀なくとらざるをえなかつたのである。(註、従つて、二十六年度決算を觀察する場合に、決算から落されているこれら翌年度への繰寄せのあることを注意しなければならない。)

## 二、昭和二十六年度決算の概況

都道府県及び市町村(特別区を含む。)を通ずる地方団体全体の昭和二十六年歳入歳出決算(普通会計)と、公営企業会計及び収益事業会計を除く。以下同じ。)の概況は歳入決算額六、九三三億二千九百

万円、歳出決算額六、六八六億七千二百万円であり、歳入歳出差引額すなわち歳計剰余金は二四六億五千七百万円である。これから翌年度に繰越した歳出の財源充当額一八二億二千七百万円を差引くと、昭和二十六年年度の純剰余金は六四億三千万円である。

都道府県を通ずる決算の概況は、歳入決算額三、九〇〇億七千七百万円、歳出決算額三、七二二億八千七百万円、歳計剰余金一七七億九千万円であり、これから翌年度に繰越した歳出の財源充当額一一二億九千二百万円を差引くと、純剰余金は六四億九千八百万円である。

市町村を通ずる決算の概況は、歳入決算額三、〇三二億五千二百万円、歳出決算額二、九六三億八千六百万円、歳計剰余金六八億六千六百万円であり、これから翌年度に繰越した歳出の財源充当額六九億三千四百万円を差引くと六千八百万円の財源不足(純不足)である。

昭和二十六年地方団体の決算概況は次のとおりである。

	歳入決算額	歳出決算額	歳計剰余金	繰越充当財源	純剰余金
都道府県	千円 三九〇七、一四八	千円 三、七二六、六七九	(△歳計不足) 千円 一七七〇、三五〇	千円 一一九、三二七	(△純不足) 千円 六四九、〇三三
市	三〇、一五二、四九九	二九、六六六、〇七五	六八六、四一九	六、九四七、七一	六、二五三
市	四、一七六、四四九	四、一四三、四四一	三三、〇〇八	九、九六六一	七、〇六七
市	九、六九五、三三二	九、八八一、八八八	△	三、〇九一、八六七	三、九九九、四三三
市	一、五二六、七九七	一、四五一、二七四	△	一一三、〇一九	四、一〇〇、三三〇
特別区	一〇、三三三、七五六	九、一四三、六六八	九、七九〇、八八	五、五一、九四四	四、七七一、四四四
合計	六九、三三九、六四一	六六、六七二、八七三	二四、六五六、七六九	一八、三三三、〇八八	六四、九六六、六一

次に地方団体の決算状況を地方団体別にみると、歳計剰余金を出している団体（黒字団体といい、その歳計剰余金を黒字額という。以下同じ）及び歳計不足となつている団体（赤字団体といい、その歳計不足額を赤字額という。以下同じ）の夫々の決算の概況はつぎのとおりで、全地方団体一〇、一四六団体のうち黒字団体は、九、四二六団体、その黒字額は三二〇億四百万円であり、赤字団体は七二〇団体、その赤字額は六三億四千七百万円である。

区分	地方団体数	黒字		赤字	
		団体数	黒字額	団体数	赤字額
都道府県	四六	四四	一七、九八一、八一九	二	一九一、四六九
市	一〇、一〇〇	九、三八二	一三、〇三二、七三九	七一八	六、一五六、三三〇
町	五	二	一、一八、六八七	三	八八五、六七九
市	二六四	一四九	三、二二二、二六五	一一五	四、一一八、七四一
町	九、八〇八	九、二〇八	七、七〇二、六九九	六〇〇	一、一五一、九〇〇
特別区	二三	二三	九七九、〇八九	〇	〇
合計	一〇、一四六	九、四二六	三一、〇〇四、五五八	七二〇	六、三四七、七八九

(一) 都道府県の団体別決算状況

都道府県の団体別の決算状況は「別表第一」のとおりである。すなわち、歳計不足となつている団体（赤字団体という。）は京都府及び青森県の二団体である。また翌年度に繰越した歳出に充当すべき財源を差引いて財源不足となつている団体は、青森、宮城、秋田、福島、茨城、新潟、富山、長野、京都、兵庫、奈良、徳島、香川、宮崎、鹿児島島の十五団体である。

決算上の歳計剰余金(赤字団体は歳計不足金)の額に区分して都道府県を分類すると次のとおりである。

区	分	団体数	都	道	府	県	名
一	歳計不足金	一	京都	(一億六千六百万円)			
一	億計未満	一	青森	(二千五百万円)			
一	億計未満	八	宮城、石川、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、香川、鹿児島				
一	億計未満	一三	岩手、秋田、茨城、千葉、新潟、富山、長野、和歌山、島根、高知、福岡、佐賀、宮崎				
一	億計未満	七	福島、福井、山梨、岡山、徳島、愛媛、熊本				
三	億計未満	五	山形、埼玉、三重、長崎、大分				
四	億計未満	二	静岡、広島				
五	億計未満	二	栃木、山口				
六	億計未満	二	群馬、岐阜				
七	億計未満	一	北海道				
八	億計未満	四	神奈川(八億円)、愛知(一五億円)、東京(二六億円)、大阪(三〇億円)				

(二) 市町村の団体別決算状況

(1) 五大市の団体別の決算状況は、「別表第二」のとおりである。すなわち、黒字団体は名古屋市(黒字額九億四千四百万円)、神戸市(黒字額一億七千四百万円)の二団体であり、赤字団体は、大阪市(赤字額六億七千八百万円)、京都市(赤字額一億三千四百万円)、横浜市(赤字額七千二百万円)の三団体である。

(2) 市(五大市を除く。以下同じ。)の団体別の決算状況は、「別表第三」のとおりである。すなわち、二六四市のうち黒字団体は一四九団体であり、赤字団体は一一五団体である。その決算の概況を人口段階別に示すと次のとおりである。(赤字額五千万円以上の市は「※」印を、赤字額が歳入総額の二割程度以上の市は「〇」印を付してみた。)

区 分	全市数	黒字市	赤字市	赤 字 市 名
人口二〇万以上	一八	一二	六	〔※〕印は赤字五千万円以上 〔〇〕印は赤字が歳入の二割程度以上 仙台、〇尼崎、※函館、※堺、金沢、熊本
人口一五万以上	一四	一〇	四	※下関、※小樽、〇松山、布施
人口一〇万以上	二八	一三	一五	千葉、徳島、宇部、高松、甲府、高岡、浦和、〇明石、川口、青森、宇都宮、山形、※八戸、※福井、※大津
人口七万以上	三八	二二	一七	〇岸和田、桐生、舞鶴、奈良、美唄、※豊中、※松本、鎌倉、〇大垣、藤沢、〇防府、吹田、※山口、小田原、松江、長岡、郡山
人口五万以上	五二	三三	一九	佐賀、〇弘前、熊谷、荒尾、麻屋、半田、土浦、米子、守口、伊丹、〇宇和島、加古川、米沢、酒田、彦根、小野田、石巻、〇立川、三条
人口四万以上	四六	二二	二四	太田、能代、川内、伊勢崎、岩見沢、西条、〇長浜、〇高槻、※塩釜、※池田、人吉、福知山、武生、坂出、鶴岡、〇牧方、水俣、※芦屋、上田、田辺、萩、小林、島原、浜田
人口三万五千以上	三〇	二二	九	下松、宇治、新津、館山、一関、伊東、新発田、小浜、光
人口三万五千以下	三八	一七	二一	〇茨木、〇稚内、熱海、枕崎、尻島、綾部、泉大津、関、〇富岡、〇泉佐野、豊岡、〇白河、日向、新庄、〇小松島、古河、津島、

合

計

二六四

一四九

一一五

富田林、新湊、寝屋川、玉島  
(※は三三市、○は二二市)

(3) 町村の団体別の決算状況は、「別表第四」とおりである(但し町村については都道府県毎に決算を一括した)すなわち、全町村九、八〇八町村のうち、黒字団体は九、二〇八町村であり、赤字団体は六〇〇町村である。赤字団体について人口段階別に、団体数を示すと次のとおりである。

区	分	赤字	団体数	赤字	額	一町村当り平均赤字額
人口	二万人以上	一	一一	八〇、九〇七	千円	七、三五五
	一万五千人以上	二五	二五	九三、四二二		三、七三七
	一万人以上	四〇	四〇	九八、八一四		二、四七〇
	七千人以上	六七	六七	一四五、九三一		二、一七八
	五千人以上	九七	九七	一五五、九〇二		一、六〇七
	三千人以上	一一九	一一九	一三三、六二二		一、〇三六
	三千人以下	一一六	一一六	六五、〇八八		五六一
区分	不明	一一五	一一五	三七八、二一四		三、二八九
合計		六〇〇	六〇〇	一、一五一、九〇〇		一、九二〇

備考 「区分不明」のものは、北海道及び山口県町村である。

(4) 特別区の団体別の決算状況は、「別表第五」とおりである。すなわち二十三区とも黒字団体である。

### 別表第一 昭和二十六年都道府県別決算状況

都道府県名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	事業繰越額	純剰余(不足)額
北海道	二二、〇二一、六五九	二二、二四四、四一八	七七七、二四一	七〇二、五一一	七四、七三〇

青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 靜 愛 三 滋 大 京  
 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 瀉 川 山 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪  
 奈

四、八五九、二四二	四、八八四、三七九	二五、一三七	二〇、八一二	四五、九九九
六、八六六、五一七	六、七二二、〇七七	一四四、四四〇	七五、〇二六	六九、四一四
七、五七九、七三八	七、五一〇、三五五	六九、三八三	三四〇、六一一	二七一、二二八
六、〇八九、八九二	五、九〇七、九二〇	一八一、九七二	二二〇、八八九	三八、九一七
六、一〇九、〇八六	五、七七一、五九七	三九一、四八九	一八五、一二九	二〇六、三六〇
八、九〇五、七六七	八、六九六、七二一	二〇九、〇四六	四五八、二三一	二四九、一八五
七、一二九、九三九	六、九三〇、九五四	一九八、九八五	四八四、四二九	二八五、四四四
六、四七四、六一八	五、八七五、二〇三	五九九、四一一	三〇、八八六	五六八、五二五
七、〇六三、六七八	六、四二八、六五六	六三五、〇二二	二二八、一一五	四〇六、九〇七
六、九二七、九八三	六、五六四、二三九	三六三、七四四	七九、七六二	二八三、九八二
六、七八一、八四五	六、六三八、二五五	一四三、五九〇	七七、九九三	六五、五九七
五、二九一、〇六五	四八、六五六、二四二	二、六三四、八二三	二、五二七、二〇四	一〇七、六一九
九、九〇二、六三五	九、〇五五、四四五	八四七、一九〇	三四一、三二三	五〇五、八六七
一〇、七六七、五〇八	一〇、六五二、〇三八	一一五、四七〇	一六五、一〇一	四九、六三一
五、三二二、八三八	五、一九四、五二九	一二八、三〇九	五二九、〇九九	四〇〇、七九〇
四、二九七、三一三	四、二八三、七〇二	一三、六一一	九、五七二	四、〇三九
四、七九五、八四二	四、五〇三、三〇〇	二九二、五四二	一五〇、二八九	一四二、二五三
四、二三〇、二六〇	三、九九七、九一九	二二二、三四一	一四三、八六九	八八、四七二
九、三一九、二一八	九、一九九、五一九	一一九、六九九	三七六、七七三	二五七、〇七四
六、七七一、三七七	六、一一七、二四五	六五四、一二五	三五一、三七二	三〇二、七五三
八、七三一、四〇二	八、三〇一、四六四	四二九、九三八	二一六、三八四	二一三、五五四
一二、三五二、六九九	一〇、八三六、八一	一、五一五、八八八	三八一、七八四	一、一三四、一〇四
六、六一四、四一二	六、二七一、四三一	三四二、九八一	四八、〇六七	二九四、九一四
三、七六五、六八六	三、七〇八、一一〇	五七、五七六	五五、三五五	一一、二二一
七、〇七二、八三三	七、二三九、一六四	一六六、三三三	一六六、七九三	七、三三三、一二五
一九、九六〇、七一	一六、九四四、二六一	三、〇一六、四五〇	一〇〇、五八一	二、九一五、八六九

別表第二 五大市別決算状況

五大市名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	事業繰越額	純剰余(不足)額
兵庫	一三、九〇三、二〇〇	一三、八四二、八八九	六〇、三一	一一三、八五一	五三、五四〇
奈良	三、〇七〇、二三五	三、〇四三、四二八	二六、八〇七	三五〇、二七三	三三三、四六六
和歌山	五、〇八六、六一一	四、九二〇、八〇九	一六五、八〇二	四九、九四四	一一五、八五八
鳥取	三、二八八、一九六	三、二三五、二二七	五二、九六九	二四、四一四	二八、五五五
島根	四、六七九、一〇二	四、四八二、七三五	一九六、三六七	七三、一六九	一一三、一九八
岡山	七、〇六一、三九四	六、八四一、二一一	二二〇、一八三	三六、〇二七	一八四、一五六
広島	一〇、三六一、〇八四	九、八九五、五一九	四六五、五六五	一七二、八六二	二九二、七〇三
山口	一〇、〇〇六、六六〇	九、四七一、四三〇	五三五、二三〇	二一七、九六七	三二七、二六三
徳島	五、三三一、四七三	五、一〇九、三四〇	二二二、一三三	二二七、七五六	五、六二三
香川	三、九二一、八四三	三、八九六、七八九	二五、〇五四	五〇、七七六	二五、七二二
愛媛	六、八六四、九四五	六、五六四、九九四	二九九、九五	二三五、二一八	六四、七三三
高知	四、九六六、八〇四	四、八四七、二四九	一一九、五五五	一一六、九五五	二、六〇〇
福岡	一三、二六九、六六九	一三、〇九六、七〇三	一七二、九六六	一二五、二五三	四七、七一一
佐賀	四、四三四、一一二	四、二四八、九九九	一八五、一一三	一七九、三一六	五、七九七
長崎	五、八五一、一九七	五、四五九、七七二	三九一、四二五	一七三、四三五	二一七、九九〇
熊本	六、二七九、三三九	六、〇六七、一九一	二一二、一四八	—	二一二、一四八
大分	五、九二一、八四一	五、五五五、八五三	三六五、九八八	二七七、四四五	八八、五四三
宮崎	六、二六一、四九七	六、一一五、五〇七	一四五、九九〇	一五〇、〇五六	四、〇六六
鹿児島	七、五一二、一九五	七、五〇九、一九九	二、九九六	二四九、六四〇	二四六、六四四
合計	三九〇、〇七七、一四八	三七二、二八六、七九八	一七、七九〇、三五〇	一一、二九二、三一七	六、四九八、〇三三
			△一七、九八一、八一九		△九、〇八八、四三七
			△一九一、四六九		△二、五九〇、四〇四
横浜市	五、九七〇、六二一	六、〇四三、一六七	七二、五四六	一四九、九七〇	二二二、五一六

別表第三 都市別決算狀況

市名	歳入決算額		歳出決算額		差引額	事業繰越額	純剰余(不足)額
	千円	千円	千円	千円			
名古屋市	七、二七二、〇八一	六、三二七、五五五	九四四、五二六	三四〇、三九五	六〇四、一三一		
京都市	五、九四六、七七五	六、〇八一、六四六	一三四、八七一	九九、四四四	二三四、三一一		
大阪市	一六、九七〇、七六二	一七、六四九、〇二四	六七八、二六一	二一三	六七八、四七五		
神戸市	六、三一六、二一〇	六、一四二、〇四九	一七四、一六一	三四九、六五九	一七五、四九八		
合計	四二、四七六、四四九	四二、二四三、四四一	二、三三三、〇〇八	九三九、六八一	七〇六、六七三		
			△一、一八八、六八七	△一、三一〇、八〇四	△一、三二〇、八〇四		
			△八八五、六七九		△六〇四、一三一		
市名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	事業繰越額	純剰余(不足)額		
一、人口三〇万以上	千円	千円	千円	千円	千円		
(四市)							
福岡	一、八七八、七一一	一、七四四、四九六	一三四、二一九	九〇、八八二	四三三、三三七		
仙臺	一、一二五、六三四	一、一五七、四一二	三二、七七八	一〇、六九六	四二、四七四		
川崎	二、七五〇、七四二	二、五三一、四六一	二二九、二八一	一九五、七九七	二二、四八四		
札幌	一、五八四、八〇五	一、四七四、二三四	一一〇、五七一	九三、〇五一	一七、五二〇		
合計	七、三三九、八九六	六、九〇七、六〇三	四三二、二九三	三九〇、四二六	四一、八六七		
			△四六四、〇七一		△八四、三四一		
			△三三一、七七八		△四二、四七四		
二、人口二〇万以上							
(二四市)							
広島	一、八三六、五三八	一、八三五、一〇六	一、四三二	一四四、二〇二	一四二、七七〇		
新潟	一、六六一、四九二	二、〇六四、九六一	四〇三、四六九		四〇三、四六九		
熊本	八三二、四六八	八六四、一六七	三二、六九九	三六、九九一	六八、六九〇		
金沢	一、〇九二、五二九	一、一二六、〇五九	三三、五三〇	七六、四八一	一〇、〇一一		
横須賀	九九四、八五三	九二六、二二七	六八、六二六	七四、二四〇	五、六一四		
長崎	一、一九三、八二一	一、一七〇、四〇五	二二、四一六	六四、二九九	四〇、八八三		
静岡	九九二、五九四	九五二、一〇一	四一、四九三	六九、一二四	二七、六三一		

鹿	二五四、九八一	一、一七八、七八七	七六、一九四	七二、一八一	四、〇一三
函	一、〇四三、〇五五	一、一八八、六三七	一四五、五八二	一一、〇一五	二五七、五九七
新	九五一、一五〇	八三七、一四〇	一一四、〇一〇	五五、六〇三	五八、四〇七
岐	一、〇〇五、二七五	九五七、九四五	四七、三三〇	—	四七、三三〇
堀	九四三、六三五	一、〇六四、七一八	一一一、〇八三	—	一一一、〇八三
八	九九七、五九七	九八六、五三三	一一、〇六四	一九、三〇八	八、二四四
合	一、六八〇、七五五	一、三八四、一七四	二九六、五八一	二〇八、〇二三	八八、五五八
計	一六、四八〇、七四三	一六、五三五、九六〇	五五、二一七	九三二、四六七	九八七、六八四
三、人口一五万以上 (一四市)			六八〇、一四六 △七三五、三六三	△二、一八五、九九二	△一、一九八、三〇八

小	一、〇六四、三三六	九〇一、二七五	一六三、〇六一	一〇三、八〇〇	五九、二六一
佐	九四二、二九〇	九二二、三六八	一九、九二二	一四、九九四	四、九二八
下	一、一〇一、四九三	一、一九八、九六九	九七、四七六	五八、三一六	一五五、七九二
大	八五二、五七六	八一三、六一〇	三八、九六六	一三、四一〇	二五、五五六
和	七三〇、〇五〇	七二九、一九二	八五八	七四九	一〇九
岡	八九二、五八〇	八九二、四九八	八二	一六、〇七六	一五、九九四
小	八九四、三七五	九八二、三二四	二、〇五一	八八六	一、一六五
西	八九六、八六一	九五〇、〇四〇	五三、一七九	一九、六四四	七二、八二三
松	一、一七三、九二二	一、一〇七、三三三	六六、五四九	六五、三一四	一、二三五
浜	七三五、四一九	一、〇八一、九一五	三四六、四九六	—	三四六、四九六
高	六八六、五四九	六七四、四六七	一一、〇八二	—	一一、〇八二
富	一、〇三二、五七一	八七一、七二〇	一六〇、八五二	—	一〇一、八七二
布	七八六、二五四	七八六、二三〇	二四	—	五八、九九九
合	五八四、一七二	六〇三、四三二	一九、二六〇	—	二四
計	一一、四六三、四四八	一一、五一五、四一三	五一、九六五	三九五、〇六一	一九、二六〇
				△	四四七、〇二六



大津	四九七、九九七	五五三、八〇一	△	五五、八二四	△	五五、八二四
市川	三四八、五七三	三四二、一一〇		六、四五三		六、四五三
沼津	四五四、〇五五	三九七、〇七一		五六、九八四		五六、九八四
長野	四七六、四二一	四二九、九九一		四六、四三〇		五〇、六三四
大宮	三七五、七一五	三六一、九五三		一三、七九二		一三、七九二
合計	一四、八〇六、九〇三	一五、〇五三、六八七	△	二四六、七八四	△	三三七、一二二
			△	六〇八、二五九	△	六五八、二八四
			△	三六一、四七五	△	七四、三七七
五、人口七万以上						
三入市合計	一四、七七六、一四一	一五、〇七六、三〇八	△	三〇〇、一六七		三一六、五三六
			△	七三二、二一七	△	八三九、五二六
			△	四三二、〇五〇	△	二二二、八二三
六、人口五万以上						
五二市合計	一三、三六四、八六六	一三、四二一、四八六	△	五六、六二〇		二八六、九四一
			△	三八三、二二四	△	二二一、一〇五
			△	四三九、八四四	△	五〇八、〇四六
七、人口四万以上						
四六市合計	八、六二五、六七七	九、〇三一、七九八	△	四〇六、一二一		五三六、一三三
			△	五三九、六四五	△	五九〇、六〇八
			△	一三三、五二四	△	五四、四七五
八、人口四万以下						
三〇市合計	一〇、二〇六、七八六	一〇、五二一、四三八	△	三二四、六五二		五五五、〇一五
			△	二二五、二二四	△	六三八、三二六
			△	二一〇、五七二	△	八三三、三一六
(算入洩)	九二〇、八八二	八一八、二二五		一〇二、七五七		一七、八〇一
九、総計	九八、九八五、三四二	九九、八八一、八一八	△	八九六、四七六	△	三、〇九二、八六七
			△	四、一一八、七四一	△	△三、九八九、三四三
			△	三、二二二、二六五	△	△一、一〇二、〇七九
			△		△	△五、〇九一、四二二

(註)「算入洩れ」とは岐阜市ほか十市における特別会計のうち、一般会計として合算されるべきもので算入洩れとなつたものである。

別表第四 町村決算状況

都道府県	町村数	歳入歳出決算総括			町村数	赤字団体
		歳入	歳出	歳計剰余金		
北海道	二六二	一、七九九、九三〇	一、九八六、八六八	△一八六、九三八	九九	三三五、一五六
青森	一六〇	二、四五六、〇六九	二、四四一、八八六	一四、一八三	二八	六五、六三一
岩手	二一六	三、七三三、三八六	三、五九七、六二九	一三五、七五七	四	一二、五一五
宮城	一八五	三、五四八、二八八	三、五二四、三四〇	二三、九四八	二八	七六、八二二
秋田	二二〇	三、三七二、三九一	三、二九八、七八四	七三、六〇七	七	一二、三四五
山形	二一八	二、九七一、三七一	二、八五六、五九二	一四、七七九	一四	一九、五九七
福島	三七五	四、六九〇、七六五	四、五〇八、七〇九	一八二、〇五六	一五	一三、二八二
茨城	三六二	四、〇〇五、八九七	三、七〇〇、五八五	三〇五、三一二	四	四、二一九
栃木	一六六	二、九〇八、七四四	二、六八八、〇五四	二二〇、六六〇	二	一、六〇〇
群馬	一九一	二、九九八、一四四	二、七八七、三二四	二一〇、八二〇	九	二四、一六三
埼玉	三一五	三、六九一、八〇〇	三、三六一、一八三	三三〇、六一七	三	二、九九九
千葉	二八四	三、三六六、〇九八	三、〇七四、九四〇	二九一、一五八	一〇	七、二九一
東京都	七九	一、五六六、七〇五	一、四八二、三二五	八四、三八〇	二	二、八六二
神奈川県	一〇八	一、八三三、七九六	一、七一一、七一九	一二〇、〇七七	四	五、二五〇
新潟県	三七七	五、三四六、四五六	五、一六三、九四九	一八二、五〇七	三四	七、一六三
富山県	一九二	二、二六〇、八二〇	二、一八七、八八七	七二、九三三	九	一四、五四七
石川県	一七七	二、一二六、八〇八	二、〇四九、五三五	七七、二七三	一三	一四、五一三
福井県	一四八	一、七〇八、二六八	一、六九二、二八二	一五、九八六	二四	五五、三四〇
山梨県	一九〇	一、七一、四二二	一、六一八、一四六	九三、二七六	五	六、一六三

宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥島和奈兵大京滋三愛静岐長  
歌

崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野

三七二	五、八〇七、三三四	五、六一六、四一九	一九〇、九一五	三〇、一一〇
二八一	三、五九九、四八一	三、二三七、八五五	三六一、六二六	四、九三三
二七一	四、七九三、三九一	四、三九五、〇九九	三九八、二九二	四、〇七一
二〇五	五、二七〇、二八二	四、八一八、三六八	四五一、九一四	一、五五〇
二六九	二、六五六、五八七	二、四八三、七三七	一七二、八五〇	一四、二二四
一五七	一、八八五、九三九	一、七三九、二二七	一四六、七一二	七、〇九〇
一四四	一、五六〇、一九三	一、五二六、二九二	三三三、九〇一	七、〇九〇
一三四	二、三六六、三六四	二、二七三、〇三五	九三、三二九	三六、一四一
三〇八	三、七八三、四九五	三、六四七、一一一	一三六、三八四	三三三、三〇二
一三六	一、七四六、〇〇二	一、六九〇、〇六七	五五、九三五	三、五二七
一九六	二、〇二七、七〇三	一、八八九、三三〇	一三八、三七三	七、三五七
一六六	一、五四〇、三七〇	一、五〇一、六七四	三八、六九六	一三、六九七
二一一	二、五九四、七三六	二、五九七、九三四	三、一九八	三二、三四四
三二八	三、八七六、一七一	三、六六一、六三九	二一四、五三二	二、三〇八
三三七	五、三四七、八九五	四、九八八、七〇一	三五九、一九四	一一、三七七
一六一	四、六三九、八八五	四、四二〇、二二六	二一九、六五九	四三、〇五八
一二五	二、〇五六、三八四	一、九九八、三七〇	五八、〇一四	一九、〇五五
一五六	二、一七六、四一九	二、〇七三、九一五	一〇二、五〇四	一九、六三九
二二三	三、三三六、五二三	三、二二三、九三九	一〇二、五八四	四九、四五一
一六九	二、一一一、〇四一	二、一一〇、八三五	二〇六	二二、二〇七
二五〇	五、三八六、九五六	五、二二九、七〇四	一四七、二五二	四、六三七
一一〇	二、四二五、六一六	二、二七一、一九五	一五四、四二一	六、三五六
一五五	二、九〇〇、二七八	二、七五六、九八二	一四三、二九六	二、四八六
三三〇	三、二四九、七九五	三、〇八五、四六七	一六四、三二八	五、三三二
一八九	二、四六九、六五〇	二、三三〇、三六九	一三九、二八一	二、一六七
七三	二、〇二九、四二六	一、九九一、九九五	三七、四三一	一四、七一四

鹿兒島

計 九、八〇八 一五、一六六、七九四七 一四五、一一七、一四八 六、五五〇、七九九 六〇〇 一、一五一、九〇〇 一五、三一九

別表第五 特別区區別決算狀況

特別区名

歳入決算額

歳出決算額

差引額

事業繰越額

純剰余(不足)額

世田谷

七五八、九二九

六九二、〇二〇

六六、九〇九

五八、四八七

八、四二二

大田

七一四、六六四

五九七、八三七

一一六、八二七

五九、七四一

五七、〇八六

杉並

五七五、四六八

五三五、八四一

三九、六二七

二五、八八一

一三、七四六

品川

四八九、七九九

四三〇、九四一

五八、八五八

七、二四二

五一、六一六

足立

三八一、八七〇

三四四、九六二

三六、九〇八

二九、四九八

七、四一〇

北川

四三四、二九七

四三〇、三二六

三、九七一

—

三、九七一

合東

四八九、六〇八

四四三、二三九

四六、三六九

二〇、八三八

二五、五三一

新宿

五五四、二五二

四九五、六二四

五八、六二八

二七、六八三

三〇、九四五

葛飾

三七五、三九〇

三六五、〇四七

一〇、三四三

一五、八一八

五、四七五

墨田

四三〇、五一一

三五〇、六一三

七九、八九八

三四、六八一

四五、二一七

板橋

三五三、六五七

三一九、一四一

三四、五四三

二七、五九二

六、九五—

豊島

三八三、三四四

三三五、八六六

四七、四七八

三六、六四一

一〇、八三七

港野

五一九、六八四

四四九、〇一六

七〇、六六八

三、七〇三

六六、九六五

中野

三八六、一四七

三六三、四〇五

二二、七四二

一五、六一一

七、一三一

江川

四一六、〇九六

三三七、八〇四

七八、二九二

四六、四〇三

三一、八八九

目黒

三六五、三〇三

三三五、三二六

二九、九七七

一一、二三六

一八、七四一

荒川

二九三、三八八

二八一、七六四

一一、六二四

六、八四四

四、七八〇

文京

四〇九、八〇四

三八二、八二五

二六、九七九

五、八五〇

二一、一二九

江東

三五五、一一二

三四四、九七九

一〇、一三三

一五、〇一二

四、八七九

中央

三六六、二四〇

三五三、一三一

一三、一〇九

三、七七—

九、三三八

中谷

四三六、四六二

四一二、〇五一

二四、四一一

九、九八一

一四、四三〇

練馬	二六九、三七〇	二二四、二四四	四五、一二六	三九、三二六	五、八一〇
千代田	三六三、三六一	三二七、六九三	四五、六六八	五〇、一一五	四、四四七
合 計	一〇、一二二、七五六	九、一四三、六六八	九七九、〇八八	五五一、九四四	四二七、一四四
				四四一、九四五	一四、八〇一

### 三、地方団体の決算の動き

#### (一) 概 況

昭和二十六年年度の地方団体における決算状況を前年度のそれと比較して、地方財政の決算の動きについて考察する。地方団体の全体を通ずる決算については、昭和二十五年年度は歳計剰余金二一八億七千四百万円であるのに対して、昭和二十六年年度は二四六億五千六百万円であるから、総額においては前年度より二七億八千二百万円の増加である。しかし、その決算における歳出総額に対する歳計剰余金の割合は、前年度四・一六%であるのに対して、二十六年度は三・六九%であつてその割合は減少している。従つて、地方財政は総括的には前年度よりも悪化している。

都道府県を通じては歳計剰余金は五一億二千六百万円の増加となつており、歳出総額に対する歳計剰余金の割合も前年度四・四六%から四・七八%と若干の増率を示している。従つて、都道府県財政の決算状況は、総括的には前年度より好転している。

市町村を通じては、歳計剰余金は二三億四千三百万円の減少となり、その歳出総額に対する歳計剰余金の割合も前年度三・八五%より本年度二・三二%と減率を示している。従つて、市町村財政の決

算状況は、総括的には前年度より悪化している。

地方団体の決算における歳計剰余金の増減の概況及びその歳出総額に対する歳計剰余金の割合は、総括的には次のとおりである。

区 分	歳 計 剰 余 金		歳出規模に対する歳計剰余金の割合	
	二 五 年 度	二 六 年 度	二 五 年 度	二 六 年 度
都道府県	一、二、六六三、九四三 <small>千円</small>	一、七、七九〇、三五〇 <small>千円</small>	五、一二六、四〇七 <small>千円</small>	四、四六 <small>%</small>
市町村	九、二〇〇、〇九八	六、八六六、四一九△	二、三四三、六七九	四・七八 <small>%</small>
五大市	一、二一〇、一六〇	一、三三三、〇〇八	一、三五三、一六八	二・三二
市	四八九、六八五△	八九六、四七六△	一、三八六、一六一	〇・六四△
町	八、九一六、四一一	六、五五〇、七九九△	二、三六五、六一二	〇・九〇
特別区	九二四、一六二	九七九、〇八八	五四、九二六	七・四四
合 計	二一、八七四、〇四一	二四、六五六、七六九	二、七八二、七二八	一・五七
			四・一八	一〇・七一
				三・六九

都道府県財政の決算状況は、前述のとおり総括的には前年度より好転しているが、これは、地方税収入特に法人事業税収入の著しい増収の結果であつて、東京、大阪、愛知、神奈川等の都府県の如き経済界の活況に恵まれた税収偏在度の高い団体においてその財政が著しく好転している反面、他の道府県においてはその財政は悪化している。

すなわち、東京、大阪、愛知、神奈川の四団体における歳計剰余金の総額は八〇億一千四百万円に達し、都道府県全団体の歳計剰余金の総額一七七億九千万円の四五%を占めている。これら四団体における歳出総額に対する歳計剰余金の割合は、前年度六・三七%、本年度九・三七%と著しい増率

を示しているに對して、四団体を除く道府県についてはその割合は、前年度三・八七%、本年度三・四一%と減率している。

歳計剰余金の増加状況及び歳出規模に對する歳計剰余金の割合について、東京、大阪、愛知、神奈川四団体とその他の団体の概況を示すと次のとおりである。

	歳計剰余金の増加状況		歳出規模に對する 歳計剰余金の割合	
	二五年度	二六年度	二五年度	二六年度
東京、大阪、神奈川、 愛知の四都府県	四、三三七、一一三 <small>千円</small>	八、〇一四、三四一 <small>千円</small>	六・三七%	九・三七%
その他の道府県	八、四二六、八三〇	九、七七六、〇〇九	三・八七%	三・四一%
計	一二、六六三、九四三	一七、七九〇、三五〇	四・四六%	四・七八%

次に市町村については、その決算の概況は前述のとおり悪化しているが、五大市、市、町村、特別区の夫々について更にその状況を検討する。

先ず(1)五大市についてみると、歳計剰余金は、一三億五千三百萬円の増加を示し、又、歳出規模に對する歳計剰余金の割合も増加して、その決算上は財政の好転を示している。しかしながら、この好転は年度末に行われた特別財政措置すなわち五大市に對する二六億円の融資によるものであつて、五大市財政の実態においては、(特別財政措置がなかつたならば)二十六年決算は二三億六千七百萬円の赤字であつて、前年度より一二億四千七百萬円の赤字の増加となつていたのであつて、財政

の悪化がその実態であり、決算面の財政好転は特別財政措置による頓服的効果の現われにすぎないのである。

次に、(2)市についてみると、歳計剰余金は、一三億八千六百万円の減少を示し、又歳出規模に対する歳計剰余金の割合においても減少して、その決算の概況は財政の悪化を示している。しかしながら、黒字団体の歳計剰余金と赤字団体の赤字額との関係を考察すると、赤字団体の増加に伴う赤字額の増加の反面、黒字団体の減少にも拘わらず黒字額は増加しているのであつて、都市間の財政力の不均衡が顕著になつてゐることを示している。

すなわち、赤字団体の赤字額は、二十五年度二〇億三千六百万円、二十六年四一億一千八百万円、増加額二〇億八千二百万円である。この一市当り平均額は二十五年度二、四二四万円、二十六年度三、五八一万円、増加額一、一五七万円、すなわち、四八%の増加率を示し、赤字都市の財政悪化を示している。反面、黒字団体の歳計剰余金は、二十五年度二九億百万円で二十六年度は三十一市が減少したに拘わらず三一億一千九百万円となり増加額二億一千八百万円である。この一市平均額は二十五年一、六一一万円、二十六年二、〇九三万円、増加額四八二万円、すなわち三〇%の増加率を示し、黒字都市の財政好転を示している。

黒字団体の黒字額(歳計剰余金)及び赤字団体の赤字額(歳計不足額)の両年度比較の概況は次のとおりであつて、都市財政の悪化の傾向のうちに都市間の財政の不均衡が顕著になつてきていることを示

している。

(イ) 黒字団体の黒字額の比較

人口段階	昭和二五年度				昭和二六年度				比較	
	市数	黒字額 千円	一市平均額 千円(A)	増減(B) 千円	市数	黒字額 千円	一市平均額 千円(B)	増減(B) 千円	比率(C) %	比率(C) %
二〇万以上	三	八〇,五七〇	二六,八五七	三,四四三	三	一〇一,二七〇	三三,七五七	二〇,二八七	三三	五三〇
一五万以上	一〇	一,一八八,四四〇	一二八,八四四	一,〇五九,六〇〇	一〇	一,四四四,四六六	一四四,四四六	三七〇,八六六	△	一三六
一〇万以上	七	四,三三〇,三三三	六一一,四七六	三,八六八,八五七	三	一,一四七,七〇〇	三七八,〇〇〇	二二八,七〇〇	△	九〇
七万	三	七,七二二,三三三	二,五七四,〇〇〇	五,一四八,三三三	三	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,一四八,三三三	△	二九六
五万	六	二,六九三,三三三	四四八,八八八	二,二四四,四四四	六	三,三三三,三三三	五五五,五五五	一,〇八八,八八八	△	四四三
四万	六	一,八九七,七〇〇	一六四,六一七	一,七六二,三〇〇	三	一,三三三,三三三	四四四,四四四	一,七七七,〇〇〇	△	二六六
三万五千	三	一,一〇〇,〇〇〇	三六六,六六六	一,〇〇〇,〇〇〇	三	一,〇〇〇,〇〇〇	三三三,三三三	六六六,六六六	△	二〇四
三万五千以下	三	二,〇〇〇,〇〇〇	六六六,六六六	一,〇〇〇,〇〇〇	七	一,〇〇〇,〇〇〇	一四二,八五七	八五七,一四二	△	一八
計	一〇	二,〇二〇,七〇〇	二〇二,〇七〇	一,八一八,六三〇	一〇	三,二一九,五〇〇	三二九,五〇〇	一,二八八,〇〇〇	△	二九九

(ロ) 赤字団体の赤字額の比較

人口段階	昭和二五年度				昭和二六年度				比較	
	市数	赤字額 千円	一市平均額 千円(A)	増減(B) 千円	市数	赤字額 千円	一市平均額 千円(B)	増減(B) 千円	比率(C) %	比率(C) %
二〇万以上	三	一六,七三三	五,五七七	九,一五三	六	七,七二二	一,二八七	九,一五三	二九	二九
一五万以上	四	二八〇,六四四	七〇,一六〇	二八〇,六四四	四	一六六,四四四	四一,六一一	二八〇,六四四	八四	八四
一〇万以上	二	五九,九七七	二九,九九八	五九,九七七	一	八,二二二	八,二二二	五九,九七七	一七	一七
七万	一	四,二二二	四,二二二	四,二二二	七	一,三三三	一,九〇四	一,三三三	三二	三二
五万	一	三〇〇,三三三	三〇〇,三三三	三〇〇,三三三	九	一,三三三	一,四八二	三〇〇,三三三	三三	三三

四万々	一七	二、六五〇、五	一、五〇八、九	四四	五、九六四、五	三、一四八、五	七、五九六	四九〇
三万五千々	五	五、八一九	七、六四〇	九	一〇、三五六	一、一五〇	四、三三六	六〇七
三万五千以下	三	一、四六六、八	三、三三三	三	四、二六八	一、〇〇六	七、八五六	六四三
計	八四	二、一〇六、七九	三、二四七	一五	四、一八七、四	三、五八五	二、五六六	四七七

次に(3)町村についてみると、歳計剰余金は、二三億六千五百万円の減少を示し、歳出規模に対する歳計剰余金の割合も減少して、財政の悪化を示している。すなわち、赤字団体数は二十五年四億五八八町村であり、二十六年度は六〇〇町村と三四二町村の増加で、赤字額も総額で二十五年四億五千六百万円、二十六年度一億五千百万円、増加額六億九千五百万円であり、一町村当りの平均赤字額も二十五年一、七七〇千円、二十六年一、九二〇千円と一五〇千円の増加を示している。人口段階別の概況は次のとおりである。

人口段階	昭和二十五年			昭和二十六年			比較(B)   (A)
	町村数	赤字額 千円	一町村当り(A) 千円	町村数	赤字額 千円	一町村当り(B) 千円	
二万以上	九	三三、四六四	三、七一九	一一	八〇、九〇七	七、三五五	三、六三七
一万五千以上	一五	五四、四二四	三、六二八	二五	九三、四二二	三、七三七	一〇九
一万以上	二八	五五、五八八	一、九八五	四〇	九八、八一四	二、四七〇	四八五
七千以上	二二	四八、四〇六	二、一〇五	六七	一四五、九三二	二、一七八	七三
五千以上	四八	八二、四〇六	一、七二七	九七	一五五、九〇二	一、六〇七	一一〇
三千以上	六二	四二、一五五	六八〇	二九	一三三、六二二	一、〇三六	三五六
三千以下	三三	二五、三七六	七六九	一一六	六五、〇八八	五六一	二〇八
区分不明	四〇	一、四八、八一八	二、八七〇	一一五	三七八、二一四	三、二八九	四一九
計	二五八	四五六、六三七	一、七七〇	六〇〇	一、一五一、九〇〇	一、九二〇	一五〇

最後に(4)特別区についてみると、歳計剰余金は五千四百万円の増加を示し、財政状況は良好ではあるが、歳出規模に対する歳計剰余金の割合は、二十五年一・五七%、二十六年一〇・七二%と若干の減少を示している。

## (二) 都道府県の決算の動き

昭和二十五年における赤字団体の青森、京都、宮城、鹿児島のうち、二十六年において黒字となつたのは宮城、鹿児島であり、赤字団体は青森、京都のみとなつている。又、二十五年において黒字団体で、二十六年に歳計剰余金の増加した団体は、三一団体で、北海道、岩手、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、広島、徳島、香川、愛媛、長崎、大分、宮崎の都道府県である。又両年度とも黒字であるが、歳計剰余金の減少した団体は一一団体、すなわち、福島、埼玉、新潟、石川、鳥取、岡山、山口、高知、福岡、佐賀、熊本の各県である。

## (三) 五大市の決算の動き

昭和二十五年において赤字団体であつた神戸市、大阪市、及び横浜市のうち、二十六年決算において黒字団体となつたのは神戸市のみであり、大阪市及び横浜市は夫々、その赤字額は減少したが依然として赤字団体である。

又、昭和二十五年において黒字団体であつた名古屋市及び京都市のうち、二十六年決算におい

て京都市は赤字団体となり、名古屋市は依然黒字団体となつて歳計剰余金が増加している。

(四) 市の決算の動き

市の決算において、二十五年及及び二十六年とも黒字の団体は一三六市で、このうち歳計剰余金の増加した団体は五九市であるのに対し減少した団体は七七市である。又両年度とも赤字の団体は一市で、このうち赤字額の減少した団体は二二市であるのに対して、赤字額の増加した団体は四九市である。二十五年赤字団体で、二六年度黒字となつた団体は一三市で、逆に二十五年黒字で二六年度赤字となつた団体は四四市である。決算状況の動きを、人口段階別に示すと次のとおりである。

区 分	人口									
	二〇万以上	一五万以上	一〇万以上	七万以上	五万以上	四万以上	三万以上	二万以上	一三万以下	計
二十五年黒字都市	一三	一〇	一七	二四	三六	二九	二五	二六	一八〇	
うち										
二十六年も黒字都市	一一	九	一一	一九	三〇	一九	二一	一六	一三六	
うち										
黒字増加都市	五	二	二	一〇	一八	九	六	七	五九	
黒字減少都市	六	七	九	九	一二	一〇	一五	九	七七	
二十六年は赤字都市	二	一	六	五	六	一〇	四	一〇	四四	
二十五年赤字都市	五	四	一一	一四	一六	一七	五	一一	八四	
うち										
二十六年は黒字都市	一	一	二	二	三	三	〇	一	一三	
二十六年も赤字都市	四	三	九	一二	一三	一四	五	一一	七一	
うち										
赤字減少都市	〇	一	二	四	五	五	三	二	二二	
赤字増加都市	四	二	七	八	八	九	二	九	四九	

二十六年度黒字都市	二二	一〇	一三	二二	三三	二二	二一	一七	一四九
二十六年度赤字都市	六	四	一五	一七	一九	二四	九	二一	一一五
赤字都市の増加	一	〇	四	三	三	七	四	九	三二

二十五年度赤字で二十六年度黒字となつた団体は、鹿児島、大牟田、門司、旭川、釧路、延岡、徳山、岩国、貝塚、上野、春日井、古川、串木野の十三市である。

二十五年度黒字で二十六年度赤字となつた団体は、仙台、金沢、布施、千葉、徳島、宇部、浦和、川口、宇都宮、桐生、奈良、鎌倉、藤沢、郡山、熊谷、荒尾、半田、加古川、米沢、立川、太田、伊勢崎、西条、人吉、福知山、上田、田辺、萩、小林、島原、宇治、新津、伊東、小浜、稚内、熱海、児島、泉大津、留萌、豊岡、日向、富田林、寝屋川、玉島の四四市である。

二十五年度、二十六年度ともに赤字団体であつて、赤字の減少した団体は、小樽、高松、高岡、美唄、小田原、松江、長岡、宇和島、伊丹、小野田、石巻、三条、川内、武生、鶴岡、水俣、浜田、下松、館山、新発田、枕崎、津島の二二市である。

二十五年、二十六年とも赤字団体であつて、赤字の増加した団体は、尼ヶ崎、熊本、函館、堺、下関、松山、甲府、明石、青森、山形、八戸、福井、大津、岸和田、舞鶴、豊中、松本、防府、吹田、山口、大垣、佐賀、弘前、鹿屋、土浦、米子、守口、酒田、彦根、能代、碧見沢、長浜、高槻、塩釜、池田、坂出、牧方、芦屋、一関、光、茨木、綾部、関、泉佐野、白河、新庄、小松島、古河、新湊の四九市である。



昭和二十六年年度赤字である町村数

一 二五 四〇 六七 九七・二二九 一一六、四八五 一一五 六〇〇

差引赤字町村の増加数

二 一〇 一二 四四 四九、六七 八三 二六七 七五 三二二

#### (六) 特別区の決算の動き

特別区の二十六年年度の決算の状況は、概ね良好であつて全団体ともに歳計剰余金を出している。歳計剰余金が前年度より減少した団体は、杉並区、北区、台東区、新宿区、荒川区、文京区、江東区、渋谷区、中央区、千代田区の一〇団体である。又、歳計剰余金が前年度より増加した団体は、世田谷区、大田区、品川区、足立区、葛飾区、墨田区、板橋区、豊島区、港区、中野区、江戸川区、目黒区、練馬区の十三団体である。

#### 四、赤字決算の概況

赤字団体数及びその赤字額の増減状況を考察する。

まず、赤字団体数については、都道府県において二十五年年度四団体、二十六年年度二団体であり、差引二団体の減少である。市町村においては、二十五年年度三四五団体、二十六年度七一八団体であり、差引三七三団体の増加である。すなわち、市で三一団体が増加し、町村で三四二団体が増加している。

次に、赤字額についてみると、都道府県においては二十五年年度六億一千七百万円、二十六年度一億九千百万円、減少額四億二千六百万円であり、市町村においては、二十五年年度四四億七千四百万円、二十六年度六一億五千六百万円、増加額一六億八千百万円であり、このうち五大市においては一〇億九千五

百万円減少し、市においては、二〇億八千二百万円及び町村において六億九千五百万円、夫々増加している。すなわち、全地方団体を通ずる赤字額は、二十五年五〇億九千二百万円、二十六年六三億四千七百万円、増加額一二億五千五百万円である。赤字団体数及び赤字額の両年度の概況は次のとおりである。

区 分	二 五 年 度		二 六 年 度		比 較 増 減	
	団体数	赤 字 額 千円	団体数	赤 字 額 千円	赤 字 額 千円	赤 字 額 千円
都 道 府 県	四	六一七、七九三	二	一九一、四六九	△ 二	四二六、三二四
市	三四五	四、四七四、九八四	七一八	六、一五六、三二〇	三七三	一、六八一、三三六
五 大 市	三	一、九八一、六一八	三	八八五、六七九	〇	一、〇九五、九三九
市	八四	二、〇三六、七二九	一一五	四、二一八、七四一	三二	二、〇八二、〇二二
町	二五八	四五六、六三七	六〇〇	一、一五一、九〇〇	三四二	六九五、二六三
村	〇	〇	〇	〇	〇	〇
特 別 区	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合 計	三四九	五、〇九二、七七七	七二〇	六、三四七、七八九	三七一	一、二五五、〇二二

なお、すでに概況にのべたとおり、地方団体において事業繰越又は支払繰延を行つているので、これら翌年度に繰越した歳出に充当すべき財源を差引いて実質的に財源不足となつていゝる団体及びその実質的赤字の額は、都道府県において一五団体で二五億九千万円、市町村において七五二団体で七五億六千八百万円、合計七六七団体で一〇一億五千九百万円である。概況は次のとおりである。(但し、町村については、実質的赤字額は不明のため決算上の赤字団体数及びその赤字額とする。)

都道府県	市	町	村	特別区	合計	団 体 数	実 質 的 赤 字 額 <small>千円</small>
一五	七五二	四	一四五	六〇〇	七六七		二、五九〇、四〇四
							七、五六八、九二七
							一、三一〇、八〇四
							五、〇九一、四二二
							一、一五一、九〇〇
							一四、八〇一
							一〇、一五九、三三一

その二 決算の分析

一、地方財政と国庫財政との関連

(一) 地方財政規模と国庫財政規模

地方財政規模と国庫財政規模との関係は、政府の方針が中央集権的傾向に、或いは地方分権的傾向にあるかによつて左右される。すなわち、中央集権的傾向の強化された時代においては、国庫財政の規模が膨脹し財源の多くは政府に集中されるが、地方分権的傾向の強い時代にあつては、地方財政の規模が膨脹し、その財源も地方に移譲される等地方財源の増強がみとめられる。

終戦後における地方行政は量質ともに充実し、これに伴つて地方財源の増強も著しく、地方財政の歳入歳出ともその規模は著しい膨脹を示し、国庫財政と地方財政の規模の比率は最近ようやく戦前の比率に近づきつつある。

歳入歳出における国庫財政と地方財政の規模の比率を示すと次のとおりである。

年 度	歳 入			歳 出		
	国庫財政 A	地方財政 B	B/A (%)	国庫財政 A	地方財政 B	B/A (%)
昭和 元	二、〇五六 <small>百万円</small>	一、九一二 <small>百万円</small>	九三・〇	一、五七九 <small>百万円</small>	一、四九一 <small>百万円</small>	九四・四
二	二、〇六三	二、二四八	一〇八・九	一、七六六	一、八五八	一〇五・二
三	二、〇〇六	二、一五七	一〇七・五	一、八一五	一、七七〇	九七・五
四	一、八二六	一、九五七	一〇七・二	一、七三七	一、六〇二	九二・二
五	一、五九七	一、九九三	一二四・七	一、五五八	一、六五一	一〇五・九
六	一、五三一	一、八二六	一一九・二	一、四七七	一、六一八	一〇九・五
七	二、〇四五	二、〇九八	一〇二・五	一、九五〇	一、八八四	九六・六
八	二、三三二	三、〇六四	一三一・三	二、二五五	二、六〇一	一一五・三
九	二、二四七	二、七六三	一二二・九	二、一六三	二、二一五	一〇二・四
一〇	二、二五九	二、七四九	一二一・七	二、二〇六	二、一六四	九八・一
一一	二、三七二	三、三九三	一四三・〇	二、二八二	二、七五八	一二〇・九
一二	二、九一四	二、七八二	九五・四	二、七〇九	二、〇八九	七七・一
一三	三、五九五	二、九五二	八二・一	三、二八八	二、一七八	六六・二
一四	四、九七〇	三、三二〇	六六・八	四、四九四	二、四二九	五四・〇
一五	六、四四五	三、八〇一	五八・九	五、八六〇	二、八四八	四八・六
一六	八、六〇二	四、二三〇	四九・一	八、一三四	三、一四九	三八・七
一七	九、一九二	四、八二五	五二・五	八、二七六	三、四八五	四二・一
一八	一四、〇一〇	六、〇五〇	四三・一	一二、五五二	四、四二三	三五・二
一九	二一、〇四〇	四、二二六	二〇・一	一九、八七二	三、八六五	一九・四
二〇	二三、四八七	五、三六二	二二・八	二一、四九六	五、〇一四	二三・三
二一	一八、八九九	三、七〇五	二六・七	一一、五二〇	二、七八〇	二四・一

〃	二二二	二一四、四六七	一〇〇、〇二一	四六・六	二〇五、八四一	九三、四六七	四五・四
〃	一三三	五〇八、〇三八	二七七、五〇〇	五四・六	四六一、九七四	二五九、〇七〇	五六・一
〃	二四	七五八、六一二	四一四、六九四	五四・七	六九九、四四八	三九一、四九二	五五・九
〃	二五	七二六、七九三	五四五、一五四	七六・一	六三三、二九五	五二三、二七九	八二・五
〃	二六	八九五、四八三	六九三、三二九	七七・四	七四九、八三八	六六八、六七二	八九・一

(備考) 昭和二十六年度は決算見込による。

## (二) 国庫財政と地方財政との関係

国庫財政の歳出には、地方団体に支出される経費が含まれている。すなわち、国庫負担金、国庫補助金の如き、地方行政の財政的援助を目的とする国庫支出金と、地方団体間の財政調整の機能を目的とする地方財政平衡交付金(昭和二十四年度以前は地方配付税、二十二年度以前は地方分与税)とがある。

この国庫財政における地方団体への支出は、財政援助的国庫支出金においても、又財政調整の平衡交付金においても累年増加している。この国庫から地方団体に支出される経費が国庫財政の歳出額中に占める割合について累年比較をみると次のとおりであつて、戦前大体一〇%前後であつたが、戦後は著しく上昇して、二十六年度においては三二・八%に達している。反面、この国庫から支出される経費が地方財政の歳入総額中に占める割合について累年比較をみると、次のとおりであつて戦前大体一〇%前後であつたが戦後は著しく上昇し、二十三年度は地方財政歳入総額の五〇%を超過するに至り、二十六年度においても三五・五%に及んでいる。これは地方財政の自主性の強化にも拘わらずな

地方財政が国庫財政に依存している傾向が強いことを示している。

年 度

国庫歳出額 A

国庫から地方団  
体への支出額 B

地方団体歳入額 C

年 度	国庫歳出額 A	国庫から地方団体への支出額 B	地方団体歳入額 C	割 合
昭和 元	一、五七九	一六一	一、九一二	$\frac{B}{A} \%$ 八・四
二	一、七六六	一九一	二、二四八	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・八
三	一、八一五	二一〇	二、一五七	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・六
四	一、七三七	一七〇	一、九五七	$\frac{B}{A} \%$ 九・八
五	一、五五八	一六五	一、九九三	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・六
六	一、四七七	一五三	一、八二六	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・四
七	一、九五〇	二八二	一、〇九八	$\frac{B}{A} \%$ 一四・五
八	二、二五五	三〇八	三、〇六四	$\frac{B}{A} \%$ 一三・七
九	二、一六三	二九五	二、七六三	$\frac{B}{A} \%$ 一三・六
一〇	二、二〇六	二五五	二、七四九	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・六
一一	二、二八二	二二九	三、三九三	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・五
一二	二、七〇九	二七六	二、七八二	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・二
一三	三、二八八	三一八	二、九五二	$\frac{B}{A} \%$ 九・七
一四	四、四九四	四九四	三、三二〇	$\frac{B}{A} \%$ 一〇・〇
一五	五、八六〇	八六九	三、八〇一	$\frac{B}{A} \%$ 一四・八
一六	八、一三四	一、二二四	四、二三〇	$\frac{B}{A} \%$ 一三・五
一七	八、二七六	一、三七四	四、八二五	$\frac{B}{A} \%$ 一六・六
一八	一、二、五五二	一、九一三	六、〇五〇	$\frac{B}{A} \%$ 一五・二
一九	一、九、八七二	一、五八二	四、二三六	$\frac{B}{A} \%$ 八・〇
二〇	二、一、四九六	二、三六六	五、三六二	$\frac{B}{A} \%$ 一・〇
二一	一、一五、二〇七	一、八、〇一〇	三、一、七〇五	$\frac{B}{A} \%$ 一五・六
二二	二、〇五、八四一	五、一、七二三	一、〇〇、〇三一	$\frac{B}{A} \%$ 二五・一

二、地方歳入の分析

(一) 歳入構成の状況

三三	四六一、九七四	一三八、六六二	二七七、五〇〇	三〇〇・〇	五〇〇・〇
二四	六九九、四四八	一六八、八七九	四一四、六九四	二四〇・一	四〇〇・七
二五	六三三、二九五	二二二、九三二	五四五、一五四	三五二・二	四〇〇・九
二六	七四九、八三八	二四六、一三三	六九三、三二九	三二二・八	三五・五

(備考) 昭和二二年三三年度における国庫歳出額に含まれる地方団体への支出額中には一部府県支出金が含まれている。

地方財政における歳入の費目の構成の大宗をなすものは、地方税、地方財政平衡交付金、国庫支出金、地方債、等である。その昭和二十六年年度決算における構成は次のとおりである。

総括表(都道府県及市町村)

項	目	都道府県	市	町	村	合
		千円	千円	千円	千円	千円計
一、歳入	地方					
①	地方財政平衡交付金	十三、九七六、二九四	一三八、八九七、五六二			一三七、八七三、八五六
②	財産収入及び財産売却代金	八一、〇六九、二二五	三八、九三五、六五四			一一〇、〇〇四、八七九
3	分担金及び負担金	三、八四七、二六九	五、七〇七、四二七			九、五五四、六九六
4	使用料及び手数料	一、二六六、一一二	一、八六〇、九四七			五、三九五、二一六
5	国庫支出金	八七、〇三六、三八三	六、八九六、四〇五			一九、五五九、五一七
6	都道府県支出金		三九、〇九二、三一五			一二六、一二八、六九八
7	寄附金		一二、五四八、八九〇			一二、五四八、八九〇
8	繰入金		六、九八一、六八〇			一〇、八三五、九七〇
9	繰入金		五、六〇六、九〇六			八、二六四、七九八
10	繰越金		一四、二一四、五七六			二七、六一三、四四四

11	雑収	一七三七七、六一五	一〇、八九九、五〇〇	二八、二七七、一五五
12	地方債	三二、六六一、九三一	二一、六一〇、六三二	五三、二七二、五六三
合	計	三九〇、〇七七、一四八	三〇三、二五二、四九四	六九三、三二九、六四二

市町村内訳(五大市、市町村及び特別区)総括表

歳入費目	五大市		町村		特別区		合計
	千円	円	千円	円	千円	円	
地方財政平衡交付金	三、二二一、三五五		四七、七八一、〇〇〇		六、二六八、八四五		三、八〇一、一五〇
財産収入及び財産売却代金	一八、三〇二、六一六		九三三、三〇六		二七、七二、九八八		二〇、五〇八、〇〇〇
分担金及び負担金	七三、六〇〇		四六三、〇〇〇		一、三三三、二六二		五三〇、八六二
使用料及び手数料	二、〇九一、一〇〇		二九三、六七〇		一、三〇八、八八四		四、六九三、六五〇
国庫支出金	五、六五〇、〇〇〇		一五、一九九、九六一		一八、二四二、七九一		五、八〇〇、〇〇〇
都道府県支出金	一、三六八、〇〇〇		二、五九九、〇〇〇		七〇二、二九二		四、二六九、二九二
寄附金	五〇、七六一		一、〇四三、一九三		五八六、二九七		一、五二〇、二〇一
繰入金	一、〇〇〇、一〇〇		五〇、八二一、三三三		一、三三三、六四五		二、三三三、〇七八
繰越金	八七、三三六		五〇、五二〇、三〇三		九三六、二六七		一、三〇三、八六六
雑収	二、八五三、三三六		五、九三三、九三三		三、八四六、〇四三		一〇、六二三、二一三
地方債	四、四三三、六〇〇		八、七五五、八二四		八、五三三、二八八		二一、七二二、七〇二
合	計	四、四三三、六〇〇	六、六六五、三三三	一五、二六七、九四七	一〇、二二七、五六六	三〇、三三三、九四四	二二、九三三、九四四

すなわち、(1)一般財源の状況についてみると、地方団体が自らの意思によつて自主的に用途を定めることのできる財源(一般財源という)である地方税及び地方財政平衡交付金は、合計三、九一八億七千八百万円であつて、その地方歳入総額中に占める割合は地方団体全体で五六・五%となつてゐる。都

道府県においては、一般財源は二、一四〇億四千五百万円で、その歳入総額中に占める割合は、五四・九%であり、市町村においては、一般財源は一、七七八億三千三百万円で、その歳入総額中に占める割合は、五八・六%であり、都道府県におけるより市町村において一般財源の割合は高く、その財政の自主性が相対的に強いことを示している。その概況は次のとおりである。

区 分	歳入総額(A)	一般財源額(B)	割 合(B/A)
	千円	千円	%
都 道 府 県	三九〇、〇七七、一四八	二一四、〇四五、五一九	五四・九
市 町 村	三〇三、二五二、四九四	一七七、八三三、二一六	五八・六
市 大 市	四二、四七六、四四九	二二、九四一、五八三	五六・四
市 大	九八、九八五、三四二	五七、〇七〇、五三八	五七・七
町 村	一五一、六六七、九四七	九〇、五五四、二〇〇	五九・七
特 別 区	一〇、一二二、七五六	六、二六六、八九五	六一・九
合 計	六九三、三二九、六四二	三九一、八七八、七三五	五六・五

又、(2)自主財源の状況についてみると、地方団体が自らの意思によつて、自主的に調達をすることのできる財源(自主財源という)は、地方税、使用料手数料、寄附金、財産収入及び財産売却代金、分担金負担金、繰入金、繰越金、雑収入等であるがその合計額は、地方団体全体を通じて三、八一三億七千四百万円であり、その歳入総額中に占める割合は、五五・〇%である。都道府県においては、一、九〇三億九百万円でその歳入総額中に占める割合は四八・九%であり、市町村においては、一、九一〇億六千五百万円で、その歳入総額中に占める割合は、六三・〇%である。従つて、都道府県におけるよ

りも市町村において自主財源の割合は高く、財政の自主性が強くなっていることを示している。概況は次のとおりである。

都道府県	市町村	歳入総額	自主財源額		割合
			(A)	(B)	
都道府県		三九〇、〇七七、一四八	一九〇、三〇九、六〇九	四八・九%	
市	町	三〇三、二五二、四九四	一九一、〇六五、〇〇三	六三・〇%	
市	大	四二、四七六、四四九	二九、三六六、七五二	六九・一%	
市	五	九八、九八五、三四二	六三、一七八、三七四	六四・〇%	
市	町	一五一、六六七、九四七	九〇、〇九八、二八一	五九・五%	
市	町	一〇、一二二、七五六	八、四二二、五九六	八三・四%	
合計		六九三、三二九、六四二	三八一、三七四、六一二	五五・〇%	

## (二) 歳入規模の膨脹

地方財政における歳入規模は、昭和二十六年年度六、九三三億二千九百万円であつて、前年度五、四五一億五千四百万円よりも一、四八一億七千五百万円すなわち二七・二%の膨脹となつている。都道府県においては九三四億三千七百万円すなわち三一・五%膨脹し、市町村においては五四七億三千七百万円すなわち二二・〇%膨脹し、都道府県の歳入の膨脹は市町村の歳入のそれよりも遙かに大きくなつてゐる。歳入規模の膨脹の状況は次のとおりである。

都道府県	区 分		増 加 額	増 加 率
	(A)	(B)		
	二五年度	二六年度		
	千円	千円	千円	%
都道府県	二九六、六三九、五七七	三九〇、〇七七、一四八	九三、四三七、五七一	三一・五%



繰入金	二、八四六、〇一〇	一・九	五四三、五六九	・六	二、三〇三、四四一	四・二
繰越金	二、二一六、六五六	一・五	△一、七〇〇、一〇一	△一・八	三、九一六、七五七	七・二
雑収	三、七三三、二九一	二・五	一、八二二、九二四	二・〇	一、九〇〇、三六七	三・五
地方債	二〇、四五〇、三三三	一三・八	一三、八五〇、九七八	一四・八	六、五九九、三五五	一一・一
合 計	一四八、一七五、二六四	一〇〇・〇	九三、四三七、五七一	一〇〇・〇	五四、七三七、六九三	一〇〇・〇

次に歳入総額中に占める各費目の構成率の変化についてみると、地方税及び地方債の割合は増加し、特に都道府県における地方税の割合の増加は著しい。又地方財政平衡交付金及び国庫支出金の割合は減少している。その概況は次のとおりである。

区 分	総 括		都 道 府 県		市 町 村	
	二五年度	二六年度	二五年度	二六年度	二五年度	二六年度
地方財政平衡交付金	三三・五%	三九・二%	二六・三%	三四・一%	四四・三%	四五・八%
地方収入及び財産売却代金	一九・九	一七・三	二四・〇	二〇・八	一五・〇	一二・八
分担金及び負担金	一・二	一・四	・八	一・〇	一・六	一・九
金	・七	・八	・九	・九	・四	・六
使用料及び手数料	二・八	二・八	三・四	三・二	二・一	二・三
国庫支出金	二一・〇	一八・二	二六・六	二二・三	一四・四	一二・九
都道府県支出金	二・三	一・八	一	一	五・一	四・一
寄附金	一・四	一・五	・九	一・〇	二・一	二・三
繰入金	一・〇	一・二	・七	・七	一・三	一・九
繰越金	四・七	四・〇	五・一	三・四	四・一	四・七
雑収	四・五	四・一	五・三	四・五	三・六	三・六
地方債	六・〇	七・七	六・〇	八・一	六・〇	七・一
合 計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

#### (四) 一般財源の増加状況

地方財政の自主性の確立は、地方団体が自主的にその用途を決めることのできる財源すなわち一般財源(地方税収入及び地方財政平衡交付金)の増加にかかっている。

二十六年年度決算において一般財源は、地方税収入が二、七一八億七千三百万円、地方財政平衡交付金が一、二〇〇億四百万円、計三、九一八億七千八百万円であつて、これを前年度と比較すると、地方税収入において八三五億九千二百万円、地方財政平衡交付金において一一五億五千三百万円、計九五一億四千六百万円の増加である。これは、前年度に対して三二%の増加となつている。

都道府県においては六四七億二千五百万円、すなわち前年度に対して四三・五%の増加であり、市町村においては、三〇四億二千百万円、すなわち前年度に対して二〇・六%の増加である。

次に、一般財源の増加状況を、歳出経費の増加状況と比較すると、地方団体全体を通じては歳出経費の増加率は二七・八%であるから、一般財源の増加状況が歳出経費の増加率を上廻つて財政の自主性の強化されていることを示している。都道府県についてみると、一般財源の増加率は、歳出経費の増加率を相当上廻つていて、財政自主性の強化が著しいことを示している。市町村についてみると、五大市及び市においては、一般財源の増加率が上廻つて財政自主性の強化を示しているが、町村及び特別区においては、一般財源の増加率が下廻つて、財政自主性の後退を示している。

一般財源の増加状況及び歳出経費の増加率を示すと次のとおりである。

区 分 一 般 財 源 の 増 加 状 況 歳出経費 の増加率

区 分	一 般 財 源 の 増 加 状 況		増 加 率 (C/A)
	二 五 年 度 (A)	二 六 年 度 (B)	
都 道 府 県	一四九、三一九、九三一 <small>千円</small>	二二四、〇四五、五一九 <small>千円</small>	四三・五%
市 町 村	一四七、四一二、〇〇四	一七七、八三三、二一六	二〇・六%
五 大 市	一九、〇三二、二六二	二二、九四一、五八三	二五・八%
市	四三、〇四五、一〇五	五七、〇七〇、五三八	三三・五%
町 村	七九、二七六、七〇二	九〇、五五四、二〇〇	一四・二%
特 別 区	六、〇五七、九三五	六、二六六、八九五	三・四%
合 計	二九六、七三一、九三五	三九一、八七八、七三五	三三・〇%

次に一般財源の増加状況を団体別にみると、都道府県については、「別表第六」とおりであつて、最低は、石川県の一三・四%の増加、最高は、大阪府の九一・〇%の増加となつている。又、五大市については、「別表第七」とおりであつて、最低は京都市の八・九%の増加、最高は、神戸市の三〇・二%の増加となつている。

別表第六 都道府県別一般財源増加状況

府 県 名	二 五 年 度 A		二 六 年 度 B		増 加 率 (C/A)
	千円	千円	千円	千円	
北 海 道	八、六四四、二七〇	一一、六五六、三〇八	三三・〇%	三三・〇%	
青 森	二、二五五、九〇二	二、八〇四、〇五五	五四・八%	二四・二%	

(単位千円)

兵大京滋三愛靜鼓長山福石富新神東千埼群栃茨福山秋宮岩

奈

庫阪都賀重知岡阜野梨井川山瀉川京葉玉馬木城島形田城手

二、四〇〇、二八五  
二、六六一、〇二二  
二、二四〇、七七四  
二、二九六、二二七  
三、三三四、四九七  
二、七二一、四三一  
二、四七五、八七九  
二、五七一、七四一  
二、九五九、九四二  
二、九八五、四一八  
二一、二二六、六六七  
三、六七七、九四五  
三、八三六、九六一  
一、九〇〇、三一三  
二、〇〇一、〇八八  
一、六一六、三六四  
一、四五六、七〇三  
三、四七四、四六二  
二、四九九、四六四  
三、四九九、九八九  
五、三五三、二六三  
二、三六三、一一一  
一、五七七、二二三  
二、九五二、五九一  
七、四三五、一六二  
五、七一、〇七八

三、三四九、九〇三  
三、六四一、一九七  
二、九九六、四五四  
二、九八一、三五九  
四、四七一、六三七  
三、六七二、四六一  
三、一九四、三五〇  
三、三七六、〇六二  
四、一二四、四九〇  
三、八七九、八二二  
三三、九五六、一二五  
五、八〇〇、一七七  
五、二三一、九四七  
二、五八一、七四五  
二、二六八、八二七  
二、一三三、一〇二  
二、〇一四、一六三  
四、六三四、五三九  
三、五八二、五九九  
五、一三一、九六三  
七、六八二、四四三  
三、四四五、三九九  
二、〇六三、〇七七  
四、三一八、九二二  
一四、二〇二、三〇二  
八、四一四、八八五

九四九、六一八  
九八〇、一七五  
七五五、六八〇  
六八五、一三二  
一、一三七、一四〇  
九五一、〇三〇  
七一八、四七一  
八〇四、三二一  
一、一六四、五四八  
八九四、四〇四  
二、七二九、四五八  
二、一三二、二二三  
一、三九四、九八五  
六八一、四三二  
二六七、七三九  
五一六、七三八  
五五七、四六〇  
一、一六〇、〇七七  
一、〇八三、一三五  
一、六三一、九七四  
二、三二九、一八〇  
一、〇八二、二八八  
四八五、八四四  
一、三六六、三三一  
六、七六七、一四〇  
二、七〇三、八〇七

三九五  
三六八  
三三八  
二九九  
三四一  
三五〇  
二九〇  
三一三  
三九四  
三〇〇  
六〇〇  
五七六  
三六四  
三五九  
一三四  
三二〇  
三八四  
三三四  
四三三  
四六八  
四三六  
四四八  
三〇九  
四六二  
九一〇  
四七四

別表第七 五大市別一般財源增加狀況

市 名	二五年度 A		二六年度 B		增加額 (B-A)	增加率 (C/A)
	千円	千円	千円	千円		
奈良	一、二九七、二四三	一、八九八、二三一	六〇〇、九八八	四六・五		
和歌山	一、八八〇、一四三	二、六九八、一三七	八一七、九九四	四三・五		
鳥取	一、二一四、七八五	一、五七七、二六九	三六二、四八四	二九・九		
島根	一、五九一、四〇九	二、二二九、〇六一	六三七、六五二	四〇・二		
岡山	二、六四五、一九二	三、八九三、三八二	一、二四八、一九〇	四七・四		
広島	三、三九八、九九九	四、八一四、五〇四	一、四一五、五〇五	四一・七		
山口	二、七六七、四三二	三、七六〇、四一八	九九二、九八六	三五・九		
徳島	一、五〇六、四五二	二、一九〇、九二二	六八四、四七一	四五・四		
香川	一、六五九、五二〇	二、一八四、五七八	五二五、〇五八	三一・七		
愛媛	二、三五〇、一一〇	三、四六九、三九六	一、一一九、二七六	四七・五		
高知	一、六九一、〇九〇	二、一三九、七六七	四四八、六七七	二六・六		
福岡	五、七〇四、〇七〇	七、五九〇、七〇〇	一、八八六、六三〇	三三・〇		
佐賀	一、五六四、八三一	二、〇七五、五五七	五一〇、七二六	三二・七		
熊本	二、四四五、〇一四	三、二六一、二四九	八一六、二三五	三三・四		
熊本	二、六二八、五六〇	三、五六一、二五一	九三二、六九一	三五・五		
大分	二、一四九、五五五	二、七二三、九三八	五七四、三八三	二六・八		
宮崎	一、九三〇、四三〇	二、五三六、一四四	六〇五、七一四	三一・四		
鹿島	二、七六五、三〇四	三、八三〇、七〇二	一、〇六五、三九八	三八・五		
合計	一四九、三一九、九三一	二二四、〇四五、五一九	六四、七二五、五八八	四三・五		

横

浜

二、九一八、六七四

三、七二三、九二一

八〇五、二四七

二七・七%

名	古	屋	都	阪	戸	計
三、〇六一、二五〇	三、九一六、九六四	八五五、七一四	三、一五六、〇八五	三、四三六、四〇六	二、一七〇、三二一	二七九
七、二四七、三六二	九、四一七、八〇七	二、一七〇、四四五	二、六四八、八九一	三、四四六、四八五	七九七、五九四	二九・九
一九、〇三二、二六二	二二、三、九四一、五八三	四、九〇九、三二一				三〇・二
						二五・八

参考として地方税財政制度改正前の昭和二十四年度における一般財源と比較すると、二十四年度の一般財源は、二、〇九一億一千三百万円であるから、一、八二七億六千四百万円の増加となつていす。すなわち八七・四％の増加となつて一般財源として著しい増加状況を示している。

その概況は次のとおりである。

区	分	二四年度 (A)	二六年度 (B)	増 加 額 (C)	増 加 率 (C/A)
都	道	一〇八、七二〇、六四七	二一四、〇四五、五一九	一〇五、三三四、八七二	九六・九
市	府	一〇〇、三九三、一二七	一七七、八三三、二一六	七七、四四〇、〇八九	七七・一
市	大	一四、三〇〇、二九四	二二、九四一、五八三	九、六四一、二八九	六七・五
市	五	三一、三八四、二〇二	五七、〇七〇、五三八	二五、六八六、三三六	八一・九
町	村	五二、八三八、〇三八	九〇、五五四、二〇〇	三七、七一一、一六二	七一・三
特	別	一、八七〇、五九三	六、二六六、八九五	四、三九六、三〇二	二三・五
合	計	二〇九、一一三、七七四	三九一、八七八、七三五	一八二、七六四、九六一	八七・四

(五) 自主財源の増加状況

地方財政の自主性の確立は、地方団体が自主的に調達することのできる財源すなわち自主財源(地方税収入、使用料手数料、その他)の増加が必要である。

二十六年年度決算において自主財源は、総額三、八一三億七千四百万円であり、歳入総額の五五%となつてゐる。すなわち、国庫支出金、地方財政平衡交付金及び地方債等地方団体の意思によらず政府が決定するものが三、一一九億五千五百万円(歳入総額の四五・〇%)にのぼつてゐることは、地方自治の進展にも拘らず地方財政においては、依然としてその自主性が不十分であることを示してゐる。

二十六年年度における自主財源総額三、八一三億七千四百万円は、これを前年度と比較すると、地方団体全体を通じて、一、〇四七億一千万円の増加となつてゐる。すなわち、その増加率は三七・九%である。そのうち、都道府県においては、六一四億四千五百万円の増加となり、その増加率は、四七・六%であり、市町村においては四三二億六千五百万円の増加となり、その増加率は三四・一%である。従つて自主財源の増加状況も相当顕著となつてゐる。

次に自主財源の増加状況を歳出経費の増加状況と比較すると、地方団体を通じて歳出経費の増加率は二七・八%であるから、自主財源の増加率は相当上廻つて、その財政自主性は、増強されたことを示してゐる。都道府県についても、また、市町村についても財政自主性は増強されている。

自主財源の増加状況及び歳出経費の増加率を示すと次のとおりである。

区 分	自 主 財 源 の 増 加 状 況			歳出経費 の増加率
	二五年度(A)	二六年度(B)	増 加 額 (C)	
都 道 府 県	千円 二二八、八六四、三四二	千円 一九〇、三〇九、六〇九	千円 六一、四四五、二六七	% 四七・六
				% 三二・一



七	七六二	五三二	六八四	一七	六、七八八	九三四	一三・八
八	八二二	五五八	六七八	一八	八、六五九	九九二	一一・五
九	九二一	五九六	六四六	一九	一、六六五	八六二	七・四
一〇	一、〇〇五	六三四	六三一・一	二〇	一〇、四九九	九八五	九・四
一一	一、一四六	六七二	五八・六	二一	三〇、一一一	三、七二六	一二・四
一二	一、五二五	六五九	四三・三	二二	一四七、四六一	二〇、一九八	一三・八
一三	二、〇七五	七〇四	三三三・九	二三	三四五、八三一	七七、七〇九	二二・五
一四	二、六〇八	七六三	二九・三	二四	五一八、一七三	一四二、四四一	二七・五
一五	三、七八九	七八四	二〇・八	二五	四五六、三九三	一八八、二八一	四一・二
一六	四、四〇三	八七九	一九・九	二六	六〇四、〇三二	二七一、八七三	四四・九

## (2) 地方税収入の増加状況と偏在の状況

昭和二十六年度における地方税収入額は総額二、七二八億七千三百万円であり、そのうち都道府県において徴収したものは一、三二九億七千六百万円(地方税総額の四八・九%)であり、市町村において徴収したものは一、三八八億九千七百万円(地方税総額の五一・一%)である。これを前年度と比較すると、総額において八三五億九千二百万円(前年度収入額の四四・四%)の増加であり、都道府県においては五四八億一千八百万円(前年度収入額の七〇・一%)の増加であり、市町村においては二八七億七千四百万円(前年度収入額の二六・一%)の増加である。

次に地方税収入が地方団体の歳入総額中に占める割合について考察すると、二十五年度は、都道府県においては二六・四%市町村においては四四・四%で全体として三四・五%であり、二十六年度

は、都道府県において三四・一%市町村において四五・八%で全体としては三九・二%で夫々歳入総額中に地方税の占める割合は上昇して特に都道府県において著しい。

地方税収入額の地方団体の増加状況及びその歳入総額中に占める割合は、次のとおりである。

区 分	地方 税 収 入 の 増 加 状 況		増 加 率 (C/A)%	地方税収入が歳入総額中に占める割合	
	昭和二五年度(A)	昭和二六年度(B)		二五年度	二六年度
都道府県	七八、一五八、一九一 <small>千円</small>	一三三、九七六、二九四 <small>千円</small>	七〇・一%	二六・四%	三四・一%
(うち東京都徴収)	(八、四六一、〇一七)	(二二、四一〇、四四七)	(三、九九九、四三〇)	(四六・七)	—
市町村	一一〇、二二二、七九〇	一三八、八九七、五六二	二八、七七四、七七二	二六・一%	四四・四%
市	一七、一六一、二五五	二二、一一一、三八五	四、九五〇、一三〇	二八・八%	五〇・九%
市	三五、六五五、六八三	四七、七三八、〇六〇	一一、〇八二、三七七	三三・九%	四六・三%
町	五一、二四七、九一七	六二、七八一、二二二	一一、五三三、三〇五	二二・五%	三九・八%
町	六、〇五七、九三五	六、二六六、八九五	二〇八、九六〇	三・四%	六八・〇%
特別区	一八八、二八〇、九八一	二七、八七三、八五六	八三、五九二、八七五	四四・四%	三四・五%
合 計					

都道府県における地方税収入の増加は前述のとおり極めて著しいのであるが、その都道府県別の地方税収入状況は「別表第八」のとおり鳥取県の三億円から東京都の三三九億円に至るまで団体間に相当顕著な懸隔がみられるのである。それは都道府県税の大宗をなす事業税、入場税、遊興飲食税の税源が極めて偏在しているためである。

昭和二十六年度における各都道府県の税収入の偏在は、次にみるとおり地方収入額が二十億円を

超えた団体は、四六都道府県中三割にも満たぬ十三都道府県に過ぎないのであり、且つ、この十三都道府県の地方税収入額は、全都道府県の地方税収入額の七割を超過している状況であり、その他の三十三県の税収入はいずれも二十億円未満にすぎず、且つその地方税収入額は全都道府県の地方税収入額の三割に満たないのである。

昭和二十六年各都道府県の地方税収入額の概況は次のとおりである。

区	分	団体数	都道府県名(かつこ内は地方税収入額単位億円)
地方税収入額	五 億円以下	一	鳥取(三)
	五 億円以上	二二	青森(八)、秋田(八)、山形(八)、福井(九)、山梨(六)、奈良(七)、島根(六)、徳島(八)、香川(八)、高知(七)、佐賀(八)、大分(九)
	一〇 億円以上	一三	岩手(一〇)、宮城(一三)、茨城(一〇)、栃木(一三)、群馬(一三)、千葉(一四)、石川(一〇)、滋賀(一二)、和歌山(一三)、長崎(一四)、熊本(一三)、宮崎(一二)、鹿児島(一〇)
	一五	七	福島(一五)、埼玉(一八)、富山(一六)、長野(一七)、岐阜(一九)、岡山(一九)、愛媛(一七)
	二〇	三	新潟(二三)、三重(二〇)、山口(一〇)
	二五	一	広島(二六)
	三〇	二	静岡(三四)、京都(三四)
	四〇	一	神奈川(四七)
	五〇	二	福岡(五五)、北海道(五七)
	六〇	一	愛知(六九)
	七〇	一	兵庫(七一)
	八〇	二	大阪(一四二)、東京(三三九)

次に偏在度の高い状況を示すと (イ)最も偏在している東京及び大阪の地方税収入額は、都道府県の税総額の三六・二%を占め、(ロ)東京、大阪、兵庫、愛知、神奈川、京都の六大都府県では総額の五三・〇%を占め、(ハ)これら六大都府県及び北海道、新潟、静岡、三重、広島、山口、福岡(イ)ずれも地方税収入二〇億円以上の団体)の合計では税総額の七〇・八%を占めている。この偏在の状況について二十五年と二十六年とを比較すると次のとおりである。

区 分	二 五 年 度		二 六 年 度		増 加 額		増 加 率 (C/A) %
	税 収 入 (A) 千円	全 国 比 %	税 収 入 (B) 千円	全 国 比 %	増 加 額 (C) 千円	全 国 比 %	
(イ) 東京、大阪のみ	三,七六九,五七三	三三・八	四,一八八,四三二	三三・三	四〇八,八五九	三二・八	三・三
(ロ) 六大都府県計	三,九八八,八二二	五二・〇	七,〇四九,七五四	五三・〇	三,〇六〇,九三三	六四・八	七六・六
(ハ) 十三都道府県計	五,三七五,〇九	六八・八	九,四一九,八八九	七〇・八	四,〇四四,八七〇	七三・七	七三・一
その他の三十三県の計	二,四三三,二六二	三二・二	三,七六六,三五五	二九・二	一,三四三,三三三	二六・三	五九・三
全 国 計	九,一八六,九一	一〇〇	一三,三七八,九四	一〇〇	四,一九二,〇三	一〇〇	七〇・一

(3) 税目別の徴収状況

昭和二十六年地方税収入額は、これを税目別にみると、道府県税は一、二〇五億六千五百万円であり、市町村税は一、五一三億八百万円である。(註 東京都で徴収した市町村税相当分は、一二億一千万円である。)

まず徴収歩合についてみると、道府県税は、二十六年度は八二・〇%で前年度の七四・二%より

七・八%上昇している。市町村税は、二十六年度は八一・七%で、前年度の七九・八%より一・九%上昇している。

次に税目別に増加状況を見ると、道府県税は総額五〇八億六千八百万円の増加となり、その大部分を占めるのは、法人事業税で、四六八億四千四百万円の増加を示しているが、これは朝鮮ブームによる収益の異常なる増加の結果である。市町村税は、総額二二七億二千四百万円の増加で、その主なるものは、市町村民税の法人分が一六五億一千四百万円、固定資産税が一七五億三千六百万円等の増加である。

次に地方財政計画における地方税収入見込額と比較すると、地方税収入見込額二、五一〇億四千三百万円より二〇八億三千万円の増収となっており、税目別には、道府県税において九三億六千九百万円、市町村税において一一四億六千二百万円の増収となっている。

二十五年度、二十六年度について税目別に地方税収入額の比較及び地方財政計画における地方税収入見込額との比較を示せば次のとおりである。

(イ) 都道府県

区 道 府 県 税	分		差 引 増 減	財 政 計 画	差 引 増 減
	二 五 年 度 (A)	二 六 年 度 (B)			
一、普 通 税	六二、二九四、〇五六	一一九、一一〇、三二一	五六、八二六、二六五	一一〇、二二〇	八、九〇〇
	千円	千円	千円	百円	百円



1 市町村民税	四六、四三一、七〇五	六三、四五八、一四三	一七、〇二六、四三八	六三、〇五〇	四〇八
イ 法人	六〇、一〇一	一七、一二四、二九四	一六、五一四、一九三		
ロ 個人	四五、八二一、六〇四	四六、三三三、八四九	五一二、二四五		
2 固定資産税	四七、五八七、〇一六	六五、一二三、五三六	一七、五三六、五二〇	五七、三七〇	七、七五四
イ 土地	一八、六六四、〇九六	二三、三四九、九二八	四、六八五、八三二		
ロ 家屋	二〇、〇一一、六〇一	二九、七九一、三六二	九、七七九、七六一		
ハ 償却資産	八、九一一、三一九	一一、九八二、二四六	三、〇七〇、九二七		
3 自転車税	一、六八四、六四九	一、八八五、九二一	二〇一、二七二	一、四三九	四四七
4 荷車税	一、一七五、〇六一	一、一八八、八九六	一三、八三五	一、二六六	七七
5 電気ガス税	五、九一四、八二二	一〇、三四三、一九八	四、四二八、三七六	一〇、三八六	四三
6 鉱産税	六八四、一八四	一、五七六、一九四	八九二、〇一〇	一、五三三	四三
7 木材引取税	三八五、四五四	八四八、四五八	四六三、〇〇四	一、四八一	六三三
8 広告税	一六五、八〇九	二二七、三五一	五一、五四二	一三六	八一
9 入場税	六一、八五九	一一一、一九四	四九、三三五	一九六	八五
10 接客人税	九七、三九五	一三八、七八二	四一、三八七	一五〇	一一
B 法定外普通税	二九四、二七一	四八三、五九五	一八九、三二四	一二八	三五六
二、目的税	二三四、一七二	三一九、九三八	八五、七六六	一一一	一九九
A 水利地益税	二二〇、六三二	三〇二、八三二	八二、二〇〇		
B 共同施設税	一三、五四〇	一七、一〇六	三、五六六		
三、旧法による税収入	一三、八一七、六七五	五、五五四、二九二	△八、二六三、三八三	二、五九〇	二、九六四
四、区分不明のもの	四九、七三五	五八、五一一	八、七七六		五九
市町村税計	一一八、五八三、八〇七	一五一、三〇八、〇〇九	三三、七二四、二〇二	一三九、八四六	一一、四六二
うち東京都徴収分	八、四六一、〇一七	一一、四一〇、四四七	三、九四九、四三〇		
市町村徴収総額	一一〇、一一二、七九〇	一三八、八九七、五六二	二八、七七四、七二二		

備考 東京都徴収分二十五年度八、四六一、〇一七千円、二十六年度二二、四一〇、四四七千円は、東京都が、特別区の区域内で徴収をしている市町村税相当分である。内訳は、市町村民税の法人分、固定資産税、電気ガス税、広告税及び商品切

手発行税である。

(4) 一般財源中に占める地方税収入の割合

地方税収入と地方財政平衡交付金とによる一般財源の中に、地方税収入の占める割合は、昭和二十六年年度は地方団体全体を通じて六九・四%であり、都道府県については六二・一%、市町村については七八・一%である。この割合について前年度と比較すると、全体を通じて、地方税収入の占める割合は、上昇を示している。概況は次のとおりである。

区 分	地 方 税 (A)	平 衡 交 付 金 (B)	一 般 財 源 計 (A+B)		一 般 財 源 中 の 地 方 税 の 割 合 (A/C)
			千 円	千 円	
都 道 府 県	七八、一五八、二九一	七二、一六一、七四〇	一四九、三一九、九三一	五二・三	
二 五 年 度					
二 六 年 度	一三三二、九七六、二九四	八一、〇六九、二二五	二二四、〇四五、五一九	六二・一	
市 町 村	一一〇、一二三、七九〇	三七、二八九、二一四	一四七、四二二、〇〇四	七四・七	
二 五 年 度					
二 六 年 度	一三八、八九七、五六二	三八、九三五、六五四	一七七、八三三、二一六	七八・一	
合 計	一八八、二八〇、九八一	一〇八、四五〇、九五四	二九六、七三一、九三五	六三・五	
二 五 年 度					
二 六 年 度	二七一、八七三、八五六	一二〇、〇〇四、八七九	三九一、八七八、七三五	六九・四	

次に、都道府県について団体別に一般財源中に占める地方税収入の割合をみると、「別表第八」のとおりである。すなわち、鳥取県の二五・〇%を最低として、三割未満のものは、秋田、山形、島

根、鹿児島県の五県である。又七割以上のものは、東京、大阪の一〇〇%を最高に、神奈川、愛知、京都、兵庫、福岡の七団体である。

「別表第八」 都道府県別一般財源中に占める地方税収入の割合(昭和二十六年年度)

都道府県	税 収 入(A)	地方財政平衡交付金(B)	一 般 財 源 中 占める税収入(A+C)	一般財源中に占める税収入(A/C)
北海道	五、七九九、七二五 <small>千円</small>	五、八五六、五八三 <small>千円</small>	一一、六五六、三〇八 <small>千円</small>	四九・八%
青 森	八五六、三八六	一、九四七、六六九	二、八〇四、〇五五	三〇・五
岩 手	一、〇五六、九七九	二、一九二、九二四	三、三四九、九〇三	三一・六
宮 城	一、三五六、八三一	二、二八四、三六五	三、六四一、一九七	三七・三
秋 田	八四五、九四八	二、一五〇、五〇六	二、九九六、四五四	二八・二
山 形	八〇七、九一一	二、一七三、四四八	二、九八一、三五九	二七・一
福 島	一、五八一、九七八	二、八八九、六五九	四、四七一、六三七	三五・四
茨 城	一、〇一四、二五五	二、六五八、二〇六	三、六七二、四六一	二七・六
栃 木	一、三〇一、四五四	一、八九二、八九六	三、一九四、三五〇	四〇・七
群 馬	一、三九八、五七一	一、九七七、四九一	三、三七六、〇六二	四一・四
埼 玉	一、八四〇、九三八	二、二八三、五五二	四、一二四、四九〇	四四・六
千 葉	一、四四六、六三四	二、四三三、一八八	三、八七九、八二二	三七・三
東 京	三三、九五六、一二五	一	三三、九五六、一二五	一〇〇・〇
神 奈 川	四、七八六、二二六	一、〇一三、九五一	一五、八〇〇、一七七	八二・五
新 潟	二、三三五、二二四	二、八九六、七二三	五、二三一、九四七	四四・六
富 山	一、六〇六、三〇四	九七五、四四一	二、五八一、七四五	六二・二
石 川	一、〇八一、九七一	一、一八六、八五六	二、二六八、八二七	四七・七
福 井	九九七、四二〇	一、一三五、六八二	二、一三三、一〇二	四六・七

大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥島和奈兵大京滋三愛静岐長山

歌

分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨

九五八、二八五	一、三二五、二九一	一、四九三、七四六	八二二、〇〇一	五、五二八、〇九一	七一一、六九四	一、七六六、八四九	八九九、三三九	八四三、八二五	二、〇〇一、一〇一	一、九二一、九七八	二、六二四、六二八	六二一、四六〇	三九三、八四〇	一、三三六、二八一	七二六、三八四	七、一〇四、三九二	一四、二〇二、三〇二	三、四七九、七八五	一、二二五、〇八〇	二、〇三八、七一四	六、九一〇、八九四	三、四三三、六九二	一、九五六、七九九	一、七六四、四一八	六〇九、六七一
---------	-----------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	---------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

一、七六五、六五三	二、二三五、九六〇	一、七六七、五〇三	一、二五三、五五六	二、〇六二、六〇九	一、四二八、〇七三	一、七〇二、五四七	一、二八五、二三九	一、三四七、〇九七	一、七五九、三一七	一、九七一、四〇四	二、一八九、八七六	一、六一五、六〇一	一、一八三、四二九	一、三六一、八五六	一、一七一、八四七	一、三一〇、四九三	八三九、一三七	八三七、九九七	一、四〇六、六八五	七七一、五四九	一、六九九、二七一	一、六二五、八〇〇	二、八七〇、一二一	一、四〇四、四九二
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------

二、七二三、九三八	三、五六一、二五一	三、二六一、二四九	二、〇七五、五五七	七、五九〇、七〇〇	二、一三九、七六七	三、四六九、三九六	二、一八四、五七八	二、一九〇、九二二	三、七六〇、四一八	四、八一四、五〇四	三、八九三、三八二	二、二二九、〇六一	一、五七七、二六九	二、六九八、一三七	一、八九八、二三一	八、四一四、八八五	四、三一八、九二二	二、〇六三、〇七七	三、四四五、三九九	七、六八二、四四三	五、一三一、九六三	三、五八二、五九九	四、六三四、五三九	二、〇一四、一六三
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

三五・二	三七・二	四五・八	三九・六	七二・八	三三・三	五〇・九	四一・二	三八・五	五三・二	五四・五	四九・四	二七・五	二五・〇	四九・五	三八・三	八四・四	八〇・六	五九・四	五九・二	八九・九	六六・九	五四・六	三八・一	三〇・三
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

宮崎	一、二〇四、三七一	一、三三二、七七三	二、五三六、一四四	四七・五
鹿兒島	一、〇〇九、五〇二	二、八二一、二〇〇	三、八三〇、七〇二	二六・四
合計又は平均	一三三、九七六、二九四	八一、〇六九、二三五	二二四、〇四五、五一九	六二・一

(5) 法定外普通税実施状況及び標準税率超過課税状況

法定外普通税実施状況及び標準税率超過課税状況の概況は次のとおりである。

(イ) 法定外普通税実施状況 (昭和二十六年年度決算見込)

都道府県

税目	都道府県名	収入済額	税目	都道府県名	収入済額
家畜税	北海道	五九、八三二	ガス井戸税	新潟	一、二一六
	岩手	九、〇九三	特別漁業権税	福井	一、三四五
	宮城	一五、六〇一		奈良	一、四〇一
	福島	一五、四二〇	漁労税	岐阜	一、九七三
	青森	二、四六二	藪引取税	同	一五、七八五
	秋田	六、〇八一	特別遊興飲食税	福岡	八七、一八四
	島根	五、一四五		長崎	五、〇八七
	福島	一三、二一六	立木伐採税	奈良	七、〇〇三
	埼玉	一六、六六四	計		二六四、五〇八
	果樹税				
興農臨時特別税					

市町村

犬	税目	課税団体数	税目	課税団体数	税目	課税団体数
	税	二、五七〇	商品切手発行税	三	国有物件使用税	一

と畜税	二七	果樹税	一	積込施設利用税	二
家畜税	一九	ミシン税	二八七	入漁権税	五
二歳牛馬税	八	扇風機税	三〇	立木伐採税	六四
山羊税	一	蓄音機税	二	林産物移出税	一八
牛馬出産税	一	楽器税	二	竹取引税	二
使用人税	二	金庫税	二	計	三、一九
商品切手発行税	三	国有物件使用税	一		

(口) 標準税率超過課税状況

都道府県

都道府県

宮城	第一種	百分の二三・五	第二種	百分の九・〇	特別所得税	第一種	百分の七・二	第二種	百分の九・〇
福島	〃	一四・四	〃	九・六	〃	〃	七・六	〃	九・六
徳島	〃	一四・四	〃	九・六	〃	〃	七・六八	〃	九・六
高知	〃	一三・二	〃	八・八	〃	〃	七・〇四	〃	八・八

地方税法第七四九条の外形標準課税

市町村民税所得割

(昭和二十六年十一月現在調)

区	市	町	村	計	比率
調査団体数	一八七	一、〇二九	四、九二五	六、一四一	一〇〇・〇%

北海道、山形、秋田、山梨、愛



三、地方歳出の分析

(一) 歳出構成の状況

地方財政における歳出費目は、議会費、庁費(役場費)、警察消防費、土木費、教育費、社会及び労働施設費、保健衛生費、産業経済費等である。昭和二十六年年度決算における歳出費目の構成は次のとおりである。

地方歳出総括表

歳出費目	都道府県			市町			合計
	千円	円	占率	千円	円	占率	
1 議会費	一、九三八、〇一五			五、四三七、二二〇			七、三七五、二三五
2 庁(役場)費	三六、二〇七、三五七			五八、八四五、八九九			九五、〇五三、二五六
3 警察消防費	九、七五八、〇四四			二九、二一三、一九二			三八、九七一、二三六
4 土木費	七二、五八六、四六七			三九、〇六一、三八五			一一一、六四七、八五二
5 教育費	一一〇、六五九、六一七			六二、〇四一、二四六			一八二、七〇〇、八六三
6 社会及び労働施設費	三四、五八二、九二八			三五、一七四、八八三			六九、七五七、八一
7 保健衛生費	一一、一九〇、〇五七			一一、四三八、二七七			二二、六二八、三三四
8 産業経済費	六二、六二三、七五二			一九、三七二、四六一			八二、九九六、二一三
9 財産費	二、三四九、九四三			五、〇二〇、四九一			七、三七〇、四三四
10 統計調査費	五四一、七九三			六〇二、九三四			一、一四四、七二七
11 選挙費	一、一一〇、二二五			一、五一四、五五五			二、六三四、七八〇
12 公債費	五、四七四、四四三			五、九三四、二〇三			一一、四〇八、六四六
13 諸支出金	一一、五一九、二三二			一八、〇八三、八二〇			二九、六〇三、〇五二
14 前年度繰上充用金	七三四、九二五			四、六四五、五〇九			五、三八〇、四三四
合計	三七二、二八六、七九八			二九六、三八六、〇七五			六六八、六七二、八七三

市町村内訳(五大市、市、町村及び特別区)総括表

	五大市	市	町	村	特別区	合
歳出費目	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	三〇九、六六六	一八六、三四四	二九二、二二六	三、五〇一、〇三三	五、〇〇七、〇〇〇	五、四七三、三〇〇
2 役 所 (役 場) 費	六〇〇、九三三	七三〇、八七〇	三、五〇八、八四一	二、九八七、〇〇五	五、八四三、八九九	一〇、〇〇〇、〇〇〇
3 警 察 消 防 費	七七九、六三二	三、八六二、七〇〇	八、五七七、三三六	二、九八七、〇〇五	八、二六三	二九、二三三、一九三
4 土 木 費	六、五七五、四四〇	三、一九四、二五五	一、八四四、七〇四	八、四四九、九九六	一、六六三	三九、〇一六、六六五
5 社 会 育 育 費	五、五二五、九〇〇	七、〇九〇、〇〇〇	三、六〇九、九三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	六二、〇〇〇、〇〇〇
6 社 会 及 び 勞 働 施 設 費	六、三六二、六三三	七、三九四、四四一	一、二四三、三三三	七、七三三、三三三	七、七三三、三三三	三三、一四四、八八三
7 保 健 衛 生 費	二、九三三、三六八	四、七三三、三三三	四、〇三六、七三三	二、八六九	二、八六九	一、一四八、二七七
8 産 業 經 済 費	九、二二二、六六六	四、四七三、八三三	一、三八九、三三三	七、四九四、六六六	七、四九四、六六六	一九、三七一、四六一
9 財 産 費	三、三六六、三三三	九、七七三、三三三	三、七六六、三三三	二、七六一	二、七六一	五、〇〇〇、四九一
10 統 計 調 査 費	一、八、九七七	一、四、四九九	四、六三、八六六	六、三九三	六、三九三	六、一〇、九三四
11 選 挙 費	三、六八八	四、四、二七七	八、七〇、九六〇	六、二六六〇	六、二六六〇	一、五二四、五五五
12 公 債 費	一、三三三、三三三	二、四七七、五七六	一、九四三、四七三	七、九三	七、九三	五、九三三、三三三
13 諸 支 出 金	一、九三三、三三三	五、一七六、七一九	九、六七八、二〇八	一、三六〇、五七七	一、三六〇、五七七	一、八〇〇、三三三
14 前 年 度 繰 上 充 用 金	一、九三三、三三三	二、一七六、七一九	四、七九〇、四八	—	—	四、六三三、五〇九
合 計	四二、四三三、四三三	九、八八八、八八八	一、四三三、二七一、一八八	九、一四三、三六八	九、一四三、三六八	二九、三三六、六七七

次に歳出総額中に占める歳出費目の構成率について両年度を比較すると、その移動は、警察消防費、土木費、社会及び労働施設費の構成率は減少し、教育費、保健衛生費、産業経済費の構成率は増大している。特に教育費については、市町村において減少し、都道府県においては、増大している。歳出費目構成率の両年度比較は次のとおりである。

歳出費目	総括		都道府県		市町村	
	二五年度	二六年度	二五年度	二六年度	二五年度	二六年度
議会費	一・〇%	一・一%	五%	五%	一・七%	一・八%
庁(役場)費	一四・二	一四・二	一〇・〇	九・七	一九・〇	一九・八
警察消防費	六・二	五・八	二・七	二・六	一〇・四	九・九
土木費	一八・〇	一六・七	二二・九	一九・五	一三・四	一三・二
教育費	二六・〇	二七・四	二九・八	三二・四	二一・四	二〇・九
社会及び労働施設費	一〇・五	一〇・四	八・二	九・三	一三・二	一一・九
保健衛生費	三・四	三・五	三・二	三・三	三・六	三・九
産業経済費	一・五	一・三	一・六	一・八	五・四	六・五
財産費	一・一	一・一	四	六	一・八	一・七
統計調査費	四	二	三	二	四	二
選挙費	六	四	七	三	六	五
公債費	二・一	一・七	二・一	一・五	二・二	二・〇
諸支出金	四・八	四・四	三・五	三・一	六・四	六・一
前年度繰上充用金	二	八	一	二	五	一・六
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(二) 歳出規模の膨脹

地方財政における歳出規模は、昭和二十六年は六、六八六億七千二百万円、前年度五、二三二億八千万円よりも一、四五三億九千二百万円、すなわち二七・八%の膨脹となり、都道府県においては、八八三億一千百万円すなわち三一・一%の膨脹となり、市町村においては五七〇億八千万円すなわち二三・九%の膨脹となり、都道府県の歳出の膨脹は市町村の歳出の膨脹よりも遙かに著しい。

歳出規模の膨脹の状況は次のとおりである。

区 分	二五年度 (A)		二六年度 (B)		増 加 額 (C)	増 加 率 (C/A)
	千円	%	千円	%		
都 道 府 県	二八三、九七五、六三四	三二・一	三七二、二八六、七九八	三二・一	八八、三一、一六四	三三・一
市 町 村	二二九、三〇四、七〇三	二二・九	二九六、三八六、〇七五	二二・九	五七、〇八一、三七二	二四・一
五 大 市	三四、八六七、九四六	二一・一	四二、二四三、四四一	二一・一	七、三七五、四九五	三三・五
市	七六、五四四、七八九	三〇・五	九九、八八一、八一八	三〇・五	二二、二五、九〇三	二一・〇
町	一一九、九〇一、二四五	二一・〇	一四五、一一七、一四八	二一・〇	二五、二一五、九〇三	二一・〇
特 別 区	七、九九〇、七二三	一四・四	九、一四三、六六八	一四・四	一、一五二、九四五	一四・四
合 計	五三三、二八〇、三三七	二七・〇・八	六六八、六七二、八七三	二七・〇・八	一四五、三九二、五三六	二七・〇・八

(三) 歳出規模の膨脹の内容

地方歳出の増加額一、四五三億九千二百万円の内容は、教育費において四六八億二千五百万円(都道府県三六〇億五千万円、市町村一〇七億七千三百万円)の増加となつてあり、地方歳出の増加総額の三二・二%を占めている。その他重要増加費目は、庁費、土木費、産業経済費、社会及び労働施設費等である。費目別内訳は次のとおりである。

歳出費目	都 道 府 県		市 町 村	
	千円	%	千円	%
議 会 費	一九五八、四五七	一・四	四七三、八三六	五・五
庁(役場)費	二一、〇五八、〇一五	一四・五	七、七四四、一七〇	八・八
警察消防費	六、五三八、八三四	四・五	二、一六二、九六一	二・五

土木費	一七、三三八、五九四	一一・九	一〇、二九三、二一一	一一・七	七、〇四五、三八三	一一・三
教育費	四六、八二五、三八四	三三・二	三六、〇五一、三九三	四〇・八	一〇、七七三、九九一	一一・九
社会及び労働施設費	一四、六二五、二六七	一〇・一	一一、一六二、五四〇	一二・六	三、四六二、七二七	六・一
保健衛生費	六、〇四二、四五七	四・二	三、二四四、三八八	三・七	二、七九八、〇六九	四・九
産業経済費	二二、〇九〇、四七七	一五・二	一五、五九一、〇二〇	一七・七	六、四九九、四五七	一一・四
財産費	一、八二八、八三〇	一・三	一、一四七、六六一	一・三	六八一、一六九	一・二
統計調査費	九〇六、六九八	六・△	四四六、四一〇	五・△	四六〇、二八八	・八
選挙費	六八三、六四五	五・△	八〇七、一〇〇	九・△	一一三、四五五	・二
公債費	二八八、四六〇	二・△	四一四、九三三	五・△	七〇三、三九三	一・二
諸支出金	四、二七三、八九二	二・九	一、四八二、四一一	一・七	二、七九一、四八〇	四・九
前年度繰上充用金	四、一四、二二二	二・八	六二六、〇一五	七・七	三、四八八、一九七	六・一
合計	一四五、三九二、五三六	一〇〇・〇	八八、三一一、一六四	一〇〇・〇	五七、〇八一、三七二	一〇〇・〇

#### (四) 地方歳出経費の消費的経費と投資的経費

歳出経費は、その経費の用途目的によつて人件費物件費等消費的目的に使用される消費的経費と、公共事業単独事業等の建設的の事業に使用される投資的経費とに大別することができる。この場合所謂公債の元利償還金及び一時借入金利子の如き公債費及び前年度繰上充用金は、その特殊性から別個にすることが適當である。

昭和二十六年地方団体の歳出決算を右に述べた経費の用途目的によつて分析すると、消費的経費は四、二七三億九千七百万円であつて、歳出経費総額の六三・九%、投資的経費は二、二四四億八千六

百万円で歳出総額の三三・六%となつてゐる。

消費的経費の内訳は、人件費が二、二六九億三千三百万円、物件費が一、〇五二億二千四百万円、その他の消費的経費が九五二億三千九百万円となつてゐる。

投資的経費の内訳は、公共事業費が一、五八五億八千七百万円、このうち一般公共事業費が一、〇四六億四千二百万円、災害公共事業費五三九億四千五百万円である。単独事業費は六五八億九千八百万円となつてゐる。

地方歳出の経費別内訳は次のとおりである。

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
	金 千円	構成率 %	金 千円	構成率 %	金 千円	構成率 %
一 消費的経費	二四〇、四六五、四五六	六四・六	一八六、九三三、〇八七	六三・〇	四二七、三九七、五四三	六三・九
1 人件費	一四九、〇〇二、八六二	四〇・〇	七七、九三〇、六六八	二六・三	二二六、九三三、五三〇	三三・九
2 物件費	四一、三八三、三六一	一一・一	六三、八四〇、七一一	二一・五	一〇五、二二四、〇七八	一五・七
3 その他	五〇、〇七九、二三三	一三・五	四五、一六〇、七〇二	一五・二	九五、二三九、九三五	一四・三
二 投資的経費	一二五、六一一、九七四	三三・七	九八、八七四、二七六	三三・三	二二四、四八六、二五〇	三三・六
1 公共事業	一〇〇、四二七、九五三	二七・〇	五八、一六〇、〇二四	一九・六	一五八、五八七、九七七	二二・七
イ 一般	六五、八六九、〇〇三	一七・七	三八、七七三、五七八	一三・一	一〇四、六四二、五八一	一五・六
ロ 災害	三四、五五八、九五〇	九・三	一九、三八六、四四六	六・五	五三、九四五、三九六	八・一
2 単独事業	二五、一八四、〇二一	六・七	四〇、七一四、二五二	一三・七	六五、八九八、二七三	九・九
三 公債費	五、四七四、四四三	一・五	五、九三四、一〇三	二・一	一一、四〇八、六四六	一・七
四 前年度繰上 充用金	七三三、九二五	二	四、六四五、五〇九	一・六	五、三三〇、四三四	・八

計 三七二、二八六、七九八 一〇〇・〇 二九六、三八六、〇七五 一〇〇・〇 六六八、六七二、八七三 一〇〇・〇

都道府県歳出を経費別に前年度と比較すると次のとおりである。

区 分	昭和二五年度(A)		昭和二六年度(B)		増減額		増減率 (C/A)
	金額 千円	構成率 %	金額 千円	構成率 %	金額 千円	構成率 %	
一 消費的経費	七、四六〇、九七	二・〇	二四〇、四六五、四五六	六九・〇	六九〇、四四九	九・二	四・三
1 人件費	一〇、四七三、四八五	二・八	一四九、〇〇二、八六二	四一・三	四四、二九八、三七七	一・二	三・〇
2 物件費	三、四七五、四七	一・〇	四一、三三三、三六一	一一・二	六八、八六三、四	二・〇	一・九
3 その他	三、一五二、七六五	〇・九	五〇、〇七九、三三三	一三・七	一七、九二六、四六六	〇・五	一・五
二 投資的経費	一〇、六二六、二七一	二・九	二、五六一、二九七	〇・七	一、九〇五、六三三	〇・五	一・七
1 公共事業	八、六四二、八八七	二・三	一、〇〇四、二七九、九五三	二七・二	一、四〇二、〇五六	〇・四	一・六
イ 一般	四、七二二、四五四	一・三	六、五八六、九〇三	一・八	一、八六五、四四九	〇・五	三・九
ロ 災害	三、九二〇、二七三	一・一	三、四、五八、九五〇	〇・九	四、四三三、四三三	〇・一	二・一
2 単独事業	二、〇九九、四七四	〇・六	二、五、一八、四〇二	〇・七	五、〇八四、五四七	〇・一	二・五
三公債費	五、八八九、三六六	一・六	五、四七四、四四三	一・五	四、四一九三	〇・一	七・〇
四 前年度繰上充用金	一〇、八九〇	〇・三	七、三九二、九五	二・〇	六、二六〇、二五	〇・二	七・〇
計	二、三、九七五、六三四	一〇〇	七、三、二六七、九八	一〇〇	八、八三二、二六四	一〇〇	三・一

市町村歳出の経費別、団体別、内訳は次のとおりである。

区 分	五 大 市		市		町		村		特 別 区		計
	金額 千円	構成率 %	金額 千円	構成率 %	金額 千円	構成率 %	金額 千円	構成率 %	金額 千円	構成率 %	
一 消費的経費	三、二、四六、二八九	六六・六	六、〇、三三、九九九	六六・六	九、〇、九五、三三三	三二・七	七、三、四六、〇七	七九・四	一、八、六三、〇七	六三・〇	六三・〇
1 人件費	一、六、四三、六九〇	三九・九	二、五、五二、九三三	二六・六	三、四、六〇、九二	二二・七	三、四、四六、四	三九・七	七、九三、〇六六	二六・三	二六・三
2 物件費	七、二、四三、八一	一六・九	一、八、七二、三三九	一八・四	三、五、八五、九二六	二四・七	二、四、六三、三六一	三三・九	六、八、四〇、七七	二一・五	二一・五

3	その他	四、五、四、一、七	一〇・八	一、五、六、〇、七、六	一、五、六	三、三、六、九、三、四	一、六、三	一、三、六、五、三	一、四、八	四、五、一、〇、七、〇	一、五、二
二	投資的経費	一〇、五、六、三、〇、四	二五・〇	四、七、〇、三、八	五、四、八	五、一、〇、九、五、九	三、五、六	一、八、七、八、三、六	二、〇、六	九、八、八、四、三、七	三、三、三
1	公共事業	七、九、九、四、三、三	一八・七	二、〇、八、九、四、六	二、〇、九	二、八、〇、四、九、四、七	一、九、三	一、三、五、一、八	一、四、七	五、八、一、〇、〇、四	一、九、六
イ	一般	五、七、四、〇、三、三	一三・五	一、七、四、九、三、四、四	一、七、五	一、四、二、〇、〇、八、八	九、八	一、三、五、三、三、四	一、四、六	三、六、七、三、五、八	一、三、一
ロ	災害	二、二、〇、〇、七、〇	五・二	三、五、六、六、〇、三、三	三、四	一、三、〇、五、一、〇、九	九、五	九、九、四	一	一、九、八、六、四、四、六	六、五
2	単独事業	二、六、四、六、八、一	六・三	三、八、〇、八、四、三	一、三、九	二、三、六、三、四、四、九	一、六、三	五、四、三、〇、〇	五、九	四、〇、七、四、三、三、二	一、三、七
三	公債費	一、五、三、二、五、三	三・七	二、四、五、七、五、七、六	二、五	一、九、三、四、七、一	一、四	七、七	七、七	五、九、三、四、一、〇、三	二、一
四	前年度繰上 充用金	一、九、八、四、六	四・七	二、一、七、九、七、五	二、一	四、七、九、〇、四、八	三	—	—	四、六、四、五、五、九	一、六
合	計	四、三、四、三、四、一	一〇〇・〇	九、八、八、一、八、八	一〇〇・〇	一、四、一、二、七、一、八	一〇〇・〇	九、一、四、三、六、六	一〇〇・〇	二、九、六、六、六、七、七	一〇〇・〇

(1) 人件費について

人件費は昭和二十六年において二、二六九億三千三百万円に達し、歳出総額の三三・九%（都道府県においては、四〇%、市町村においては、二六・三%）を占めている。しかもその財源は殆ど一般財源によらねばならない上に、最近の給与改訂に伴う人件費の増加は著しいものがあり、人件費は地方団体の財政の重圧となつてゐる。

前年度に比較して二十六年の度の人件費の増加の状況を都道府県についてみると、人件費の増加額は四四二億六千九百万円であつて、その財源となるべき一般財源の増加額六四七億二千五百万円の六八・四%に達する。従つて都道府県別に人件費の増加額と一般財源の増加額と比較すると、人件費増加額が一般財源の増加額を超過している府県は、北海道、岩手、千葉、新潟、石川、滋賀、鳥

取、高知、大分の九団体に及んでいる状況である。

(2) 公共事業費について

昭和二十六年地方歳出における公共事業費は、一、五八五億八千七百万円であり、都道府県に於いて一、〇〇四億二千七百万円、市町村に於いて五八一億六千万円支出されている。公共事業費中一般公共事業費は六五八億六千九百万円、災害公共事業費は三四五億五千八百百万円となつてい

る。  
公共事業費の地方負担の状況を都道府県についてみると、次のとおりであつて地方団体の一般財源の充当額は一三〇億三千百万円で事業費の大体一三〇%程度となつている。

区 分	千 円		合 計
	一般公共事業	災害公共事業	
事業費総額 (A)	六五、八六九、〇〇三	三四、五五八、九五〇	一〇〇、四二七、九五三
認証(補助対象)額	六三、八一二、〇〇六	三四、〇九六、八二三	九七、九〇八、八二九
認証外分	二、〇五六、九九七	四六二、一二七	二、五一九、一二四
国庫補助額 (B)	三四、九二一、七五三	二二、〇一九、一七五	五六、九四〇、九二八
地方負担額 (C)	三〇、九四七、二五〇	一二、五三九、七七五	四三、四八七、〇二五
起債	一五、九五五、八八八	八、九〇九、八九〇	二四、八六五、七七八
寄附金負担金	三、四八八、三一一	六二二、九九七	四、一一一、三一〇
その他特定財源	一、三六八、六六一	一〇九、三七一	一、四七八、〇三三

一 般 財 源 (E)	10,134,387	2,897,517	13,031,904
地方負担率 C/A	47.0	36.3	43.3
起債充当率 D/C	51.6	71.1	57.2
一般財源充当率 E/A	15.4	8.4	13.0

(3) 単独事業費について

単独事業費の六五八億九千八百万円については、都道府県と市町村との団体間の重複額二四億一千五百万円が含まれているからこれを控除すると、実施純計額は六三四億八千三百万円であつて、これは地方財政計画における二十六年年度実施所要額四二三億円よりも二一一億八千三百万円の超過執行となつている。

重複額を控除した単独事業実施純計額の内訳は、文教施設関係費二〇八億二千万円、土木農林関係(災害復旧事業費を含む)は、二八六億八千七百万円、その他警察消防等の施設関係一三九億七千万円となつている。文教施設関係費については、その大部分が市町村の事業費すなわち、義務教育のための校舎建設費等であつて、一六三億五千四百万円に達し、市町村財政就中町村財政に対して、重い財政負担となつていることを示している。単独事業費の内訳は次のとおりである。

(イ) 単独事業費の内訳

区 分	都 道 府 県	市 町 村	合 計
単 独 事 業 費	二五、一八四、〇二一 <small>千円</small>	四〇、七二四、二五二 <small>千円</small>	六五、八九八、二七三 <small>千円</small>

重 複 額	一、三八三、一七	一、〇三二、四五四	二、四一五、五七一
実施純計額	二三、八〇〇、九〇四	三九、六八一、七九八	六三、四八二、七〇二
文教関係	四、四六六、六〇二	一六、三五四、九九六	二〇、八二一、五九八
土木農林(含災害)	一三、七三六、二三三	一四、九五〇、八六七	二八、六八七、〇九〇
その他	五、五九八、〇七九	八、三七五、九三五	一三、九七四、〇一四

(口) 市町村単独事業費の内訳

区 分	五 大 市	市	町	村	特 別 区	合 計
単独事業費	二、六四六、八八一 <small>千円</small>	一三、八六〇、八四二 <small>千円</small>	二二、六六三、四四九 <small>千円</small>	五四三、〇八〇 <small>千円</small>	四〇、七一四、二五二 <small>千円</small>	一、〇三二、四五四
重 複 額	五、〇六〇	四四九、二四八	五七八、一四六	〇	〇	〇
実施純計額	二、六四一、八二一	一三、四一一、五九四	二二、〇八五、三〇三	五四三、〇八〇	三九、六八一、七九八	一、〇三二、四五四
文教関係	五六八、二四一	四、九一四、四九一	一〇、五八八、一九三	二八四、〇七一	一六、三五四、九九六	一六、三五四、九九六
土木農林(含災害)	一、〇九九、五七七	五、〇六三、五〇九	八、五七七、七七三	二一〇、〇〇八	一四、九五〇、八六七	一四、九五〇、八六七
その他	九七四、〇〇三	三、四三三、五九四	三、九一九、三三七	四九、〇〇一	八、三七五、九三五	八、三七五、九三五

(五) 一般財源の増加額の使途

都道府県における一般財源の増加額は、地方税の増加額五四八億一千八百万円と、地方財政平衡交付金の増加額九九億七百万円との合計額六四七億二千五百万円である。この増加額の使途を算定すると、消費的経費に六〇四億五千八百万円(総額の九三・四%)、投資的経費に四〇億五千五百万円(総額の六・三%)となつている。消費的経費のうち、人件費に四四二億六千九百万円充當され、物件費及びその他の消費的経費に一六一億八千九百万円が充當されている。また、投資的経費のうち、公共

事業費に一一億九千七百万円(総額の一・八%)が充当され、単独事業費に二八億五千八百万円(総額の四・四%)が充当されている。

一般財源増加額の経費別使途の大様は次のとおりである。

都道府県分

区 分	昭和二十五年 度		昭和二十六年 度		増加一般財源 の使途(B)(A) 千円	総額に対 する割合
	歳出合計 千円	一般財源(A) 千円	歳出合計 千円	一般財源(B) 千円		
一 消費的経費	一七,四〇〇,九七七	一,九八二,三六六	二四,〇四三,四五六	一,〇二八,〇七六	六〇,四八七,八	九三・四一
二 投資的経費	一〇六,五二六,三七一	三三,五〇〇,三四七	二五,六一九,九七四	二七,五五五,六七五	四,〇五七,六	六・二七
1 公共事業費	八六,四六八,八九七	二一,八四三,三三三	一〇〇,四七九,九五三	一〇,三三二,六四四	一,一九七,六七一	一・八五
イ 一般	四七,二四三,三四	一〇,五九九,一五六	六五,八六九,〇〇〇	一〇,三三四,三三七	三,九九四,七六九	〇・六一
ロ 災害	三九,〇二五,五五七	一,〇八四,〇七七	三四,五五九,九五〇	二,八九七,五七七	一,五九二,四四〇	二・四六
2 単独事業費	二〇,〇九四,七四	二,六六六,〇四	二五,一八四,〇二	一四,五二四,〇六一	二,八五八,〇五七	四・四三
三公 債 費	五八,九三三,七六	五八,九三三,七六	五,四七四,四四三	五,四七四,四四三	四,四九三,三三	〇・六四
四 前年度繰上充用金	一〇八,九一〇	一〇八,九一〇	七四,九三三	七四,九三三	六六,〇二五	〇・九七
合 計	二六三,九七五,六三四	一四九,三九九,三三一	三七七,二六六,七九九	二二四,〇四五,五一九	六四,七五五,八八	一〇〇・〇

四、地方財政の住民一人当り額

昭和二十六年 度の地方財政の歳入及び歳出についての住民一人当り額は次のとおりである。

(イ) 昭和二十六年 度地方財政歳入歳出項目別住民一人当り額



二、投資的経費	一、五一〇	一、一八八	二、六九八			
1 公共事業	一、二〇七	六九九	一、九〇六			
2 単独事業	三〇三	四八九	七九二			
三、公債費	六六	七一	一三七			
四、前年度繰上充用金	九	五六	六五			
合 計	四、四七四	三、五六〇	八、〇三四			
				1 一般	七九二	四六六
				2 災害	四一五	二三三
						六四八

## 第二、昭和二十七年地方財政の状況

### 一、昭和二十七年地方財政の概観

昭和二十七年地方財政は、歳出経費について見ると、昭和二十六年十月に行われた給与改訂による増加経費が平年度化したのみでなく、二十七年十一月に更に改訂が行われたことによつて給与関係経費が著しく増大したほか、公共事業費その他の政府施策による地方負担経費が増加し、そのほか一般物価の高騰に伴つて、行政諸経費は増嵩している一方、歳入については、地方税収入の伸張が前年度に比較してさほど期待することができないばかりか、地方税法の改正によつて減税もあり、地方財政平衡交付金及び地方債の増額によつて、地方財政計画上収支均衡がとられているとはいへ、その実態は前年度と同様深刻なものである。

しかも、個々の地方団体についてみると、既述した如く、前年度において七百余の地方団体において総額六三億円にのぼる赤字決算を行つており、更に、二十七年に繰越した歳出に充当すべき財源を差

二、投資的経費	一、五一〇	一、一八八	二、六九八		
1 公共事業	一、二〇七	六九九	一、九〇六		
2 単独事業	三〇三	四八九	七九二		
三、公債費	六六	七一	一三七		
四、前年度繰上充用金	九	五六	六五		
合 計	四、四七四	三、五六〇	八、〇三四		
				1 一般	七九二
				2 災害	四一五
					二二三
					六四八

## 第二、昭和二十七年地方財政の状況

### 一、昭和二十七年地方財政の概観

昭和二十七年地方財政は、歳出経費について見ると、昭和二十六年十月に行われた給与改訂による増加経費が平年度化したのみでなく、二十七年十一月に更に改訂が行われたことによつて給与関係経費が著しく増大したほか、公共事業費その他の政府施策による地方負担経費が増加し、そのほか一般物価の高騰に伴つて、行政諸経費は増嵩している一方、歳入については、地方税収入の伸張が前年度に比較してさほど期待することができないばかりか、地方税法の改正によつて減税もあり、地方財政平衡交付金及び地方債の増額によつて、地方財政計画上収支均衡がとられているとはいへ、その実態は前年度と同様深刻なものである。

しかも、個々の地方団体についてみると、既述した如く、前年度において七百余の地方団体において総額六三億円にのぼる赤字決算を行つており、更に、二十七年に繰越した歳出に充当すべき財源を差

引いたいわゆる、実質的決算からみれば、一〇一億円に達する財源不足があつたのであり、これが二十七年財政の負担となつているのであつて、多くの地方団体は前年度にもまして財政窮乏の傾向を示している。

## 二、昭和二十七年地方財政計画の概要

毎年度策定する地方財政計画は、単にこれによつて、地方財政規模を予測するのみならず、これを基礎として地方財政平衡交付金の額の決定、地方債の発行計画、その他地方財源措置方法を決定するものである。

二十七年の地方財政計画の算定は、シャウブ勧告に基いて地方財政が画期的に強化を図られた年である昭和二十五年を基礎として、これに昭和二十六年に増加した財政需要を推定加算した既定財政規模に、二十七年の新規財政需要を加算したものである。

### (1) 地方財政の当初計画の概要

昭和二十五年決算から、いわゆる重複額(都道府県と市町村間に重複して計上されている額)を控除した決算純計額五、〇二三億三千百万円に、昭和二十六年新規増加財政需要額一、〇四六億四千万円を加算した昭和二十六年の既定財政規模、六、〇六九億七千七百万円を基礎として二十七年当初に予測された新規増加財政需要額九三五億九千九百万円を加算して、七、〇〇五億七千六百万円と算定されている。この財源としては、地方税二、九二四億三千六百万円、地方財政平衡交付金一、二

五〇億円、地方債五五億その他によつて、収入合計七、〇〇五億七千六百万円であり、収支は符合するとされている。

すなわち、新規増加財政需要額の主なものは、二十六年十月に行われた給与改訂の平年度化に伴う給与関係経費の増加額二一六億九千万円、政府施策の増加に伴う経費の増加額一六九億二千七百万円、物価騰貴に伴う一般物件費の増加額一五〇億五千二百万円、臨時事業費の増加額四四七億五千五百万円等であり、歳入についての増加は、地方税収入の増加額四一三億九千三百万円、地方財政平衡交付金の増加額五〇億円、地方債の増加額一五〇億円、国庫補助金の増加額三二一億八千八百万円、雑収入の増加額二六〇億六千四百万円となつてゐる。

しかしながらこの当初計画の策定に全然問題がなかつた訳ではなく、若干の問題点を残してゐたのであつて、例えば給与費において地方公務員の給与が国家公務員のそれにくらべて高過ぎるとされる額（大蔵省給与課の調査による額、すなわち道府県一般職員四六二円、教育職員三七五円、市町村職員五七六円それぞれ国家公務員より有利に支給されてゐるとされる額）だけ調整し算定されているが、この高過ぎるとされる額には再検討の余地のあること。一般、警察、教育職員を通じ五%の行政整理による節減が見込まれてゐること、又本計画決定後であるが昭和二十六年年度の地方団体の赤字に対処するため昭和二十七年年度の地方債発行予定額より五〇億円繰上げたこと等である。

## (2) 修正計画の概要

修正地方財政計画の策定に当つては、新規増加財源需要額に状況の変化による修正を加え、すなわち前述の地方公務員の給与が国家公務員のそれより高過ぎるとし調整された額をその後の精査により修正（すなわち国家公務員より有利に支給されている額を道府県一般職員三四八円教育職員三四九円に修正）し、又昭和二十七年十一月よりの給与改訂の行われた結果、国家公務員に準じて二割を引上げ、年末手当を給与月額の一ヶ月分計上し、又行政整理による経費の節減については実態に合致せしめて一般職員の五%減とし、市町村の教育委員選挙費並びに市町村教育委員会設置費、その他政府施策に伴う経費増等の新たな事由に基く新規の財政需要を加えたが、歳入についてもその後の情勢によつて、道府県税において七億七千四百万円の減、市町村税において四四億二千三百万円の増を見込み、当初計画に対する修正を行い、更に入場税、遊興飲食税及び電気ガス税の昭和二十八年一月より減税実施による減収分二六億二千五百万円を見込み、差引き地方税において一〇億二千四百万円の増を見込んだのであるが、結局これらの事由による地方財源の不足額を三二〇億円と算定し、その補填財源を地方財政平衡交付金二〇〇億円地方債一二〇億円としたのである。

昭和二十七年年度の地方財政計画について、当初計画と修正計画の概要及びその比較は次のとおりである。

事項	当初計画			修正計画			比較増減		
	総額	道府県	市町村	総額	道府県	市町村	総額	道府県	市町村
A 歳出									
1 既定財政規模	606,907	322,933	283,974	606,907	322,933	283,974	0	0	0
2 昭和二十七年新 規財政需要額	935,999	794,954	141,045	1,335,335	1,062,299	273,036	398,766	265,345	133,421
(1) 給与単価調整額 及び給与引上による 給与関係費の増	226,910	151,911	74,999	501,196	342,212	158,984	285,066	190,999	94,077
(2) 国の行政施策に 伴う増	162,677	296,511	127,744	188,474	300,677	217,933	194,477	110,677	931
(イ) 法令の改廃に 伴う負担増加	32,586	21,286	11,300	32,586	21,286	11,300	0	0	0
(ロ) 補助負担金増 加に伴う負担 の増加	232,691	275,225	116,444	155,888	285,391	216,633	193,107	110,677	931
(3) 児童人口等の自 然増加に伴う経 費	755	444	311	755	444	311	0	0	0
(4) 公債費の増	218,144	162,211	55,933	426,555	233,444	193,111	1,441	173	766
(5) 地方選挙に要す る経費	22,077	7,744	14,333	22,077	7,744	14,333	0	0	0
(6) 自治体警察廃止 による減	1,000	0	1,000	1,077	0	1,077	107	0	107
(7) 物価騰貴による 一般物件費の増	1,503	622	881	1,503	622	881	0	0	0
(8) 旅費物件費等の 節約による減	0	0	0	6,000	2,810	3,190	6,000	2,810	3,190
(9) 行政整理方針修 正による減	4,777	3,591	1,186	5,494	3,333	2,161	4,200	3,370	830
(10) 教育委員会選挙 費	0	0	0	433	589	176	433	589	176

	(11)	(12)	(13)	(14)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	合	B
勤務地手当支給 地区分改正によ る給与関係費の 増	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
寒冷地手当支給 地区分改正及び 石炭手当給与単 価引上による増 市町村教育委員 会設置費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
臨時事業費の増	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
公共事業費 普通(六・三厚 生を含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
災害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
失業対策事業 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
単独事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
地方税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
地方財政平衡交 付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
国库支出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
普通補助負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
公共事業 費補助金 一般 災害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入
七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入

失業対策事業費補助金	七六〇〇	三五九七	四〇〇〇〇	八〇〇〇	三七七五	四三三三	四〇〇	一七	三三
4 地方債	五五、五〇〇	四〇、〇〇〇	一四六〇〇	五〇、五〇〇	三七、九〇〇	二六〇〇〇	△	五、〇〇〇	△
5 雑収入	七、二六四	三九、六六	七、七八七	八二、六六	四三、六三八	三九、五八	四、〇三	三、三三	一、六八〇
(イ) 使用料及手数料	一九、四六六	二一、三六	八、二六〇	二四、四三三	一四、五五九	九、九四	四、九七	三、三三	一、六四
(ロ) 雑収入	五七、七	二八、二六〇	二九、六二八	五七、七	二八、一六〇	二九、六八	—	—	—
(ハ) 道路法改正による道路損傷負担金の減	—	—	—	九五	八一	一四	△	△	一四
合計	二〇〇、五五	三五、八九七	三、七六九	七、八二〇	三九、九三九	三、四三三	七、七六	一、〇四二	六、六四
C 差引収支過不足	〇	〇	〇	△	三、三〇〇	△	二、〇三三	△	六、六九七
D 同右補填方法									
1 地方債の増額									三、〇〇〇
2 平衡交付金の増額									一〇、〇〇〇

三、昭和二十七年地方歳入

(一) 地方財政計画における地方歳入見込

昭和二十七年年度の地方財政修正計画における地方歳入見込額は、総額七、四〇三億二百万円で、前年度計画額五、八〇九億三千百万円よりも、一、五九〇億六千九百万円の増加が見込まれている。地方税が四二四億一千七百万円、地方財政平衡交付金二五〇億円、国庫支出金三八九億八千八百万円、地方債二二〇億円その他の収入三〇九億六千六百万円のそれぞれ増加見込となつている。概況次のと

りである。

区 分	二六年度修正計画		二七年度修正計画		比 (C)	較 (b-a)	C/A
	収入見込(A)	構成比(a)	収入見込(B)	構成比(b)			
1 地 方 税	二五一、〇四三	四三・三%	二九三、四六〇	三九・七%	四二、四一七	△三・六%	一六・八%
2 地方財政平衡交付金	一一〇、〇〇〇	二〇・七%	一四五、〇〇〇	一九・六%	二五、〇〇〇	△一・一%	二〇・八%
3 国庫支 出 金	一一八、一八八	二二・三%	一五七、一七六	二二・二%	三八、九八八	〇・九%	三三・〇%
普通補助負担金	三四、九三五	六・〇%	四六、三一七	六・三%	一一、三八二	〇・三%	三三・六%
公 共 事 業	七五、五〇三	一三・〇%	一〇二、八五九	一三・九%	二七、三五六	〇・九%	三六・二%
一 災 害 般 業	三九、二四〇	六・七%	五二、六八八	七・一%	一三、四四八	〇・四%	三四・三%
失 業 对 策 事 業	三六、二六三	六・三%	五〇、一七一	六・八%	一三、九〇八	〇・五%	三八・四%
4 地 方 債	七、七五〇	一・三%	八、〇〇〇	一・〇%	二五〇	△〇・三%	三・二%
5 地 方 所 属 債	四〇、五〇〇	六・九%	六二、五〇〇	八・四%	二二、〇〇〇	一・五%	五四・三%
計	五八〇、九三一	一〇〇・〇%	七四〇、三〇二	一〇〇・〇%	一五九、〇六九	二・三%	六〇・五%
							二七・四%

すなわち、(イ) 地方税収入については、その伸張が歳入総額の伸張に及ばず構成率は減少し、(ロ) 一般財源についても、その伸張は、歳入総額の伸張に及ばず構成率は減少し、又(ハ) 自主財源についてもその伸張は歳入総額の伸張に及ばず構成率は減少している。

(二) 地方税収入

(1) 地方税法の改正

シャープ税制使節団の勧告を基礎として制定せられた地方税財政体系は、わが国の地方財政史上画期的なものであつたが、その後の社会経済事情の推移に伴い相当の修正を加える必要が生じ、昭和二十六年の改正に加えておおむね次の要目を中心とした地方税法の一部改正の法律案が第十三国会に提出せられた。

地方税法の一部を改正する法律案の要目

(イ) 附加価値税

附加価値税の実施を一年延期する。

(ロ) 事業税及び特別所得税

附加価値税実施の日まで存置するものとし、少額所得者の負担の軽減を図るため、個人の事業税及び特別所得税について免税点の制度に代え、新たに三万八千円の基礎控除の制度を設ける。

(ハ) 市町村民税

法人税の増徴に対応し、法人税割の標準税率(現行 $\frac{15}{100}$ )を $\frac{125}{100}$ とし、制限税率(現行 $\frac{16}{100}$ )を $\frac{15}{100}$ に改める。

(ニ) 漁業権税、広告税及び接客人税を廃止する。

右の趣旨による法律改正案に対し、その後国会における審議によつて

(イ) 入場税、遊興飲食税の税率引下げ

(ロ) 事業税、特別所得税、固定資産税、電気ガス税等非課税範囲の拡張

等大幅の国会修正が加えられた。

この国会の修正による税法上の減税額は平年度において入場税、遊興飲食税、電気ガス税について見ると概算それぞれ一〇七億円、七六億円、九億円になるものと推定せられる。

この中入場税、遊興飲食税、電気ガス税の三税に関する改正規定の実施はその減収分に対応する地方財源の補填措置をまつてなされるべきものとされ、昭和二十八年一月一日から実施せられることとなつた。又本改正規定の実施に伴う二十七年年度の地方税の減収見込額は三税について言へば入場税一三億三千万円、遊興飲食税一〇億九千四百万円、電気ガス税二億百万円、計二六億二千五百万円と推定せられた。

## (2) 固定資産税の評価基準の改正

昭和二十七年年度においては、固定資産の評価の均衡化と評価基準の実務的適合を計り、可及的評価の合理化を企図する目的のもとに、固定資産の評価基準に次のような改正がなされた。

(イ) 土地及び家屋について平均価額の制度を設定し、市町村間の評価の均衡を保持することとしたこと。

なお、平均価額については、市町村間における評価の結果が平均価額と異り、市町村間の評価に



事業税	八六、三二七	八一、六四三	八一、六四三	四、六八四	四、六八四
個人	三三、四七九	二九、〇五四	二九、〇五四	三、四二五	三、四二五
法人	五三、八四八	五二、五八九	五二、五八九	一、二五九	一、二五九
特別所得税	二、一三六	一、二七一	一、二七一	八六五	八六五
小計	八八、四六三	八二、九一四	八二、九一四	五、五四九	五、五四九
入場税	二一、〇八四	二三、六九九	二二、三六九	二、六一五	一、二八五
遊興飲食税	一七、九二七	一八、八一二	一七、七一八	八八五	二〇九
自動車税	二、一五七	二、三五三	二、三五三	一九六	一九六
鋳区税	三三三	三八二	三八二	四九	四九
狩猟者税	三〇一	二五一	二五一	五〇	五〇
旧法による税	六四	九九一	九九一	九二七	九二七
市町村法定普通税	一六一、六五二	一六五、四六三	一六五、二六二	三、八一	三、六一〇
市町村民税	七二、八二二	七〇、九〇三	七〇、九〇三	一、九一九	一、九一九
均等割	七、一二四	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八七六	八七六
所得割	四四、〇三〇	四一、八〇九	四一、八〇九	二、二二一	二、二二一
法人税割	二一、六六八	二一、〇九四	二一、〇九四	五七四	五七四
固定資産税	七〇、九一九	七二、四七六	七二、四七六	一、五五七	一、五五七
自転車税	一、五二一	一、九八〇	一、九八〇	四五九	四五九
荷車税	一、二六七	一、二六七	一、二六七		
電気ガス税	一一、〇六九	一三、四〇四	一三、一〇三	一、三三五	一、一三四
鋳産税	一、六六四	一、六六四	一、六六四		
木材引取税	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一		
広告税		三五	三五		
入湯税	二二五	一三三	一三三	九二	九二
接客人税		三六	三六	三六	三六
旧法による税	七四	二、四七四	二、四七四	二、四〇〇	二、四〇〇

法定普通税合計	二九一、九八一	二九四、八六五	二九二、二四〇	二、八八四	二五九	△	二、六二五
目的税	一五二	三五一	三五一	一九九	一九九		
道府県分	三一	三一	三一				
市町村分	一二一	三二〇	三三〇	一九九	一九九		
法定外普通税	三〇三	八六九	八六九	五六六	五六六		
道府県分	一七五	三二八	三二八	一五三	一五三		
市町村分	一二八	五四一	五四一	四一三	四一三		
地方税総計	二九二、四三六	二九六、〇八五	二九三、四六〇	三、六四九	一、〇二四	△	二、六二五
道府県分	一三〇、五三五	一二九、七六一	一二七、三三七	七七四	△	三、一九八	△
市町村分	一六一、九〇一	一六六、三二四	一六六、一三三	四、四二三	四、二二二	△	二〇一

備考 三税の改正規定実施後収入見込額は、昭和二八年一月一日から実施するものとしての推計額である。

(4) 地方税の収入状況

道府県における地方税の収入状況は、昭和二十七年十一月末現在で地方財政計画上の収入見込額一、二七三億円に対して六五二億円であつて前年同期に比しその収入の進捗率は鈍化している。殊に法人事業税において目立つ。この税目別内訳は次のとおりである。

税目	二六年度		二七年度	
	収入見込額	収入済額	収入見込額	収入済額
一、普通税	一〇〇、二二〇	六〇、三九三	五四・八%	一二六、三一五
事業税	七二、〇八五	四二、一六八	五八・四%	八一、六四三
合計	一七二、三〇五	一〇二、五六一	五九・九%	二〇八、九五八
				六四、八九一
				四三、四四八
				五三・二%
				五・四%
				三・四%

(b)-(a)

法人	四五、〇〇六	三〇、九九五	六八・九	五二、五八九	三一、六九七	六〇・二	△	八・七
個人	二七、〇七九	一一、一七三	四一・二	二九、〇五四	一一、七五一	四〇・四	△	〇・八
特別所得税	一、五〇八	九八九	六五・五	一、二七一	八〇六	六三・四	△	二・一
入場税	一八、三五九	九、八一九	五三・五	二二、三六九	一一、七八〇	五二・六	△	〇・九
遊興飲食税	一五、一一四	五、五〇一	三六・四	一七、七一八	六、六三四	三七・四	△	一・〇
自動車税	二、〇二七	一、三七七	六七・九	二、三五三	一、六八七	七一・六	△	三・七
鉦区税	四六八	六三	一三四	三八二	四四	一一・五	△	一・九
漁業権税	一〇一	二八	二七七	一	一	一	△	一
狩猟者税	三五七	二五七	七一・九	二五一	二四六	九八・〇	△	〇・二
法定外普通税	一九一	一九一	一〇〇・〇	三二八	二四六	七四・八	△	二五・四
二、目的税	三一	四	一二・九	三一	四	一二・九	△	〇
三、旧法収入	九五六	八五八	八九七	九九一	三三四	三三・七	△	五七・〇
合計	一一一、一九七	六一、二五五	五五・一	一二七、三三七	六五、二一九	五一・二	△	三・九

なお本年度の地方税収入を観察するに当つて特に考慮に入れねばならぬことは、朝鮮動乱勃発以来朝鮮ブームを契機として我国産業経済界が異常な活況を呈したのが、昨年から本年に入り産業界の活動が停滞乃至下向の傾向にあることであり、又景気が産業により跛行的であり、地方団体の地域内の産業構成も不均等であるため、地方団体間の税収入の不均等的分布が前年とその様相を異にして現われていることである。

(5) 標準税率超過課税と法定外普通課税の状況

地方団体は年々依然として財政窮迫の状態にあるため、或いは零細な税源までも求めて法定外普通



市町村計	分					
	未済		人口五万		人口五万以上	
	割合%	団体数	割合%	団体数	割合%	団体数
町						
村						
計						
市町村計	割合%	団体数	割合%	団体数	割合%	団体数
	一、一六九	一一	一、〇三一	六八九	七、二〇一	七、七五四
	一一二	七	七三二	七八	八五	八四
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	一
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	七〇
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	二四七
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	三
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	三六
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	四
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	九、五〇七
	七	七	七三二	七、二八九	七、八八五	一〇〇

(ハ) 固定資産税標準税率超過課税調(市分)

適用税率	適用	市	名	備考
百分の一・七	高山市			
一・七五	武生市			
一・八	横手市、酒田市、魚津市、直方市			
一・九	宇和島市			
二・〇	函館市、旭川市、美唄市、能代市、大館市、鶴岡市、新庄市、白河市、益田市、浜田市			調査対象の市数は、二六〇市(除五大市)である
二・一	小樽市、釧路市			
二・二	帯広市			
二・五	岩見沢市、網走市、稚内市、夕張市			
二・七	留萌市、北見市			
計	二六市			

(ニ) 法定外普通税実施状況調(道府県分)

都道府県名

税目

昭和二十七年収入見込額(千円)

九〇

要

北 北海道  
 青 森道  
 岩 手道  
 宮 城道  
 秋 田道  
 福 島道  
 岐 阜道  
 新 潟道  
 石 川道  
 和 歌 山道  
 福 岡道  
 大 分道  
 長 崎道  
 島 根道

家畜税  
 牛馬畜税  
 家畜馬税  
 家畜馬税  
 牛馬畜税  
 果樹馬税  
 家畜樹馬税  
 漁業引取税  
 藪井取税  
 ガス引取税  
 特別漁業税  
 臨時道路補修特別税  
 果実飲食税  
 特別遊興飲食税  
 牛馬税

六六、四五六  
 七、一九六  
 九、三〇〇  
 一四、五八二  
 一二、二二九  
 一三、二四一  
 九、〇三五  
 二、六七八  
 一七、二〇八  
 一、〇九四  
 六〇〇  
 六〇、〇〇〇  
 二二、九二〇  
 七二、〇〇〇  
 四、〇〇〇  
 二、七六〇  
 四、八九四  
 三三、一九三

(ホ) 法定外普通税実施状況調(市町村分)

税目  
 課税市町村数  
 収入見込額  
 犬 二、六六四  
 ミシン 三一九  
 立木伐採税 六六  
 九八、四二一  
 一〇、六二七  
 三、〇四八

税目  
 課税市町村数  
 収入見込額  
 牛馬 五〇  
 山羊 一  
 牛馬出産税 二  
 一、三七六  
 二一、六

と、畜 税	二九	一八、三九七	特別固定資産税	五	二二八、八四六
家畜 税	二一	一、二九一	林産物移出税	一八	七、五〇〇
特別家畜税	三〇	一、一九四	商品切手発行税	五	二七、二七一
小家畜税	一	六〇	固定資産使用税	五	四八、八〇〇
使用人税	二	三五	竹引取税	二	三〇
入漁権税	五	四七六	乗器税	二	七
蓄音機税	二	一七	ダム使用税	一	三、〇〇〇
金庫税	二	二六	積込施設利用税	三	三〇、八五三
扇風機税	三二	三八三	果樹税	二	三、五三五
国有物件使用税	三	一、六〇〇	砂利引取税	一	三六〇
埋立地税	一	八九八	椎茸原木伐採税	一	一五〇
広告税	三三	一三、三二〇	宣伝広告税	一	二四、〇二二
接客人税	二四	六、八七四	計	三三、三二四	五三三、七八四
国有地使用税	一	二四〇			

### (三) 地方財政平衡交付金

(1) 地方財政平衡交付金は地方財政上地方税とともに収入の大宗を占めるもので、その総額は前述の

如く当初予算において一、二五〇億円であったが補正予算において二〇〇億円増額せられ、一、四五

〇億円となり前年度に比し二五〇億円の増となつた。平衡交付金制度はシャウプ勧告に基き昭和二

十五年度に実施されてより本年は既に第三年目に入つた訳であるが、前二ヶ年の経験にかんがみ交

付金の算定方法にも諸点に改正が行われた。

## (2) 地方財政平衡交付金法の改正点

第十三回国会における地方財政平衡交付金法の一部改正の要点は次のとおりである。

## (イ) 測定単位の改正

警察費、消防費、社会福祉費、衛生費、労働費、林野行政費、徴税費の測定単位を改めた。

## (ロ) 単位費用の法定

昭和二十五、二十六年の二ケ年は暫定的に地方財政委員会の規則によつたが、単位費用の調査研究が進んだので交付金制度の運営の安定を図るため、単位費を法定化した。

## (ハ) 補正事由の改正

従来の段階、密度、態容、寒冷及び種別による五種の補正が併列的であつたのを、種別補正の適用のあるものはこの補正を行つた後、その他の補正を行うものとし、密度補正は拡張し人口密度の外にも採入れ、又測定単位の帰属する市町村の「規模」とあるのを「態容」に改めその内容をより合理化した。

## (ニ) 特別交付金制度の恒久化

暫定的制度としてあつた特別交付金制度を恒久的なものとし、その総額を従来は交付金総額の一〇%に相当する額であつたのを八%とした。

(ホ) 測定単位の数値、補正係数、基準財政収入額の算定方法を法定することとし、昭和二十七、八年度に限り規則で定めることができることとした。

(ヘ) 国の要請する行政に対する保障

地方団体がその行政において法令に基き義務づけられた規模と内容とを備えるのを怠っている  
と認められる場合には関係行政機関はこれにつき勧告し、又、勧告にしたがわなかつた場合には  
一定の手続きにより当該地方公共団体に既に交付した交付金の全部又は一部を返還せしめる方途  
を講ずることとしたこと。

又、第十五国会に於ける主な改正点は、(イ)給与改訂等により単位費用を改訂し、(ロ)交付金総額  
の按分方式を従来の交付基準額に按分率を乗ずる方式を改め、基準財政需要額に按分率を乗ずる  
こととした。

(3) 普通交付金決定の際における、府県、市町村別基準財政需要額、基準財政収入額及び交付基準額  
並びに、交付団体数等を、昭和二十六年と比較すれば次表のとおりである。

区 分	都 道 府 県 分		市 町 村 分	
	(A)	(B)	(C)	(D)
二六年度	二七年度	二六年度	二七年度	
千円	千円	千円	千円	
一四七,四四七,一五〇	一六三,三九七,二七六	二八六,九五八,八三六	一五〇,〇〇〇,五三九	
七,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九,四〇〇,〇六〇	二四,五〇六,六三三	
				(D)
				(C)
				一六
				一八

交付金交付額	七六,一〇,一〇一	九六,〇三三,三三〇	一三三	三三,三二六,六七	四三,四七九,三七六	一三三
普通交付金交付額	七五,七九,〇〇八	九六,〇三三,三三〇	一三三	三三,三二九,二八四	四一,三四六,九三三	一三六
特別交付金交付額	五,三六〇,一〇七	五,九四三,九八六	一三二	六,六四〇,三七〇	五,六四七,九四七	〇八五
交付金交付額計	八二,〇六九,三三五	九八,〇〇五,六一	一三二	三八,九三三,六五四	四六,九四四,八四〇	一三二
普通交付金の交付団体数	四四	四四	一〇〇	九,五六七	九,四九三	〇九九
交付団体数	一三三,三六〇,四四五	一五六,〇七三,七七七	一〇八	九〇,九三三,三三四	一一二,一八九,一六七	一三三
普通交付金の交付団体数	三四二,五八,二二四	六〇,九四四,九七	一三三	五七,七六〇,五七七	六六,六三九,九七一	一三九
交付団体数	六,一〇,一〇四	九六,〇三三,三三〇	一三三	三三,三二六,六七	四三,四七九,三七六	一三三
普通交付金の交付団体数	二	二	一〇〇	五三	五三	一〇六
普通交付金の交付団体数	一五〇,九二,一二五	二〇,三三三,九九九	一三三	二七,六〇三,六四	三七,八九二,三六二	一三七
普通交付金の交付団体数	三三,七六三,三三三	三〇,〇四九,一七	一三三	三四,六九四,六三三	四三,八六八,八九二	一三三
普通交付金の交付団体数	七,六七,元六	九,七七,一六	一三三	七,〇九二,〇九	七,九七五,五三〇	一三三
普通交付金の交付団体数	△	△	一〇〇	一〇,二一九	△	〇九九
普通交付金の交付団体数	四六	四六	一〇〇	一〇,二一九	一〇,四四五	〇九九
普通交付金の交付団体数	△	△	一〇〇	一〇,二一九	一〇,四四五	〇九九

市町村内訳(大都市分、市分及び町村分)

区	分	大都市分			市分			町村分		
		二六年度A	二七年度B	B/A	二六年度C	二七年度D	D/C	二六年度E	二七年度F	F/E
基準財政需要額	千円	二六,〇五九,一九	三〇,〇八八,四九	一三三	三三,五三三,三〇	四一,一〇四,四三三	一三二	五九,〇三三,三七	七三,八七三,六七	一三三
基準財政収入額	千円	二八,〇六〇,〇六	三三,七八三,三三	一三六	二七,六九三,二九	三三,三三三,四九	一三六	三六,六七七,六三	四三,八八八,九五	一三〇
交付金交付額	千円	一,二二六,八四	一,四一〇,一〇	一三二	七,六九六,三三	九,〇七九,六〇	一三八	二四,四九,九九	三三,九八七,〇五	一三三
普通交付金	千円	一,〇九三,三三	一,二八六,六四	一〇九	七,四六〇,三三	八,四六四,六六	一三四	二二,七四三,三九	三二,六九三,六三	一三三
特別交付金	千円	七六,三三	四六,六一九	〇六二	一,八七一,九九	一,七八三,三二	〇九三	四,〇三三,〇九	三,四八四,四一	〇八五
交付金交付額計	千円	一,一八六,六四	一,六四三,八四	〇九二	九,三三三,四六	一〇,二四七,〇七	一〇九	二七,七四四,九二	三五,一〇四,六四	一三六



即ち一般会計分については先ず一般補助事業分(河水分制・六三制及び一般補助事業分)、災害復旧事業分(国庫補助による分と単独分)、一般単独事業分は大別し、その各団体への配分に当つては、一般補助事業及び災害復旧事業分については、地方財源賦与の観点から当該団体の財政状態即ち一般財源の状況並びに事業の地方負担額の財政負担になる程度を考慮することとし、又一般単独事業分については継続事業を優先に当該事業の緊急度及び事業効果並びに当該団体の財政状況等を勘案することとしたのである。(なお公営企業分についても継続事業を優先に、その事業の緊急度、効果、当該事業会計の財政状況を勘案しながら配分を行つた。)

以上の地方債の配分額中政府資金以外に起債資金を求めるもの、いわゆる公募による分については地方団体の財政力乃至公募し得る能力等を考慮に入れて配分したのである。

昭和二十七年地方債発行計画を前年度と比較すると次のとおりである。

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		増加額合計
	二七年度計画 (A)	二六年度 (B)	二七年度計画 (A)	二六年度 (B)	
一 一般会計分					
(A) 一般補助事業	二二、七〇〇 百万円	一六、九〇〇 百万円	一〇、五〇〇 百万円	九、八〇〇 百万円	七、〇〇〇 百万円
(1) 一 般	二二、七〇〇	一六、三〇〇	七、四〇〇	五、五〇〇	一、九〇〇
(2) 六三制	—	—	—	—	—
(3) 河水分制	一、〇〇〇	六〇〇	三、一〇〇	四、三〇〇	一、二〇〇
					四、〇〇〇

(B) 公共災害	九、八〇〇	八、三〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇	三、三〇〇	一、七〇〇	三、二〇〇
(1) 現年度分	二、六〇〇	二、三〇〇	三〇〇	一、三〇〇	〇	〇	三〇〇
(2) 過年度分	七、二〇〇	六、〇〇〇	一、二〇〇	三、七〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	二、九〇〇
(C) 単独災害	三、三〇〇	三、〇〇〇	三〇〇	一、七〇〇	二、九〇〇	一、二〇〇	九〇〇
(D) 一般単独	二、七〇〇	一、八〇〇	九〇〇	六、八〇〇	四、三〇〇	二、五〇〇	三、四〇〇
(1) 義務教育	二、七〇〇	一、八〇〇	九〇〇	六、八〇〇	四、三〇〇	二、五〇〇	三、四〇〇
(2) その他	二、七〇〇	一、八〇〇	九〇〇	二、六〇〇	一、四〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
合 計	三八、五〇〇	三〇、〇〇〇	八、五〇〇	二四、〇〇〇	二〇、三〇〇	三、七〇〇	一、二、二〇〇
(参考)							
公営企業分							
(1) 電 気	五、五〇〇	二、三〇〇	三、二〇〇				三、二〇〇
(2) 上 水 道	二、〇〇〇	一、一〇〇	九〇〇	六、〇〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、三〇〇
(3) 病 院	八〇〇	五〇〇	三〇〇	一、三〇〇	六〇〇	七〇〇	一、〇〇〇
(4) 交 通	四〇〇	三〇〇	一〇〇	一、二〇〇	八〇〇	四〇〇	五〇〇
(5) その他				三〇〇	三〇〇	〇	〇
合 計	八、七〇〇	四、二〇〇	四、五〇〇	八、八〇〇	五、三〇〇	三、五〇〇	八、〇〇〇
備考	昭和二十六年分地方債発行額のうちには特別融資八〇億円及びルース災害緊急融資分一八億円を含む。						

(2) 地方債の発行総額の問題について

地方財政計画並びに資金需給等の関係から地方債の年間発行総額は、現在制限されているが、戦時中並びに戦後の経済的、財政的諸事情の制約を受けて建設的乃至補填的投資が極めて不十分に行われなかつたことは、戦後の地方自治振興のための要請等と相まって地方公共団体の起債要望額を極めて多額ならしめている。そして一般補助事業の地方負担分についてもいえることであるが

殊に一般単独事業並びに公営企業について見れば次の如くその充足率は極めて低率であつて、要望する起債が得られず已むを得ず一般財源を以つて事業財源に充当しその団体の財政を圧迫したり、又は事業の完成年度が逐次後年度に遷延したりしている例は非常に多いのである。

昭和二十六年及及び二十七年分地方債充当率

区 分	昭和二十六年		昭和二十七年		(B)-(A)
	府 県 分 市 町 村 分	計 (A)	府 県 分 市 町 村 分	計 (B)	
一般会計分	五七%	五八%	五七%	五七%	—%
(一) 一般補助事業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—
(イ) 河 水 統 制	—	—	—	—	—
(ロ) 六 ・ 三 制	—	—	—	—	—
(ハ) 一 般 補 助	五六	四九	四九	八二	—
(ニ) 補助災害復旧事業	八五	七五	八二	五四	—
(ヒ) 単独災害復旧事業	三八	五六	三五	八一	—
(ヘ) 一般単独事業	九	一三	一三	三四	—
(コ) 義務教育施設	—	—	—	—	—
(ク) その他	—	—	—	—	—
合 計	四五	三四	四一	三五	—
公 営 企 業 分	—	—	—	—	—
(一) 電 氣 事 業	四一	—	—	四〇	—
(二) 上 水 道 事 業	四八	—	—	—	—
(三) 病 院 事 業	二八	一九	二七	二五	—
(四) 交 通 事 業	一八	一七	二七	一六	—
計	—	—	—	—	—

合	計	三六	二二	二一	一七	三八	一九	二六	九	九	八
---	---	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---

(3) 文教関係の起債について

六・三制整備起債について述べると、六・三制の義務教育施設の整備事業に伴う地方負担額は、昭和二十五年までには全額起債で賄つたのが、昭和二十六年は地方債の枠の関係で七七%となつたが本年は枠の中で充当率を引上げ八二%とした。又小中学校の老朽校舎改築起債についてはこれを重視し前年の一七億円より四〇億円に二三億円増加し割当てたのである。

(4) 公募債について

地方債の借入先を資金運用部資金以外に求めることは近年殆どなかつたといつてよいのであるが、昭和二十六年度末の地方団体への特別融資について三〇億円認められ、本年度においては地方債発行総額八五〇億円中八〇億円の発行予定となつている。この八〇億円のうち、三七億五千万円は社債市場において一般公募し、他の四二億五千万円は地元の金融機関より借入又は地方住民よりの直接公募の方法により調達する予定となつている。

公募債の事業別配分は次のとおりである。

区	分	総	額						備	考	
			道	府	県	都及び	五大市	町			村
一般補助事業分			三、〇〇〇	二、七三〇	二七〇						

一般単独事業分	二、〇〇〇	二七〇	一、一二〇	六一〇
(イ) 文教施設	一、〇〇〇	—	五四〇	四六〇
(ロ) その他	一、〇〇〇	二七〇	五八〇	一五〇
一般会計分計	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三九〇	六一〇
水道事業	一、九八六	一五〇	一、三四〇	四九六
交通事業	八一四	八	七二〇	八六
病院事業	二〇〇	二〇〇	—	—
公営企業分計	三、〇〇〇	三五八	二、〇六〇	五八二
合 計	八、〇〇〇	三、三五八	三、四五〇	一、一九二

本来の公募ともいうべき市場公募についてはその発行団体を現在の起債市場の景況なり地方団体の金融信用度といったもの等から見ても、本年は東京都と五大市の都市債が中心にならざるを得ぬと思われる。

地方債の公募条件は戦前は国債と一流社債との中間に位したのであるが、今回の公募再開に当つては、昭和二十七年七月に日銀その他の関係機関によつて構成されている起債懇談会において基準条件を次の如く決定された。

発行価格 (額面百円につき) 最高百円から最低九十八円五十銭まで

利率 年利八分五厘

償還期限 五年

応募者利廻り 日歩最低二・三三銭 最高二・四四銭



(1) 公共事業費	一四二、四五六	二三・九	一八六、二〇〇	二五・一	四三、七四四	一・二	三〇・七
(1) 一般(含六・三制等)	七八、一三五	一三・二	一〇一、五六六	一三・七	二三、四三一	〇・五	三〇・〇
(2) 災害	四九、二三四	八・二	六九、一二〇	九・三	一九、八八六	一・一	四〇・四
(イ) 失業対策	一五、〇八七	二・五	一五、五一四	二・一	四・二七△	〇・四	二・八
(2) 単独事業費	四二、三〇〇	七・一	五一、三〇〇	六・九	九、〇〇△	〇・二	二一・三
2 經常的経費	四一、一七五	六九・〇	五〇、二八〇	六八・〇	九一、六二七△	一・〇	三二・三
(1) 給与費	一七二、四八二	二七・八	二二五、九四三	三〇・六	五三、四六一	二・八	三一・〇
(年未手当を含む)	一三八、六九三	四一・二	二七六、八五九	三七・四	三八、一六六△	三・八	一六・〇
(2) その他の経費	五九五、九三一	一〇〇・〇	七四〇、三〇二	一〇〇・〇	一四四、三七一	一	二四・二
計							

すなわち、二十七年度計画は、その特質として次の諸点を指摘できる。

(イ) 公共事業費等の臨時事業費の増加が著しく、その増加率は歳出規模の増加率を上廻り、歳出総額中に占める割合も増加している。

(ロ) 公共事業費の前年度事業費に対する増加率は三〇・七%で単独事業費のそれは二一・三%で、公共事業費の伸張率が著しく大である。

(ハ) 經常的経費の増加率は、歳出規模の増加率を下廻り、歳出総額中に占める割合も減少している。

(ニ) 給与費の増加は、特に著しく、その増加率は、歳出規模の増加率を上廻り、その歳出総額中に占める割合も増加している。

## (二) 給与関係費

(1) 給与関係費の増加の内容

共済組合費、恩給組合費等を含む本年度の給与関係費は地方財政計画上二、二五九億四千三百万円であつて、当初計画において前年度に対し二一六億九千万円の増加、修正計画においては更に、二九四億八千二百万円を増し前年度に対しては五一億七千二百万円の増加となつてゐる。

(イ) 当初計画における増加は昭和二十六年十月に国家公務員の給与改訂に準じて行われた地方公務員の給与改訂による増加額が、本年度において平年度化すること(所要額一八〇億五千八百万円)と、年末手当が前年度は給与月額額の八割であつたのが本年度は一〇割とされる関係(所要額三三億四千三百万円)及び寒冷地手当支給地の改訂(所要額二億八千九百万円)である。

(ロ) 修正計画においては、昭和二十七年十一月から国家公務員に準じ平均二〇%の給与引上げを實施し、且つ夏期手当を給与月額額の五割を支給することとなつたため期末手当をさらに、給与月額額の五割を追加すること(所要額二七五億八千二百万円)となつたほか、地方公務員の給与が国家公務員より高いとして当初計画の給与費算定の際調整された額の修正に伴う増加(所要額九億二千四百万円)及び勤務手当、寒冷地手当の支給地域区分の改訂及び石炭手当の単価引上げ(所要額二億六千万円)がその内容である。

当初計画及び修正計画における給与関係経費の増加額の内訳は次のとおりである。



(ト)	超過勤務手当	三九八		一五五	二四三
(チ)	日直宿直手当	五三三		三八五	一四八
(リ)	特別職給与	四八四		一〇	四七四
(ヌ)	公務災害補償費	二二		一五	七
(ル)	退職手当	三五七		二五五	一〇二
(ヲ)	死亡賜金	一〇		五	五
(3)	勤務地手当支給地改訂による増加	七一五		三七六	三三九
(イ)	勤務地手当	六四三		三四〇	三〇三
(ロ)	年末手当及び超過勤務手当	七二		三六	三六
(4)	寒冷地手当支給地改訂及石炭手当引上による増加	二六一		二〇四	五七
(イ)	寒冷地手当	二二		三八	一六
(ロ)	石炭手当	二二九		一六六	七三
合	計	二九、四八二		一九、六七九	九、八〇三

(2) 職員給与費

二十七年地方財政計画上の職員給与費は、基本給及び期末手当について次のとおり算定されて

いる。

(イ) 基本給

区	分	給与改訂前の見込	給与改訂による増加	勤務地手当支給区域の改訂による増加	合	計
道府県	一般職員	三五、七〇〇、九四九 <small>千円</small>	二、九〇九、九九四 <small>千円</small>	一三九、〇九七 <small>千円</small>	三八、七五〇、〇四〇 <small>千円</small>	
	教育職員	八四、二四〇、八六八	七、〇三六、二四一	二〇一、二〇七	九一、四七八、三一六	
	計	一一九、九四一、八一七	九、九四六、二三五	三四〇、三〇四	一三〇、二二八、三五六	

市町村	一般職員	五七、〇二四、三六二	四、五三七、一七五	二九九、六七八	六一、八六一、二一五
	教育職員	一、三〇五、三三三	一〇九、〇二八	三、一一八	一、四一七、四七九
計		五八、三二九、六九五	四、六四六、二〇三	三〇二、七九六	六三、二七八、六九四
合	計	一七八、二七一、五一一	一四、五九二、四三八	六四三、一〇〇	一九三、五〇七、〇五〇

(ロ) 期末手当

区	分	給与改訂前の見込	給与改訂及び増額分 (勤勉手当)による増加	勤務地手当支給区域の 改訂による増加	合
---	---	----------	--------------------------	-----------------------	---

道府県	一般職員	二、九七五、〇七九	二、〇三七、二八三	一一、六四二	五、〇二四、〇〇四
	教育職員	七、〇二〇、〇七二	四、九二五、九六七	一六、七七七	一一、九六二、八〇六
計		九、九九五、一五一	六、九六三、二五〇	二八、四〇九	一六、九八六、八一〇

市町村	一般職員	四、七五二、〇三〇	三、一七六、二五二	二五、〇四六	七、九五三、三二八
	教育職員	一〇八、七七八	七六、三二九	二六〇	一八五、三六七
計		四、八六〇、八〇八	三、二五二、五八一	二五、三〇六	八、一三八、六九五

合	計	一四、八五五、九五九	一〇、二一五、八三一	五三、七一五	二五、二二五、五〇五
---	---	------------	------------	--------	------------

(3) 職員数

地方公共団体の職員は地方財政計画において昭和二十六年度は一、三八七、六四一名、昭和二十七年  
 度は一、三五四、三六九名となり、三三、二七二名の減となる。

その定員内訳及び前年度よりの増減事由は次のとおりである。

一	区	昭和二六年度	昭和二七年度	増	減	備考(増減事由)
般	職					
道	員	二二八、三〇八人	二二二、七一〇人	△	五、五九八人	行政整理による減員

(4) 給与単価とその調整

市	町	村	計						
三二八、八一〇	三二〇、六三八	五三三、三三八	三三〇、六三八	△	八、一七二				行政整理による減員
五三七、一一八	五三三、三三八	△	△	△	一三、七七〇				
教育職員									
小	小	小	小	△	三、七四四				生徒減による減員
三三三、七二五	三三三、七二五	三三三、七二五	三三三、七二五	△	三、七四四				
中	中	中	中		一、四六八				生徒増による増員
一七七、七三八	一七九、二〇六	一七九、二〇六	一七九、二〇六		一、四六八				
盲ろう啞学校									生徒増による増員
三、八五〇	八八、九二一	八八、九二一	八八、九二一		九四〇				
高等学校その他									
八四、一三一	七三、九七二	七三、九七二	七三、九七二	△	一、九四七				行政整理による減員
事務職員				△	三、二八三				
六八五、三六三	六八二、〇八〇	六八二、〇八〇	六八二、〇八〇	△	三、二八三				
警察職員				△	一六、二〇四				自治体警察廃止等による減員
一〇〇、〇〇〇	九三、七九六	九三、七九六	九三、七九六	△	一六、二〇四				
消防職員									
五九八	五八三	五八三	五八三	△	一五				行政整理による減員
都道府県									
五四、五六二	五四、五六二	五四、五六二	五四、五六二						
市	町	村	計						
五五、一六〇	五五、一四五	五五、一四五	五五、一四五	△	一五				
合	計	計	計						
一、三八七、六四一	一、三五四、三六九	一、三五四、三六九	一、三五四、三六九	△	三三、二七二				

地方公務員の給与の実態が国家公務員の給与基準に比較して、高いということについては、昭和二十六年十一月に行われた国家公務員の給与改訂に準ずる地方公務員の給与改訂に対し、国が財源措置を行うに際して、地方公務員の給与自体の問題については干渉しないが、国家財政の見地から地方公務員の給与改訂について国の行うべき財源措置としては、国家公務員の給与の基準にしたがつた給与並びに給与改訂が行われた場合

に必要な財源のみを確保するという趣旨のもとに政府は次のような閣議決定を行った。

閣議決定事項（二六、一一、七）

「今回の地方公務員の給与の改訂について、国がすべき地方財源措置は、地方公務員と国家公務員の給与基準との間の不均衡の調整を期待し、これを前提として計算されたものである。」そして具体的にはその措置として、一定の抽出調査によつて得た結果の超過額、すなわち都道府県一般職員については四六二円、教職員は三七五円、市町村一般職員（警察消防職員を含む。）は五七六円それぞれ国家公務員より高いとされる額を差引き調整したものをそれぞれの給与単価として財源措置が行われたのである。（註 かかる調整をしない場合の増加所要額は、二十六年度七〇億円と見込まれる。）

しかしながら、地方公務員の給与費についてのこの問題は地方財政にとつては極めて深刻な問題であり、地方公共団体側の強い要望もあり、関係各省間の申合せに基いて地方公務員給与調査連絡協議会がこの年の十一月に設置せられ、前の調査方法に改善を加え、地方公務員の給与の再調査が行われることとなつた。

昭和二十七年年度の当初地方財政計画においては時期的な問題から前述の調整単価によつて給与費が算定されているが、修正計画の算定にあつては給与調査の結論が出たので、これによることとした。

すなわち、給与調査連絡協議会の調査結果によつて、給与単価の調整額（国家公務員の標準より

高いとされる額)は次のとおり修正された。

区分	修正前	修正後	修正額
道府県一般職員	四六二円	三四八円	△ 一四四円
教育職員	三七五	三四九	△ 二六
市町村一般職員	五七六	五七六	―

この調整額は、その後給与改訂その他によつて財政計画上次のとおりとなつてゐる。

区分	当初調整額	給与改訂後調整額	比較
道府県一般職員	三四八円	五九四円	二四六円
教育職員	三四九	五七八	二二九
市町村一般職員	五七六	九八三	四〇七

次に財政計画上の給与改訂前後の給与単価について実際の単価と比較すると次のとおりとなつてゐる。

区分	改訂前			改訂後		
	本俸	扶養手当	勤務地手当	本俸	扶養手当	勤務地手当
一般職員	八〇〇円	一〇一円	一〇九円	九五六円	一〇一円	一四八円
財政計画	八五五	一〇七	一一二	一〇三三	一〇七	一四六
実績	八五五	一〇七	一一二	一〇三三	一〇七	一四六
比較	五四八	三三	三三七	七四八	三三	三三七
B-A(B)(A)						

小学校教員

財政計画	実績		比較	
	(A)	(B)	A-B	A-B
九、五四二	六、七二	七、三三	一〇、九四七	一一、七九四
一〇、一七九	六、七九	五、四四	一一、五七二	一一、三三〇
			七、五七	一、
			四、四四	七、五七
			七、五七	一、
			四、四四	七、五七
			七、五七	一、
			四、四四	七、五七
			七、五七	一、
			四、四四	七、五七

中学校教員

財政計画	実績		比較	
	(A)	(B)	A-B	A-B
一〇、三三七	九、五一	六、七二	一一、九〇	一一、三七七
一〇、九四六	九、四〇	五、六	一一、四二四	一一、三、四一一
			九、四〇	九、四〇
			八、二二	八、二二
			一、五、一〇二	一、四、七三

備考 本表の実績は、東京、大阪、福岡を除いた四三道府県の平均額である。

(三) 政府の施策に伴う増加経費

当初地方財政計画においては、前年度に対し一六九億円の増であり、修正計画においては更に一九億円を増し、前年度に対しては一八八億円の増加となつてゐる。

(イ) A系統行政費

従来国庫補助金を伴つていた経費で昭和二十五年年度の制度改正に際し、又はその後においてその経費の全額を地方負担に振り替えられた経費(いわゆるA系統行政費と称するもの)の増加は次のとおり六七億六千五百万円で、前年度より三二億五千八百万円の負担増加である。

事項

教育委員選挙費  
 衆議院議員選挙人名簿調整費  
 海区漁業委員選挙人名簿調整費  
 農業委員選挙人名簿調整費  
 児童保護措置費  
 計量法施行費  
 市町村農業委員会恩給負担金  
 補助金からの振替増  
 補助金への振替減  
 繊維製品割当事務費  
 指定生産資材割当事務費

地方経費

昭和二六年度	昭和二七年度	増減
104	1738	1634
9	303	294
1	101	100
1	138	137
3084	3604	520
142	205	63
1	288	287
1	352	351
109	1	108
21	1	20
38	23	15
3507	6765	3258

(ロ) B系統行政費

生活保護費、結核予防費等現在国庫支出金を伴っている行政にかかる経費（いわゆるB系統行政費と称するもの）の増加内容は次のとおりである。すなわち国庫補助金の増加額一億八千三百万円であり、その地方負担額の増加額は、四億三千三百万円である。

区	国庫補助金	地方負担額	増加経費 (A)+(B)
昭和二六年度	138	1	139
昭和二七年度	581	288	869
増減(A)	443	287	730
増減(B)		28	28
増減(A)+(B)		571	571

総理府所管



二七・四・一	八二二	一九九	九九一
二七・六・一	五六三	一二四	六八七
二八・一・一	九八一	一二三六	一、二一七
計	一五、五三六	三、一八八	一八、七二四

この推移を昭和二十三年三月七日と昭和二十八年一月一日現在との段階別の定員を比較すると次の通りである。

区分	昭和二十三年三月七日	昭和二十八年一月一日	比
区	四六、三八四	四六、五二三	一二・九
大都會市	二九、一五	三五、三七九	六、二六四
その他の市	一九、五〇一	二、四三九	一七、〇六二
町	九五、〇〇〇	八四、三三一	一〇、六六九
計			

また、昭和二十三年以来の自治体警察の設置状況は次のとおりである。

年 度	維持 団 体 数			維持 しない 団 体		
	特別区	市	町 村	市	町 村	計
昭和二十三年三月七日 (警察法制定)	一	二二八	一、三八六	一、六〇五		
昭和二十六年十月一日 (警察法一部改正)	一	二六八	二九一	五六〇		
昭和二十七年四月一日 (警察法一部改正関係)	一	二七四	二三三	五〇八	五	一、〇七三
						一、〇七八 (五四)

昭和二十七年六月一日	一	二七四	二〇九	四八四	五	一、〇九七	一、一〇二
町村の警察維持に関する法律							(二四)
任転移の時期の特例に関する法律							
市の警察維持の特例に関する法律							
昭和二十八年一月一日	一	二七五	一四六	四二二	五	一、一五八	一、一六三
町村の警察維持に関する法律							(六一)
任転移の時期の特例に関する法律							

最後に戦前戦後の警察官及び警察吏員の変遷状況は次のとおりである。

年 区 分 人 口	警察官又は警察吏員の定員数		計 人 口	増加比率(千分比)
	警 自	警 小		
昭和十年	六八、六六一	六五四	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十五年	七二、五三九	七二九	一、〇五六	一、二九七
昭和二十年	七一、九九六	四七七	一、〇四九	一、四二三
昭和二十三年三月七日	七三、一四一	一三六	一、〇六五	一、八九四
昭和二十八年一月一日	八三、一九九	六三七	一、二二二	二、〇〇七

昭和二十五年度及び二十六年度の警察費の決算額は次のとおりである。

区 分	昭和二五年度(A)		昭和二六年度(B)		比較
	千円	千円	千円	千円	
大 都 市	一〇、二六六	五七九	一二、九〇五	五五八	一・二六
東 京 市	五、四二一	八〇八	六、九九九	三四五	一・二九
大 阪 市	二、〇八六	六二七	二、二九九	五一〇	一・一〇
			(B) / (A)		

京 都 市	七五一、〇七七	一、〇〇四、五九八	二五三、五二一	一・三四
名 古 屋 市	六九四、一四五	九二八、六五九	二三四、五一四	一・三四
横 浜 市	七三三、〇九〇	九二二、四七三	二〇八、三八三	一・二九
神 戸 市	五九九、八三三	七五一、九七三	一五二、一四一	一・二五
その他市町村	一一、二五、六六四	一一、一五一、三一〇	一、〇二五、六四六	一・〇九
市	七、一七七、四九七	八、九五七、五五〇	一、七八〇、〇五三	一・二五
町	三、九四八、一六七	三、一九三、七六〇	七五四、四〇七	〇・八一
村	二一、三九二、二四三	二五、〇五六、八六八	三、六六四、六二五	一・一七

次に両年度決算における財源について地方債を除く、地方負担額は、二十五年年度において、二二一億六百万円、二十六年年度において二三九億六千四百万円となり、地方財政平衡交付金の基準財政需要額算出額は、二十五年年度一六七億一千六百万円、二十六年度一八八億七千四百万円であつて、地方団体に於ける超過負担額は、二十五年年度四三億八千九百万円、二十六年度五〇億八千九百万円となつていて、自治体警察に對しての地方負担は、過重となつてゐる実情にある。概況は次のとおりである。

区 分	決算(見込)額(A)	財 源 内 訳		基準財政需要額	比
		地 方 債	そ の 他(B)		
大 都 市	昭和二五年度 昭和二六年度	一九〇、七五九 二二〇、五五八	一〇七、七五九 一一八、九六〇	八九三、〇〇六 一〇三九、六六八	一・四四 一・七〇
増 減 額	昭和二五年度 昭和二六年度	二、六八、九七九 二、二五、六六四	一、〇五、七一〇 一、一〇、八六四	一、〇〇、一三三 一、〇〇、一三三	一・〇〇 一・〇〇
そ の 他	昭和二五年度 昭和二六年度	三、一五、三三〇 二、六六、六六六	一、〇七、七五九 一、〇七、七五九	一、〇七、七五九 一、〇七、七五九	一・〇〇 一・〇〇
市 町 村	昭和二五年度 昭和二六年度	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一・〇〇 一・〇〇
分	昭和二五年度 昭和二六年度	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一・〇〇 一・〇〇
分	昭和二五年度 昭和二六年度	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	一・〇〇 一・〇〇

市町村	昭和二十五年	二二,九二二,四三三	二,一〇六,五五三	一六,七六七,七三三	△	四,三九九,七〇〇
分合計	昭和二十六年	二五,〇五六,八六八	一,〇九二,七一八	二二,九六四,一五〇	△	五,〇八九,一七〇
	二六—二五	三,六四三,六三三	△七〇,〇八八	二,八七六,六〇七	△	六,九九四,七〇〇

(註) 本表の財源内訳中その他(B)には約一億円の手数料等を含む。

警察費の大宗をなすものは、人件費である。二十六年度決算額中に占める人件費の額と、その割合を示すと、次のとおりで、すなわち人件費総額一八一億三千万円で決算総額中に占める割合は、七一%となつてゐる。

区 分	決算見込額	同 上 中 人 件 費				
		(A)	(B) + (C)    (D)	(D) / (A)	(B) / (A)	
大 都 市 分	一、二、九〇五、五五八 <small>千円</small>	九、三六九、三二一 <small>千円</small>	三、八四四、四二一 <small>千円</small>	九、七五三、七四二 <small>千円</small>	七、五五六	七、二六六
東 京 都	六、九九九、三四五	五、六六六、五五二	一、二一九、四三三	五、七九五、九八五	八、二八	八、一〇
五 大 市	五、九〇六、二一三	三、七〇二、七六九	二、五四、九八八	三、九五七、七五七	六、七〇	六、二七
その他市町村分	一、二、一五一、三一〇	七、七五七、七三一	六、一八、七八八	八、三三六、五一九	六、八九九	六、三三九
市 分	八、九五七、五五〇	五、八四九、六八一	四、七三、七〇七	六、三三三、三八八	七、〇六	六、五三
町 村 分	三、一九三、七六〇	一、九〇八、〇五〇	一、四五、〇八一	二、〇五三、一三一	六、四三三	五、九七
市町村分合計	二五、〇五六、八六八	一七、二二七、〇五二	一、〇〇三、二〇九	一八、二三〇、二六一	七、一〇	六、七一

(註) 本表の人件費には公安委員の報酬は含まない。なお、東京都事務職員に係る人件費のうち一部分は警察吏員分に含まれてゐる。

なお、本表の人件費には俸給、扶養手当、勤務地手当、寒冷地手当、石炭手当、宿日直手当その他各手当、恩給、退職料、共済組合費、健康保険組合費、退職手当等が含まれてゐる。

(五) 公共事業費

昭和二十七年年度における公共事業費総額は、一、九四五億二千四百万円であり、前年度より三二二億七千万円の増加である。その経費負担の状況は、国費分が一、三五一億二千六百万円で、地方団体負担分は、五九三億九千八百万円であり、前年度と比較して、国費分は二三八億百万円の増加であり、地方団体負担分は、七四億六千九百万円の増加となつてゐる。公共事業費の経費負担状況は次のとおりである。

(イ) 総括表

区 分	昭和二十六年 度		昭和二十七年 度		増 減 額
	百 万 円	百 万 円	百 万 円	百 万 円	
事 業 費 総 額	一六三、二四四	一九四、五一四	三一、二七〇		
直 接 費 分	一一一、三一五	一三五、一一六	二三、八〇一		
補 助 費 分	三五、九六〇	四〇、二七七	四、三一七		
地 方 費 分	七五、三五五	九四、八三九	一九、四八四		
地 方 担 金 分	五一、九二九	五九、三九八	七、四六九		
地 方 担 負 分	五、九九四	七、九九九	二、〇〇五		
地 方 経 費 分	四五、九三五	五一、三九九	五、四六四		
地 方 経 費 分	一二七、二八四	一五四、二三七	二六、九五三		

(ロ) 一般公共事業費と災害公共事業費



土地改良事業費	八、二六四、一七五	二、〇八一、一〇一	一〇、三五五、三五九	六、九四九、九五	一、〇五〇、三二四
開拓事業費	二、五五二、〇八五	四七六、三九七	三、〇二八、四八二	—	三、〇二八、四八二
山林事業費	八、五九九、一三六	五、二八九、〇九七	一三、八七八、二三三	二、五二一、六〇〇	一、四一〇、八四三
水産施設費	一、八七八、五〇〇	一、六一一、一一一	三、三九六、六一一	—	三、三九六、六一一
道路事業費	四、四八〇、二六九	五、六三二、三六五	一〇、一一二、六三四	八、四八九、九九	一、〇九〇、六三三
港湾事業費	一、七五九、九九七	二、二八三、六五四	四、〇四三、六四〇	六、九二一、二六七	四、七四八、八六八
都市計画事業費	四、二四三、八〇二	四、四一八、八八五	八、六六二、六八七	—	八、六六二、六八七
水道施設費	四、六九二、二〇	八、三三〇、六八	一、〇〇二、三五六	—	一、三〇二、三五六
住宅建設費	四、九三三、四三三	四、五七二、八〇五	九、五〇六、二三八	—	九、五〇六、二三八
建設機械整備費	四、九八七、七	五、六六三、六七	一〇、六二六、三三	—	一〇、六二六、三三
調査費	六、四六〇、〇〇	六、四六〇、〇〇	二、九一〇、〇〇	—	二、九一〇、〇〇
災害(過)計	四、六七三、五六一	三、五六七、〇四九	八、二三〇、六一	六、九八八、三六二	八、九三六、八九四
現年	八、六二、九七七	二、七〇、三三三	五、二七二、八八〇	八、八二八、八〇	五、二七二、〇六〇
年度	九、四三三、〇〇〇	二、九二二、〇七三	三、二二五、二七七	二、六二七、六七	二、二九七、〇六〇
總計	九、四八六、二七〇	五、二九九、三三三	一、四六三、三八〇	七、九九〇、三二	一、五四一、三七〇

### (六) 単独事業費

昭和二十七年年度における単独事業費総額は財政計画においては前年度より九〇億円の増加で、五一三億円と算定されている。しかしながら、昭和二十六年年度決算において地方団体の単独事業実施額は、六五八億九千八百万円で、財政計画額四二三億円より二三五億九千八百万円の超過となつてゐることは既述のとおりである。従つて単独事業費の計画額は財政計画においては九〇億円の増ではあるけれども実績からは一四五億九千八百万円枠を縮小しなければならぬことになる。然るに次にみる如く、



盲ろう学校

計 10,447,000 2,975,000 1,353,451 6,699,998 7,751 4,933,441 2,666,688 1,837,090

備考 (i) 本資料は文部省助成課調査(昭和二十八年二月末現在)によつた。

(ii) 実施坪数中には盲ろう学校分四九、八一坪は含まれない。

(iii) 給食施設は含まれていない。

(ロ) 危険校舎と同程度の老朽校舎面積

区	分	危険校舎	同程度のもの	計
幼	稚園	一、二七八	四、八五八	六、〇三六
小	学	四一〇、八六七	一、三六七、九四四	一、七七八、八一
中	学	二七、〇九九	一〇五、六八二	一三二、七八一
高	等学	四七、四二一	一六二、二八二	二〇九、七〇三
盲	学	三六三	一、五三四	一、八九七
ろ	う学	二六六	二、〇七三	二、三三九
養	護学	六〇二	〇	六〇二
合	計	四八七、七九六	一、六四四、三七三	二、一三二、一六九

(2) 災害復旧事業費

昭和二十五年以降の発生災害による復旧事業で地方団体が単独に施行すべきものは、概況次のとおりで現在二五八億円を所要としている。

区	分	災害額	復旧済額	要復旧額
二十五年発生災害	木	一一、一六二	八、九三〇	二、二三二
		百万円	百万円	百万円

五、収益事業

(一) 総括

地方公共団体は、その財政状況を改善するとともに戦災及び風水害復旧事業を促進するため、競馬

合 計		二十七年発生災害				二十六年発生災害			
計		計				計			
そ	文	農	土	計	そ	文	農	土	計
他	教	林	木	の	他	教	林	木	の
四六、二一九	一、二九五	四、一三八	一三、六三四	二七、一五二	二〇、三三四	一、一九七	一、七六七	一、二二七	五、〇六五
二五、八七五	六六九	二、四一一	七、六四四	一五、一五一	二二、三五一	二九七	一、二三八	三、七六六	一、一〇七
				九、七九四					
				二七、四					
				八七七					
				二、八八九					
				五、七五四					
				一七、五九四					
				三八一					
				一、七六五					
				五、二一二					
				一〇、二三六					
				一八、八三一					
				六四〇					
				一、四九六					
				五、五三三					
				四、四二六					
				一、一九七					
				五、二二					
				一五、〇六五					
				三、〇七一					
				一、五六四					
				五、二七九					
				一四					
				五、二七九					
				二、三一五					
				二六七					
				一、二三五					
				三、六四八					
				七、一六五					

競輪等の収益事業を実施しているが、その純益金は累年増加し、二十六年度においては六四億円で、普通会計歳入総額の一パーセント弱となつてゐる。

その累年の概況は次のとおりである。

年 度	収 益 事 業			計(A)	普通会計歳入合計(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
	競 馬 競	輪 宝	く じ 小			
昭和二十三年度	二六六、三六九 <sup>千円</sup>	一四、一五二 <sup>千円</sup>	五八四、七五七 <sup>千円</sup>	八六五、二七八 <sup>千円</sup>	二七七、五〇〇、一七三	〇・三一
二十四年度	五二三、〇二一	一、二六六、七二〇	一、〇三三、六八八	二、八二二、四〇九	四一四、六九四、三三〇	〇・七八
二五年度	九〇六、三八八	二、四七九、〇五二	六〇三、二二五	三、九八八、六六五	五四五、一五四、三七八	〇・七三
二六年度	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇七〇、〇四五	三六四、五六〇	六、四三四、六〇五	六九三、三二九、六四二	〇・九三

(備考) 右のほか昭和二十六年度以降においては、小型自動車競走及びモーターボート競走を実施した団体が若干あるが、その収支状況は大部分、収支均衡又は若干赤字の状況である。

昭和二十七年度的については、当初競馬二億七千万円、競輪四六億円、宝くじ二億一千九百万円と見込まれたが、最近の状況は、下向きの傾向を示している。

## (二) 競馬事業

昭和二十三年七月に施行された競馬法により都道府県並びに罹災団体及び競馬場所在市町村は、競馬事業を開催することができるとなり、現在、都道府県のほか、一七二市町村(二三特別区、一〇一市、四八町村)が競馬の開催を認められてゐる。

競馬事業の開催状況の推移を見ると次のとおりである。

年 度	開催 団体数	延開催 回数 (A)	延開催日数	入 場 人 員 (B)	売 得 金 合 計 (C)	一 回 平 均	
						入場人員 (B) (A)	売 得 金 (C) (A)
昭和二十三年	七七	一七八	九八一	二、三三四、三二二 <sup>人</sup>	三、〇一七、六七六 <sup>千円</sup>	一三、一一四 <sup>人</sup>	一六、九五三 <sup>千円</sup>
二十四年	一〇八	二九四	—	三、五七〇、四七五	五、三八七、三七一	一一、一四四	一八、三二四
二十五年	一〇七	三七八	—	—	一〇、三三三、八七一	—	二七、三二二
二十六年 (暦年見込)	一一四	三八九	二、二一九	六、六三五、四六五	一九、〇七六、三八二	一七、〇五八	四九、〇四〇

すなわち、開催団体数、回数、日数とも累増しているが、二十七年においては若干下向きの傾向を示している。

競馬事業による純益金は逐年増加しており、特に昭和二十六年以降は競馬法の一部改正（昭和二十五年十二月）により控除率が引下げ（改正前三割五分、改正後二割五分）られたので著しく増加している。

(三) 競 輪 事 業

昭和二十三年九月施行された自転車競技法により都道府県並びに指定市町村は競輪を開催することができることとなり、現在、都道府県のほか一五二市町村（二三特別区、九七市、三三町村）が競輪の開催を認められている。

競輪事業開催の概況を見ると次のとおりである。

年 度	開催回数 (A)	車券売上額 (B)	施行者純収入 (C)	一 回 平 均	
				車券売上額 (B) / 開催回数 (A)	純収入 (C) / 開催回数 (A)
昭和二三年度	六	二四二、五〇三 千円	一四、一五二 千円	五・八%	二、三五八 千円
二四年度	一六一	一三、五〇七、六五七	一、二六六、七二〇	九・〇	七、六〇〇
二五年度	四九〇	三三、一〇九、四二五	二、四七九、〇五二	七・五	五、一二六
二六年度	上半期	三五五	二五、八七六、八八五	七・六	五、五七三
	下半年期	三三二	二八、〇一〇、〇六一	七・五	六、四九六
計	六七七	五三、八八六、九四六	四、〇七〇、〇四五	七・六	六、〇一二

すなわち、開催回数、車券売上額施行者純収入とも累増しているが、二十七年度においては、下向きの傾向を示している。

競輪事業による昭和二十三年度より昭和二十六年までまでの純益金の合計額は七八億二千九百万円に達し、その使途をみると次のとおりである。

区 分	純 益 金 使 途	構 成 比
庶民住宅建設費	一、六八六、一三一 千円	二一・五%
教育施設費	二、一四九、八一七	二七・五
公共福祉施設費	一、〇五三、八三二	一三・五
土木施設費	八一、四五〇	一・〇
失業対策費	一六八、六一三	二・一
中小企業及び農工商振興費	三二六、一四九	四・〇

競輪場建設費及び補修費

計

一、六四三、九七七  
七、八二九、九六九  
一〇〇・〇

(四) 宝くじ

昭和二十一年十一月臨時資金調整法により、地方財政の改善のため都道府県及び五大市において宝くじの発行が認められ、さらに昭和二十四年十二月からはこのほか特に地方財政委員会（昭和二十七年八月からは自治庁）によつて指定された戦災市において宝くじの発行が認められることとなり現在戦災市八三市のうち三四市が指定されている。

宝くじ発行状況の推移を見ると次のとおりである。

年 度	発行総額 (A)	収 益 額 (B)	(B) / (A)	備 考
昭和二十一年度	二二七、〇〇〇 <small>千円</small>	七八、六三一 <small>千円</small>	三三・六%	
二十二年度	五七三、〇〇〇	二三五、一七四	四一・〇	
二十三年度	一、三一九、〇〇〇	五八四、七五七	四四・三	
二十四年度	二、四六八、〇〇〇	一、〇三二、六六八	四一・八	
二十五年	一、五六六、〇〇〇	六〇三、二二五	三八・五	
二十六年	八六八、〇〇〇	三六四、五六〇	四二・〇	

宝くじの消化状況は当初は良好であつたが、次第に政府くじに圧迫され不振となつた。しかし昭和二十五年十一月から賞金附与率を政府くじと同様最高四五%まで認められ、発売経費を除いた収益率を最低三八%まで引下げられた結果、平均消化率は九〇%を上廻るようになった。

また宝くじによる収益金は、住民の福祉のための建設事業に充てることを条件として許可されているので、本年度においては、教育施設整備に三五%、道路整備に二五%、保健衛生関係に一五%、その他二五%の割合で建設事業に充当する計画となつてゐる。

昭和二十七年においては都道府県二一件三億八千五百万円、五大市九件一億二千八百万円、指定市二件九百万円、計三二件五億二千二百万円の発行見込である。

## 六、公 営 企 業

地方団体は従来住民の福祉を増進するため交通事業、上水道事業等の事業を経営してきたが、これら事業の「組織及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準を定め、地方自治の発達に資するため、昭和二十七年八月一日「地方公営企業法」が公布された。この結果一二（他に若干未報告もあり）の企業に同法が適用されることとなり「企業の経済性を發揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営する」旨、経営の根本原則が明示された。また企業の管理者が定められるとともに発生主義による経理方法が採用され、各企業は独立採算の原則に立脚しなければならぬことになつた。最近における地方公営企業の事業概況を示すと次のとおりである。

### (1) 法律の適用あるもの

事業名	経営団体数	同上従業員数	法律の適用を受けるもの	
			経営団体数	従業員数
上水道事業	三六〇	一九、二五三	七〇	一五、九一七

軌道	一五	二六、七七九	一四	二六、七一九
自動車運送	四一	一三、一一一	一九	一一、九六八
地方鉄道	一	三三三	一	四七五
電気	三	四七五	三	四七五
ガス	一一	四〇〇	六	二九二

(註) このほか、相当数の未報告がある。

(2) その他のもの

事業名	経営団体数	従業員数
県立病院	(三九病院) <sup>六</sup>	一一、四三二
競馬事業	三九	(臨時職員 一四、三三三) 一七九
競輪事業	二一	(臨時職員 一三、八七九) 一五三
自動車競技事業	一	(臨時職員 五六〇) <sup>八</sup>

(註) このほか、相当数の未報告がある。

また昭和二十五、六年度における公営企業会計（収益事業会計及び国民健康保険事業会計を含む。）の決算（見込）の状況を示すと次のとおりである。

歳入	昭和二十五年 度		昭和二十六年 度	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村
1 使用料	八〇、九四九 <sup>千円</sup>	二八、一五六 <sup>千円</sup>	一〇二、五五七 <sup>千円</sup>	三九、八七三 <sup>千円</sup>
計	一一九、一〇五 <sup>千円</sup>	五六、三一二 <sup>千円</sup>	一四二、一三四 <sup>千円</sup>	七九、七四六 <sup>千円</sup>

2	国庫支出金	77,075	1,017,858	1,144,933	2,287,811	1,787,558
3	県支出名	—	341,473	341,473	350,068	350,068
4	地方債	3,675,000	5,394,798	8,981,798	4,266,654	5,127,111
5	繰入金	426,695	1,500,196	1,926,892	1,066,333	2,404,486
6	繰入金	476,649	2,039,435	2,517,744	1,000,001	2,989,085
7	雑収入	162,800	3,006,653	3,169,453	2,533,292	3,633,033
8	保険料又は国保	—	4,067,677	4,067,677	—	4,011,331
9	一部負担金	—	2,667,721	2,667,721	—	2,667,630
計		39,069,958	66,091,173	97,165,133	41,946,441	66,088,044

(備考) 本表の雑収入中には、競馬、競輪、宝くじ等収益事業に係る売得金を含む。

歳出	昭和二十五年 度			昭和二十六年 度		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
都道府県	5,261,339	3,157,933	1,744,517	6,444,533	1,540,175	3,944,705
市	2,370,993	4,339,900	2,280,533	3,353,339	3,654,909	3,564,788
町	—	2,260,000	2,900,000	—	4,041,131	4,041,331
村	3,770,343	1,559,036	1,559,036	4,643,034	1,410,026	1,879,540
計	12,872,675	11,316,869	6,243,086	14,440,906	10,646,241	13,368,374
都道府県	1,517,758	2,590,935	3,884,335	2,277,731	4,242,334	6,633,455
市	1,049,446	1,717,331	2,332,446	2,468,331	2,468,171	3,040,633
町	268,144	1,717,331	4,942,568	—	4,263,789	6,735,019
村	1,049,446	1,049,446	1,049,446	2,166,446	2,247,183	2,247,183
計	4,884,390	5,075,053	12,216,895	4,644,508	13,763,943	19,666,280

一、昭和二十八年 度地方財政計画

第三、昭和二十八年 度地方財政の見込

2	国庫支出金	77,075	1,017,858	1,144,933	2,287,811	1,787,758	1,877,558
3	県支出金	—	341,473	341,473	—	350,068	350,068
4	地方債	3,676,000	5,364,798	8,981,798	4,266,654	5,127,111	9,266,765
5	繰入金	426,695	1,500,196	1,926,892	1,066,333	2,494,456	3,497,658
6	繰入金	476,649	2,039,435	2,517,744	1,000,001	2,989,085	3,989,186
7	雑収入	16,280,046	33,006,653	49,286,706	25,333,292	56,223,033	61,356,325
8	保険料又は国保	—	4,067,677	4,067,677	—	5,011,331	5,011,331
9	一部負担金	—	286,772	286,772	—	2,661,630	2,661,630
計		39,069,858	66,091,773	97,165,131	41,946,441	66,208,044	86,077,445

(備考) 本表の雑収入中には、競馬、競輪、宝くじ等収益事業に係る売得金を含む。

歳出	都道府県	市	町村	計	都道府県	市	町村	計
交通事業	5,236,330	3,157,933	1,744,517	17,445,171	6,444,533	15,440,173	3,944,705	3,944,705
電気事業	2,370,993	4,359	2,280,553	3,553,105	3,553,105	3,654,919	3,561,788	3,561,788
ガス事業	—	2,940,000	2,940,000	4,001,131	—	4,001,131	4,001,131	4,001,131
上水道事業	3,733,333	1,590,000	1,590,000	4,443,333	4,443,333	4,100,016	1,879,540	1,879,540
病院事業	1,327,443	2,590,000	3,888,333	2,590,000	2,590,000	4,244,333	6,633,955	6,633,955
その他公営企業	400,000	1,731,111	2,131,111	5,663,333	2,131,111	2,498,171	3,010,633	3,010,633
収益事業	1,517,758	2,281,433	4,444,888	4,444,888	4,444,888	4,237,789	6,733,019	6,733,019
国民健康保険事業	—	10,494,444	10,494,444	10,494,444	—	22,471,183	22,471,183	22,471,183
計	26,070,444	57,733,779	57,733,779	57,733,779	40,642,282	93,544,336	124,186,688	124,186,688

第三、昭和二十八年年度地方財政の見込

一、昭和二十八年年度地方財政計画

## (一) 昭和二十八年年度地方財政計画

## (1) 歳 出

昭和二十八年度の地方財政規模の推計額は八、四一七億六千五百万円であつて、昭和二十七年年度既定財政規模に昭和二十八年年度における新規財政需要の増加額を加算する方法によつてゐる。

既定財政規模として用いた昭和二十七年年度地方財政推計額は、昭和二十五年年度決算純計額を基礎とし、これに昭和二十六、二十七年年度の新規財政需要の増加額を加算したものである。その内容は次のとおりである。

昭和二十五年年度決算純計額	五〇二、三三一百万円
昭和二十六年年度新規増加財政需要額	一〇四、六四六 "
昭和二十七年年度新規増加財政需要額	一三三、三二五 "
計	七四〇、三〇二 "

昭和二十八年度における新規財政需要の増加額は、一、〇〇〇億四千五百万円であり、交付金の算定上、基準財政収入額が基準財政需要額を超える団体について昭和二十八年度の税収入と、財政需要のそれぞれの増加額との関係によつて生ずるいわゆる超過財源の増加額は、一四億千八百万円であつて、既定財政規模に加算すべき額の総額は一、〇一四億六千三百万円である。

その内容は次のとおりである。

一、昭和二十八年年度新規財政需要額

一〇〇、〇四五百万円

(一) 給与改訂に伴う給与関係費の増

三三、二一一 "

(二) 行政整理に伴う不要額

△ 一、八四九 "

(三) 教育委員会設置に要する経費

一、四一三 "

(四) 自治体警察廃止による不要額

△ 二二三 "

(五) 人口等の増加に伴う経費の自然増加額

四、二九四 "

(六) 恩給の特別措置に関する法律施行に要する経費

一、〇七四 "

(七) 公債費の増

七、五七二 "

(八) 国の行政施策に伴う増

二、九九九 "

(イ) 法令の改廃に伴う負担減

△ 一、〇八三 "

(ロ) 補助負担金増加に伴う増減

四、〇八二 "

(i) 普通補助金

二、二三八 "

(ii) 児童保護費

一、八四四 "

(九) 臨時事業費の増

五一、五六四 "

(イ) 公共事業費

三四、八一七 "

(i) 一般

三八、二四二 "

(ii) 災害

△ 三、四二五 "

(ロ) 失業対策事業費

一、六五〇 "

(ハ) 単独事業費

一五、〇九七 "

二、国庫負担制度拡張等に依る超過財源増加額

一、四一八 "

計

一〇一、四六三 "

(2) 歳入

歳入については、地方団体固有の財源については可及的これが増収を見込むとともに、交付金二七〇億円、地方債二八七億円を増額する外、地方税法の一部改正その他の措置を講じて地方財源の増加を図つて、収支の均衡を保持せしめることとしている。

その内容は次のとおりである。

事 項 昭和二十八年年度総額 昭和二十七年年度計画額 比較増減額

一、地方 地方 税 三〇八、六五六

二九三、四六〇

一五、一九六

二、地方財政平衡交付金 一七二、〇〇〇

一四五、〇〇〇

二七、〇〇〇

(義務教育費国庫負担金) (九二、〇〇〇)

三、国庫 支出 金 一八〇、三〇四

一五七、一七六

二三、一二八

(イ) 普通補助負担金 四五、〇九三

四六、三二七

△ 一、二二四

(ロ) 児童保護費	四、三五八		
(イ) 公共事業費	一一一、三五三		
i 一般	七〇、一五		
ii 災害	五一、二三八		
(ニ) 失業対策事業費負担金	九、五〇〇		
四、地方債	九一、二〇〇		
(内) 交付公債	(九、七〇〇)		
		一〇二、八五九	四、三五八
		五二、六八八	一八、四九九
		五〇、一七一	一七、四二七
		八、〇〇〇	一、〇六七
		六二、五〇〇	一、五〇〇
			二八、七〇〇
			(九、七〇〇)

五、雑収入	八九、六〇五	八二、一六六	七、四三九
(イ) 使用料及び手数料	二九、七一八	二四、四八三	五、三三五
(ロ) 雑収入	五九、八八七	五七、六八三	二、二〇四
歳入合計	八四一、七六五	七四〇、三〇二	一〇一、四六三

増額内訳  
 (イ) 資金運用部資金 一三、〇〇〇  
 (ロ) 公募債 六、〇〇〇  
 (ハ) 交付公債 九、七〇〇

(二) 地方財政の膨脹の内容

昭和二十八年地方財政における新規増加財政需要額は一、〇〇〇億四千五百万円であつて、これを増加の原因別に分別すると次のとおりである。

給与改訂に伴うもの 三三、二一百万円

法令の制定改廃に伴うもの 一、四〇四 "

政府補助予算の増加に伴うもの 四〇、五四九 "

地方的事情によるもの 一七、三〇九 "

内  
 経常費  
 臨時費

二、二二二  
 一五、〇九七  
 ”  
 ”

公債費の増

七、五七二  
 ”

すなわち、増加額中政府施策に直接関連して他動的に増加する額は七五一億六千四百万円であつて、総額の七五%に当り、これらの経費の大部分は地方団体が政府と協同し、相まつて国民の公共需要の増加に答えるためのさけがたい経費であり、これに公債費の増加を加算すれば義務的経費に属する経費は約八二七億円であつて、地方団体が自主的に決定する部分は一七%に過ぎない。

昭和二十八年地方財政計画は次のとおりである。

A 歳出	事項	項	総額	内訳		
				道府県	市	町村
1 既定	財政	規	七四〇、三〇二	四一九、二四二	三三二、〇六〇	
2 昭和二八年度新規	財政	需要額	一〇〇、〇四五	五八、七三三	四一、三二二	
(1)	給与改訂に伴う給与関係費の増		三三三、二一一	二二、九八七	一〇、二二四	九四二
(2)	行政整理に伴う不要額		一、八四九	九〇七	△	一、四一三
(3)	教育委員会設置に要する経費		一、四一三	—	—	一、四一三
(4)	自治体警察廃止による不要額		△	—	△	二、三三三
(5)	人口等の増加に伴う経費の自然増加額		四、二九四	二、六八六	—	一、六〇八
(6)	恩給の特別措置に関する法律施行に要する経費		一、〇七四	八七八	—	一九六
(7)	公債	費の増	七、五七二	四、五八四	—	二、九八八



5 雑	入	八九、六〇五	三八、三六四	五一、二四一
(1) 使用料及び手数料	入	二九、七一八	一七、九四一	一一、七七七
(2) 雑	入	五九、八八七	二〇、四三三	三九、四六四
歳入	合計	八四一、七六五	四七六、八四二	三六四、九二三

備考。一、国の行政施策に伴う歳入、歳出の増減額は法律の改正等により道府県と市町村との間に異動を生ずるものとす。

二、公共事業費の道府県及び市町村の額は、昭和二十七年年度の状況を基礎として一応の推定を行い、これを基礎として地方債の道府県及び市町村の割振りを行つてゐるので政府公共事業費予算の実施結果異動を生じた場合は、これに伴い地方債の配分計画は当然これを修正するものとする。

三、地方財政平衡交付金の道府県及び市町村の割振額は、給与改訂等による経費の増減額をしんしやくして算定した二十八年度改訂単位費用案と、二十七年年度の測定単位の数値より一応の推定を行つたものであつて、単位費用の確定、二十八年度数値の異動等により修正を行うものとする。

四、地方税収入については、地方税法の改正による増減を見込んだので同法の帰趨によつて若干の修正をなすものとする。

## 二、新規財政需要額

### (一) 給与改訂による増加経費

昨年十一月に行われた給与改訂の平年度化に伴う増加経費であつて、昭和二十八年年度地方公務員数に同年度平均給与単価を乗じて算定した基本給及びこれに附帯する給与関係経費とこれに対応する昭和二十七年年度の額との増差額である。

なお、給与関係経費のうち、恩給費の増加額については、国家公務員の恩給にして、昨年十一月以

前に受給権の発生したものに關する給与改訂に伴うスライドが行われなかつたので、地方公務員についてもこれに準じ、十一月以降に受給権の発生するものについて増加を見込んでゐる。

給与関係費の増加額の内容、基本給の増加額、期末手当及び勤勉手当の増加額は次のとおりである。

(1) 給与改訂に伴う給与関係費の増加額

事 項	総 額	内			
		道	府 県	市 町 村	計
1 給与費	二五、八〇一	一八、〇〇五	七、七九六	〇	二五、八〇一
2 期末手当及び勤勉手当	二、一三三	一、五三六	五九七	〇	二、一三三
3 共済組合費	五五九	五三三	二四	〇	五五九
4 恩給費	五七	九七	〇	〇	五七
5 市町村吏員健康保険組合費	三三二	—	三三二	〇	三三二
6 超過勤務手当	七〇七	二三四	四七三	〇	七〇七
7 公務災害補償費	三九	二七	一二	〇	三九
8 退職手当	二九六	二〇〇	九六	〇	二九六
9 死亡賜金	一七	九	八	〇	一七
10 寒冷地手当	四二四	二七七	一四七	〇	四二四
11 石炭手当	五四	三五	一九	〇	五四
12 日直、宿直手当	一、八三五	一、九四〇	一〇五	〇	一、八三五
13 議員、委員等報酬手当	二九六	七八	二二八	〇	二九六
14 特別職の給与	六六一	一四	六四七	〇	六六一
計	三三三、二一一	二二、九八七	一〇、二三四	〇	三三三、二一一

(2) 給与費に関する調

区 分 人 員	二八年度所要額		二七年度既定額		差引増加所要額
	単 価	額	額	額	
道 府 県					
一 般	二四〇、七五一	(二二、二五六) 千円	三五、四〇七、七三一	三一、七〇七、三八九	三、七〇〇、三三二
小 学 校	三三六、六五八	(二二、六八三) 千円	五五、二七七、八九七	四八、三八二、三五六	六、八九五、五四一
中 学 校	一八二、六八三	(一四、九七四) 千円	三三、八三六、九〇四	二七、九〇九、五四二	四、九二七、三六二
義務制盲ろう 学校	三、六二三	(一五、八一三) 千円	六八七、四八六	五八六、二六六	一〇一、二二〇
義務制事務職 員	七、七六七	(一八、七五六) 千円	一、一四二、二〇八	一、〇三二、九二九	一一九、三七九
その他学校職 員	七六、〇六四	(二八、一一七) 千円	一六、五三六、六一八	一四、二七五、六一六	二、二六一、〇〇二
市 町 村	八四七、五四六	(二七、四〇四) 千円	一四一、八八八、九四四	一二三、八八四、〇九八	一八、〇〇四、八四六
一 般	三四八、一七五	(一一、九七四) 千円	五〇、〇二八、五六九	四四、七四二、二二七	五、二八六、三四二
教 員	九、二七九	(一四三、六八八) 千円	二、〇一七、二九二	一、七四一、四七三	二七五、八一九
警 察	九二、五五七	(一一、九七四) 千円	一三、二九九、三三〇	一一、八九四、〇三八	一、四〇五、二九二
消 防	五四、五六二	(一四三、六八八) 千円	七、八三九、九〇五	七、〇一一、四九〇	八二八、四一五
合 計	一、三三二、一一九	(二二、二五六) 千円	二二五、〇七四、〇四〇	一八九、二七三、三二六	二五、八〇〇、七一四

(3) 期末手当及び勤勉手当に関する調

道 府 県	区 分		二八年度所要額	二七年度既定額	差引増加所要額	
	市 町 村	合 計				
道 府 県	一 般 校	四、四二五、九六六	四、一四六、三三四	二七九、六三二	千円	
	小 学 校	六、九〇九、七三七	六、三二六、八七六	五八二、八六一		
	中 学 校	四、一〇四、六一三	三、六四九、七〇九	四五四、九〇四		
	義務制盲ろう学校	八五、九三六	七六、六六六	九、二七〇		
	義務制事務職員	一四二、七八八	一三三、七六七	九、〇二一		
	養務制事務職員	二、〇六七、〇七七	一、八六六、八〇一	二〇〇、二七六		
	その他学校職員	一七、七三六、一一七	一六、二〇〇、一五三	一、五三五、九六四		
	計					
	市 町 村	一 般 員	六、二五三、五七二	五、八五〇、九〇七	四〇二、六六五	
	教 員	二五二、一六二	二二七、七二九	二四、四三三		
警 察	一、六六二、四一六	一、五五五、三七四	一〇七、〇四二			
消 防	九七九、九八八	九一六、八八七	六三、一〇一			
計	九、一四八、一三八	八、五五〇、八九七	五九七、二四一			
合 計	二六、八八四、二五五	二四、七五一、〇五〇	二、一三三、二〇五			

なお、昭和二十六年に行われた給与改訂に際し、地方公務員の給与が国家公務員に比し高いとされる額、道府県一般職員三四八円、教育職員三四九円、市町村一般職員五七六円に相当する額は、これを減額したうえ、算定した増加財政需要額に基いて必要な財源措置を講じたのであるが、昭和二十七年に行われた給与改訂に伴う昭和二十八年度増加財政需要額も同様の趣旨によつて算定して

する。

この当初調整を加えた額は、給与改訂や昇給等による平均給の自然増加の関係で、財政計画上現在次のようになつてゐる。

区 分	当初調整額	現在計画上の調整額	比 較
道 府 県 一 般	三四八円	五九四円	二四六円
教 育 職 員	三四九	五七八	二二九
市 町 村 一 般	五七六	九八三	四〇七

すなわち、昭和二十八年年度の給与費につき、調整を行わなかつたと仮定したものと、調整を行つたものとの増差額を、基本給、期末手当及びその他給与関係経費について算定すると次のとおりである。

事 項	総 額	同 上 の 中			
		道	府 県	市 町 村	村
1 給 与 費	一、八三三 <small>百万円</small>			五、九〇七 <small>百万円</small>	
2 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	一、四七九		七四一	七三八	
3 共 済 組 合 費	二九〇		二三八	五二	
4 恩 給 給 費	四三五		一八六	二四九	
5 市 町 村 健 康 保 険 組 合 費	一六四		一	一六四	
6 超 過 勤 務 手 当	四五三		一〇三	三五〇	
7 公 務 災 害 補 償 費	一八		九	九	

10	9	8
寒	死	退
冷	亡	職
地	賜	手
手	金	当
当		
計		
	一四一	一四七
	一四、九七〇	一〇
		六九
		三
	七〇	七
	七、三四五	七八
		七一
		七、六二五

(二) 国庫負担補助金の増額に因る地方負担の増加額

昭和二十八年年度国の予算における国庫補助負担金による地方経費及び地方負担額の増減額は次のとおりである。

区 分	昭和二十八年度		昭和二十七年度		比 較
	経 費	地方負担	経 費	地方負担	
一、經常的経費	百万円 五、四四八	百万円 四、三六八	百万円 四、〇九〇	百万円 三、六〇四	百万円 一、八四四
児童保護費	百万円 五、四四八	百万円 四、三六八	百万円 四、〇九〇	百万円 三、六〇四	百万円 一、八四四
その他	百万円 六、七九四	百万円 四、〇〇〇	百万円 三、八八一	百万円 六、七四六	百万円 一、九四九
計	百万円 七、三三三	百万円 四、九四一	百万円 三、九六一	百万円 四、六三七	百万円 四、〇八二
二、投資的経費	百万円 一、九八〇	百万円 七、〇二五	百万円 六、六九三	百万円 一、〇二五	百万円 五、二六八
公共事業費	百万円 一、九八〇	百万円 七、〇二五	百万円 六、六九三	百万円 一、〇二五	百万円 五、二六八
災害	百万円 六、五九三	百万円 一、三三八	百万円 一、四四七	百万円 六、九三三	百万円 一、八四九
失業対策事業費	百万円 一、七六四	百万円 九、〇〇〇	百万円 七、六六四	百万円 一、五二四	百万円 七、一四〇
計	百万円 三、三三三	百万円 一、三三八	百万円 九、〇二五	百万円 一、六六四	百万円 一、〇〇〇
合 計	百万円 二、九〇九	百万円 一、八〇三	百万円 一、三九三	百万円 二、五五〇	百万円 一、七二七

すなわち、二二三億円の国庫補助負担金の増加により、地方負担一七四億円を増加することとなるのであるが、更に内容について見ると、經常的経費については、児童保護費に対する国庫負担金の復

活により、二五億円の地方負担を減したが、その他の経費については、一二億円の補助金の減に拘わらず、三四億円の地方負担の増加が齎らされている。この原因は、農業委員会費等の如く、国庫負担率が引下げられたものがあること。生活保護費等の如く、国庫負担率の高い負担金が減少したと。保健所費等の如く国庫負担率の低い負担金が増加したこと等による。「その他」の国庫補助負担金の主な内容は次のとおりである。

事 項	地方経費	同 上		地方負担額
		国庫補助負担金	地方負担額	
産業教育振興補助金	七三五	二五一	四八四	
精神衛生補助金	一二	六	六	
保健所補助金	八七三	二八七	五八六	
結核予防補助金	二四	二二	四七	
生活保護費補助金	一、〇五九	八七三	一八六	
新規引揚無縁故者住宅設置費	五〇〇	三五〇	一五〇	
重要食糧農作物原種圃設置費	三〇〇	一三	三三三	
水稻健苗育成施設費補助	五〇	五〇	〇	
農業委員會	二七三	三五六	六二九	
病虫害駆除予防費	三九四	一〇七	一八七	
自作農創設維持事務費	五二	五二	〇	
農業改良普及事業費	九〇	三七	五三	
家畜伝染病予防費	五	一六	二一	
民有林森林計画費	三四四	一七二	一七二	
一般公共職業補導所補助金	三三	二二	一一	

その	他補助金	△	二二六	△	一、三二一	△	一、〇九五
計			二、三三八	△	一、三二四		三、四六二

次に投資的経費においては、二〇〇億円の補助金の増加に伴い一六五億円の地方負担が増加している。就中、一般公共事業費の増加が著しく、地方負担二〇八億円の増加となつてゐるが災害復旧費については、国庫補助一〇億円の増加に拘わらず地方負担は四五億円を減じてゐる。これは災害復旧費の補助率が、災害の規模と団体の財政力とにより逡増するよう決定されるので、過去における災害の程度と場所と、各年度の復旧事業の進捗とにより年々の平均負担率が定まるのであつて、明年度のこの平均負担率は本年度にくらべ増加する結果である。

公共事業費の地方負担額の増加状況について、昭和二十五年を基準として、地方債の増加状況に比較すると、次のとおり、公共事業費の地方負担額の増加率より地方債の増加率の方が上廻つてゐる。

年 度	公 共 事 業 費		地 方 債	
	地方負担額 百万円	指 数	地 方 債 百万円	指 数
昭和二十五年	三三三、二六九	一〇〇	三〇、四五〇	一〇〇
昭和二十六年	五一、八六七	一五六	五〇、三〇〇	一六五
昭和二十七年	六七、八二六	二〇四	六二、五〇〇	二〇五
昭和二十八年	八四、一五〇	二五三	八一、五〇〇	二六八

(三) 単独事業費の増加額

地方団体における単独事業費の需要の増加は政府の計画する公共事業費のそれとほぼ事情を等しく

するものと考え、二十八年年度国の予算における公共事業費及び失業対策事業費の総額に直轄分担金を除いた地方負担の額を合算した公共事業の総事業量の二十七年年度に対する増加率は一、二四八倍の増加となるので、二十七年年度既定額五一三億に一・二四八を乗じて二十八年年度で単独事業の総額を見込むとともに、別に歳入中雑入の見込替に伴う増差額はこれを地方財源所要額に影響せしめなため単独事業費に加算し、全体の増加額を一五、〇九七百万円と見込んだのである。

三、収入増加額

(一) 地方税収入の増加

地方税収入の前年度に対する増加額は、一五二億円あつて、そのうち、一一億円は地方税法の改正によるものであるが、その実質的な内容は他の自然増収額と區別して考える程のものではないので、一括して道府県税、市町村税別に、その内容を見ると次のとおりである。

税 目	昭和二八(A)		昭和二七(B)		A-B	A/B
	百万円	百万円	百万円	百万円		
一、道府県税						
事 業 税	八二、五七五	八一、六四三	九三二	一〇〇一		
入 場 税	二〇、八八二	二二、三六九	一、四八七	〇・九三三		
遊 興 税	一七、七〇三	一七、七一八	△	一五		〇・九九九
飲 食 税	六、五〇九	五、六〇七	△	九〇二		一・二六一
そ の 他						
計	一二七、六六九	一二七、三三七	三三三	一〇〇三		

二、市町村民税

市町村民税	七八、一八八	七〇、九〇三	七、二八五	一・一〇三
固定資産税	八〇、八六二	七二、四七六	八、三八六	一・一一六
電気ガス税	一三、九七六	一三、二〇三	七七三	一・〇五九
その他	七、九六一	九、五四一	一、五八〇	〇・八三四
計	一八〇、九八七	一六六、一二三	一四、八六四	一・〇八九
三、合 計	三〇八、六五六	二九三、四六〇	一五、一九六	一・〇五二

右の如く、全体として、増加率が少く、就中府県税について殆んど増収を見られない。この原因は、本来、伸張性のある入場税、遊興飲食税につき、昨年大幅な税率軽減が行われたため、著しく、その機能が減殺されたことにもよるのであるが更に、道府県税の大宗をなす事業税が、企業における利潤を課税客体とするため、経済界の影響を敏感に受け、安定性がなければかりでなく、その伸張力は一般に少くなつて行く傾向に加えて、基礎控除の引上げが併せ考慮されている結果殆んど増収を見込まれないことに、根本的な原因があるように思われる。明年度における新規財政需要の増加は給与関係費が大部分を占めている関係上、府県における増加が著しいに拘わらず、国有財源の増加が少いことは、全体として、国家財政への依存度を高め、財政の弾力性を減少せしめることとなるものと予想される。

(二) 使用料手数料の増加見込

昭和二十七年年度計画額を基礎とし、左の増加率により増収を見込んだ。

## 道 府 県

増 加 率

増 加 額  
百万円

水利 使用 料

一・三一四

三六三

その他 使用 料

一・二〇〇

一、八三五

手 数 料

一・二八

一、一八四

計

三、三八二

## 市 町 村

使用 料 及 手 数 料

一・一八

一、八五三

右のうち、水利使用料については、料金引上(一七〇円から二二五円)による増収に若干の自然増加を見込みその他使用料は、前年度に対する基本給単価の増加率により、料金の改訂を行うことを期待し、授業料についてはこれに生徒数の増加に伴う自然増加を見込んだ。

手数料は、法令によるものについては、過般地方公共団体手数料令を改正し、料金額決定の時期をその後における給与その他一般物価水準上昇の状況を勘案し、必要な改訂を行ったので、この改訂による収入増加見込率により、爾余の法令による手数料についてもこれに準じた措置が考慮される見込みをもつて、それぞれ増収を見込み、法令による以外の手数料についても亦、給与引上その他の状況を勘案し、それぞれ料金改訂を行い、増収を図ることを期待した。

(三) 雑収の増収

地方収入中、地方税、交付金、国庫支出金、地方債、使用料、手数料、繰越金以外の一切の収入を一括して雑収と呼ぶことにしている。その種類は、財産収入、財産売却代、負担金、分担金、寄附金、物品売払代金、繰入金(競馬競輪等収益事業の収益金及基本財産金等の繰入れ)納付金、弁償金等である。昭和二十八年年度においては、昨年道路法改正に因り、道路損傷負担金が徴収できないことになつたので、この平年度化に伴う減収一九〇百万円を見込んだ外は、財政計画全体を可及的現実に近づける趣旨において、昭和二十六年年度の決算による額に見込替えを行つたに止まり、これによる増加収入額約二十三億円は一般財源としての取扱を行わず、これに見合う額は歳出中単独事業に加算することとした。

(四) 地方債の増加

昭和二十八年年度における地方債の増加は二八七億円で、地方債総額は九一二億円である。(註) 企業会計分としては、地方債は六〇億円の増加で、地方債総額は二三五億となつてゐる。地方債の増加は次のとおりである。

普通会計分	二七年度	二八年度	増加額
資金運用部資金	五七五 <small>億円</small>	七〇五 <small>億円</small>	一三〇 <small>億円</small>

公 募 資 金	五〇	一〇〇	六〇
交 付 公 債	〇	九七	九七
計	六二五	九一二	二八七
企 業 會 計 分			
資 金 運 用 部 資 金	一四五	一六五	二〇
公 募 資 金	三〇	七〇	四〇
計	一七五	二三五	六〇

地方債の増加額中、交付公債による九七億円は、政府直轄事業の分担金について、一般財政規模が小さく、その弾力性の少い地方団体に対して、地方団体の交付公債の発行を承認し、これを数年間に分割納付せしめようとする特別の配慮に基くものであつて、従来の意味の地方債の増加額は普通会計分一九〇億円である。この増加をもつて、地方財政全体の臨時事業費、地方負担額とこれに対する地方債の充足割合を採り、前年度と比較して見ると次のとおりである。

区 分	昭和二八年度		同二七年度		比 較
	百 万 円	比	百 万 円	比	
臨時事業地方負担額	六〇、四四九		四八、八七七		六、五九三
公共事業一般	(六九、六九三)		一八、九四九		(一六、三〇四)
災害	一三、九九〇		七、五一四		一五〇
失業対策事業費	(一四、四三七)		五、一三〇		一二、七三二
単独事業費	七四、〇三二		一二六、六四〇		(一九、四六五)
計	(一四六、八一〇)		六一、五〇〇		一九、〇〇〇
地方債発行総額	八一、五〇〇		六一、五〇〇		

地方債充足割合

五五%

五〇%

五%

備考（括弧内は直轄事業分担金を含めた額）

すなわち、地方債の増加額は、臨時事業費の増加額とほぼ同額であり、地方債充足率は、五%を増加するに過ぎない。而して、一般に地方団体の財政はその規模が小さいため弾力性に乏しく又臨時事業費の分量は年度間に異動があり、限られた弾力性の範囲内でこれを処理して行くためには、地方債の手段により財源の年度間の調整を図る必要が多い。このような点に鑑みれば、この地方債の充足率は決して高いとはいえないし、増加発行後の地方債現在高の総額は約二千八百億円となる見込であつて、仮りに平均利率を六分五厘とすれば、一ヶ年利子額は一八二億円であつて、この額は地方税収入総額の約六%、地方税と平衡交付金との合計額の三・八%に当る。